

第3期 恩納村
子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

恩納村



はじめに

近年、少子高齢化の進行や核家族化、共働き世帯の増加など子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、保護者の皆さまが抱える課題や悩みは、従来以上に多様化し、複雑なものとなっています。

多様化する教育・保育ニーズに対応するため、保育所や幼稚園の受け皿の整備、保育人材の確保・育成、発達支援の充実など、柔軟かつ実効性のある支援を展開するとともに、子どもたちが健やかに育ち、安心して暮らせるようにすること、そして一人ひとりの持つ力や可能性を十分に伸ばせる環境を整えることは、地域や社会全体で取り組むべき大切な課題だと考えています。

これまで、本村では平成27年3月に「恩納村子ども・子育て支援事業計画」令和2年3月に「第2期恩納村子ども・子育て支援事業計画」策定し、この度、第2期計画が最終年度を迎えることから、これまでの施策を継承しつつ、第2期の計画の検証や子育て当事者を対象に実施したニーズ調査を反映した「第3期恩納村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

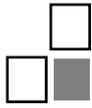
次世代を担う子どもが、いつまでも住み続けたい村、住み続けられる村となるよう、引き続きこの計画に基づく様々な施策に取り組んでまいります。

最後になりますが、計画策定にあたりまして、多大なご協力を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査へのご協力により貴重なご意見をお寄せいただきました村民の皆様、関係団体の皆様にご心より感謝申し上げますとともに、今後も一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

恩納村長 長浜 善巳

目次

第1章 計画の概要.....	1
1.計画策定の背景・趣旨.....	1
2.計画の位置づけ.....	2
3.計画の対象.....	3
4.計画の期間.....	3
5.計画の策定体制.....	4
第2章 本村の子どもを取り巻く状況.....	5
1.人口等の基礎データの状況.....	5
2.教育・保育環境の状況.....	14
3.ニーズ調査結果の概要.....	23
4.子どもの貧困対策に関する調査の概要.....	33
5.ひとり親家庭等に関する調査の概要.....	50
6.第2期計画の点検・評価.....	55
第3章 計画の基本的な考え方.....	59
1.計画課題の整理.....	59
2.計画の基本理念.....	60
3.基本目標.....	61
4.施策の体系.....	62
5.重点施策.....	63
第4章 基本目標ごとの施策の展開.....	65
基本目標1:幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実.....	65
基本目標2:子どもが健やかに育つための支援の充実.....	69
基本目標3:子育てしやすい社会環境の構築.....	74
第5章 量の見込みと確保方策について.....	81
1.教育・保育提供区域について.....	81
2.将来人口推計結果と量の見込みの算出方法.....	82
3.教育・保育施設の現状と確保方策の考え方.....	85
4.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の考え方.....	88
第6章 計画の推進.....	97
1.計画の推進体制.....	97
2.人材確保及び計画の周知.....	97
3.計画の進捗管理・点検.....	97
資料編.....	99



第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

国は急速な少子高齢化の進行並びに子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会を形成し少子化に歯止めをかけることを目的に、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」(平成26年までの時限立法)を制定しました。この法律に基づき、平成17年度から平成26年度の10年間で次世代の育成に関する集中的・計画的な取り組みを進めてきました。

こうしたことを受けて新たな支援制度を構築するために、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子ども・子育て支援新制度として「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

「子ども・子育て支援法」では「子ども・子育てを社会全体で支援」、「全ての子どもへの良質な生育環境を保障」、「地域の実情に応じた総合的・効率的な支援」を理念とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとしています。また、そのための具体的な取り組みについて同法で市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することを義務付けられています。

本村では、平成22年3月に平成26年度を目標年度とする「恩納村次世代育成支援行動計画(後期計画)」の策定をはじめに、平成27年3月には「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「恩納村子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2年に「第2期恩納村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童の解消をはじめ、教育・保育の質の向上、子育て家庭への支援の充実に向けた取り組みを展開してきました。

その後、国においては、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。さらに、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立し、この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとされました。

くわえて、令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正され、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称を変更するとともに、こども大綱の記述を踏まえ、解消すべき「子どもの貧困」を具体化し、子どもの貧困の解消に向けた対策として、子どもの将来の貧困を防ぐことなどを推進していくこととされました。

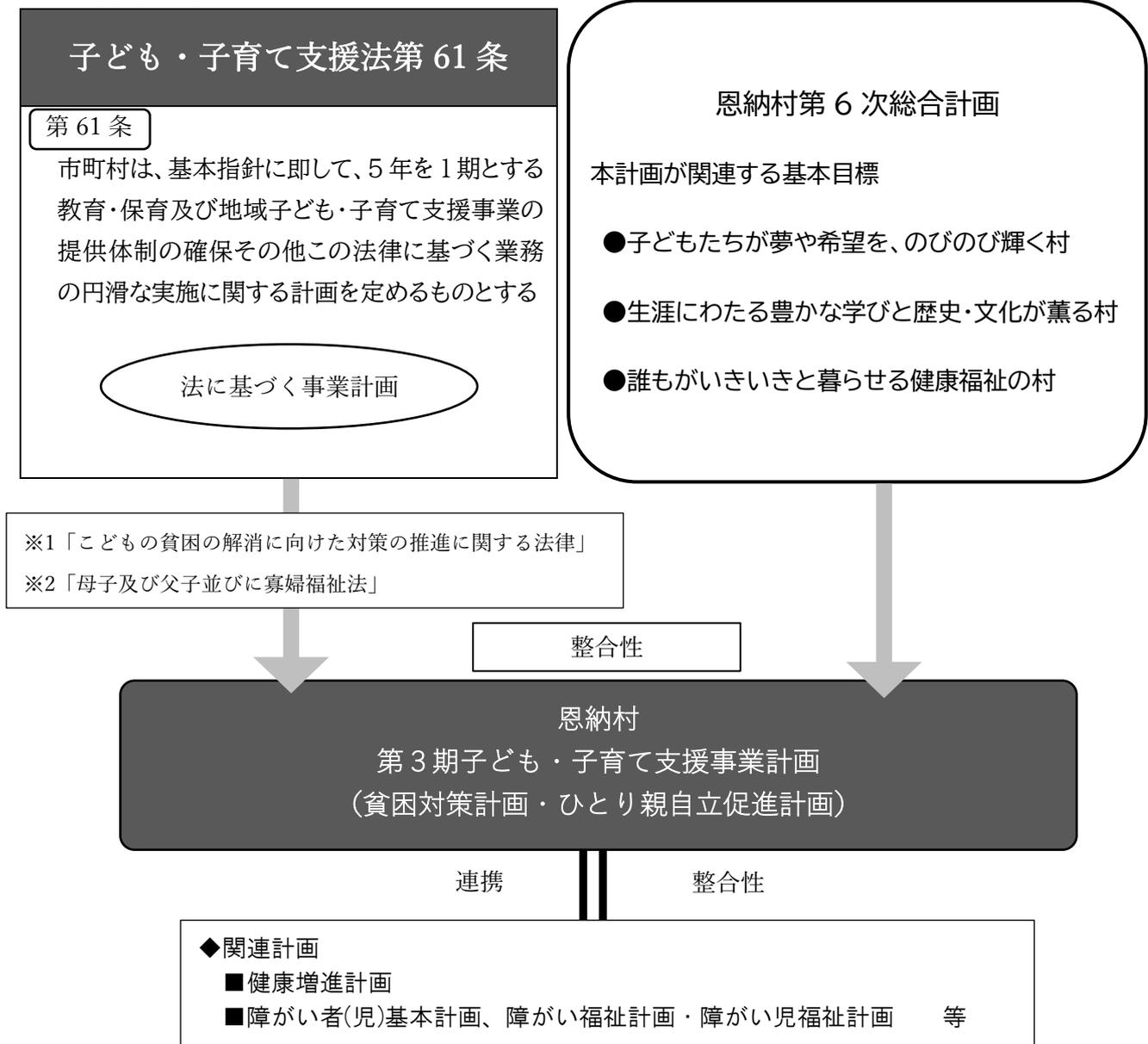
このような中、令和6年度が「第2期恩納村子ども・子育て支援事業計画」の最終年度となっていることから、これまでの取り組みについて評価・検証しつつ、さらなる子ども・子育て支援の充実を図ることや、子どもの貧困の解消に向けた対策や、ひとり親家庭等の支援など社会課題への取り組みの推進に向けて総合的な子ども・子育て支援に取り組むことを目的に「第3期恩納村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2.計画の位置づけ

本計画は、むらづくりの基本となる「恩納村総合計画」を上位計画とし、その他の関連する計画と整合性を図り、子ども・子育て支援並びに次世代育成支援に係る個別計画として位置づけます。

また、「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」も一体的に策定するものとします。

■計画の位置づけ



3. 計画の対象

本計画は、就学前児童(0～5歳)から小学生を中心に、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭及び地域、学校、事業所、行政など子ども・子育てに係る様々な主体が対象となります。

4. 計画の期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間の中間年となる令和9年度(2027年度)を目安として、本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行うものとします。



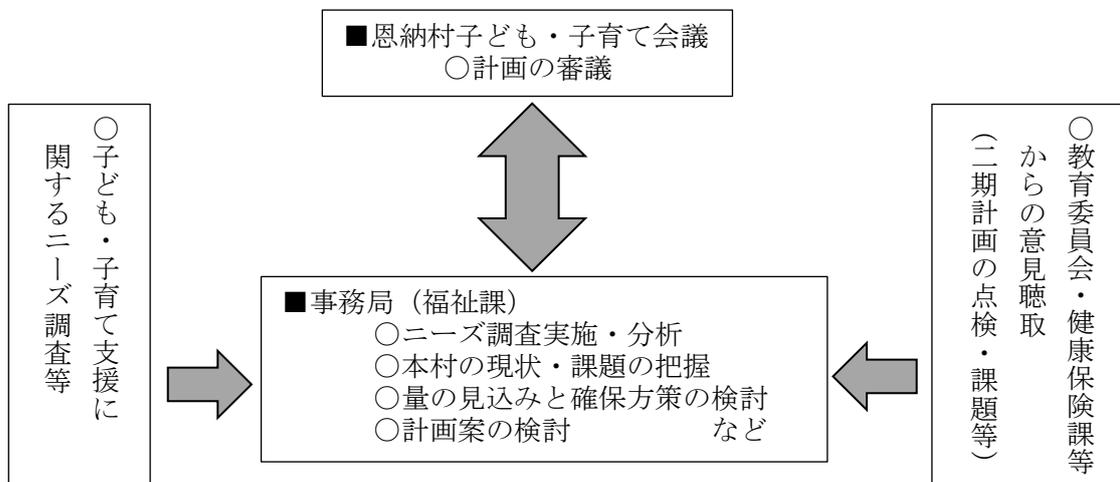
5.計画の策定体制

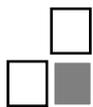
本計画の策定にあたり、本村の子どもの教育・保育に関わる現状や子育てのニーズを把握するため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」「子どもの貧困対策に関する調査」「ひとり親家庭等に関する調査」などのアンケートを実施しました。

また、第2期計画で位置付けた取り組みの点検・評価を行いました。

これらの基礎資料を基に、学識経験者、教育・保育、保健、福祉など、様々な分野の関係者及び保護者代表で構成する「恩納村子ども・子育て会議」を開催して審議を行い、計画を策定しています。

【策定体制イメージ】





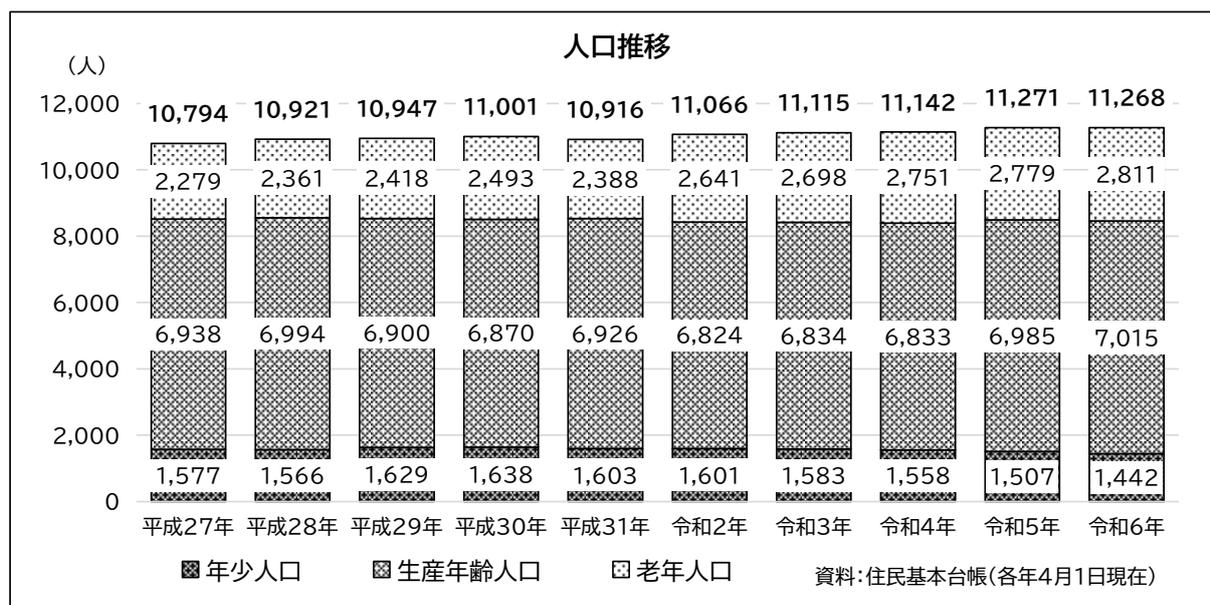
第2章 本村の子どもを取り巻く状況

1. 人口等の基礎データの状況

①人口推移

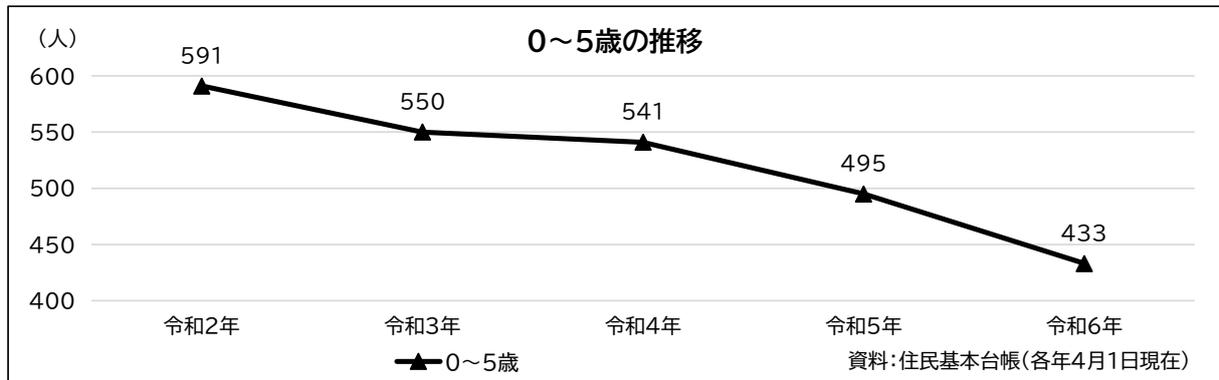
本村の総人口をみると、この10年間では平成27年の10,794人から平成30年までは微増傾向で推移し、平成31年に一時減少するもののそれ以降は再び微増傾向で推移し、令和5年から6年(11,268人)にかけては、ほぼ横ばいで、10年前と比べ474人の人口増となっています。

年齢3区分の人口推移について、0歳から14歳までの年少人口は平成28年から平成30年にかけて増加がみられるものの、それ以降は減少傾向となっており、令和6年はこの10年間で初めて1,500人台を割り込んでいます(1,442人)。15歳から64歳までの生産年齢人口は増減を繰り返しながら推移しているものの、令和5年からは増加で推移し、7,000人を超えています。65歳以上の老年人口は平成31年を除いて経年増加で推移し、令和6年は平成27年に比べ532人増加しています。



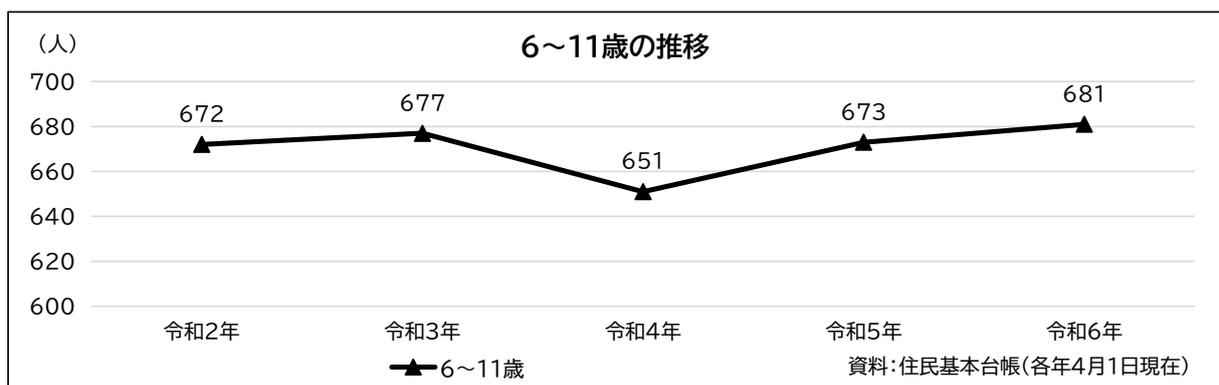
②就学前児童の人口推移(小学校入学前の0～5歳人口)

0～5歳人口は、令和2年の591人から減少傾向で推移し、令和5年からは500人台を割り込んでいます(令和6年433人)。



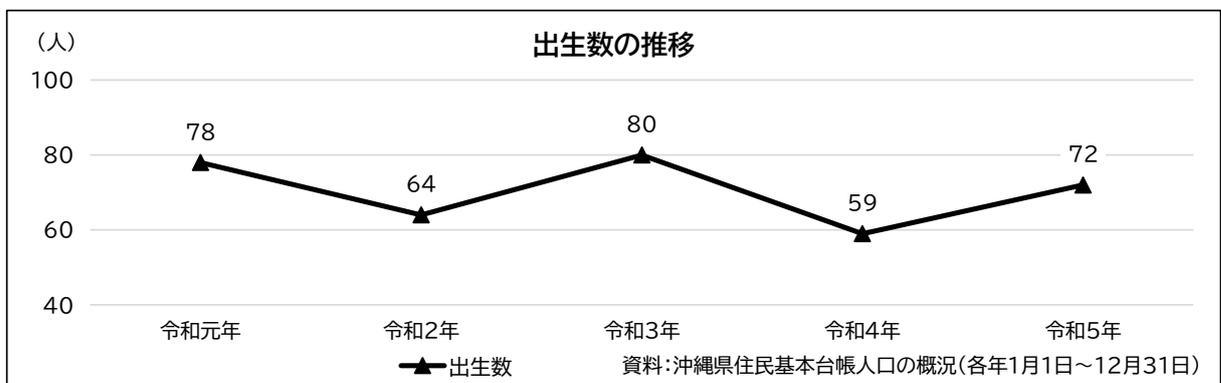
③小学校児童の人口推移(6～11歳人口)

6～11歳人口は、令和2年の672人から令和4年に一時減少するものの、令和5年からは微増で推移しています(令和6年681人)。



④出生数

恩納村の過去5年間の出生数の推移(沖縄県-住民基本台帳人口の概況より)をみると、令和元年の78人から隔年で増減を繰り返しており、令和4年に50人台にまで落ち込みますが、令和5年には72人と再び増加に転じています。5年間の平均は約70人となります。



⑤合計特殊出生率

一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数を表す、合計特殊出生率の推移をみると、平成30年～令和4年の本村の値は1.46で、沖縄県の1.80を下回っています。

合計特殊出生率の推移

	平成5年～平成9年	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年	平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
恩納村	1.86	1.73	1.59	1.63	1.77	1.46
沖縄県	1.9	1.83	1.74	1.86	1.93	1.80
全国	-	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

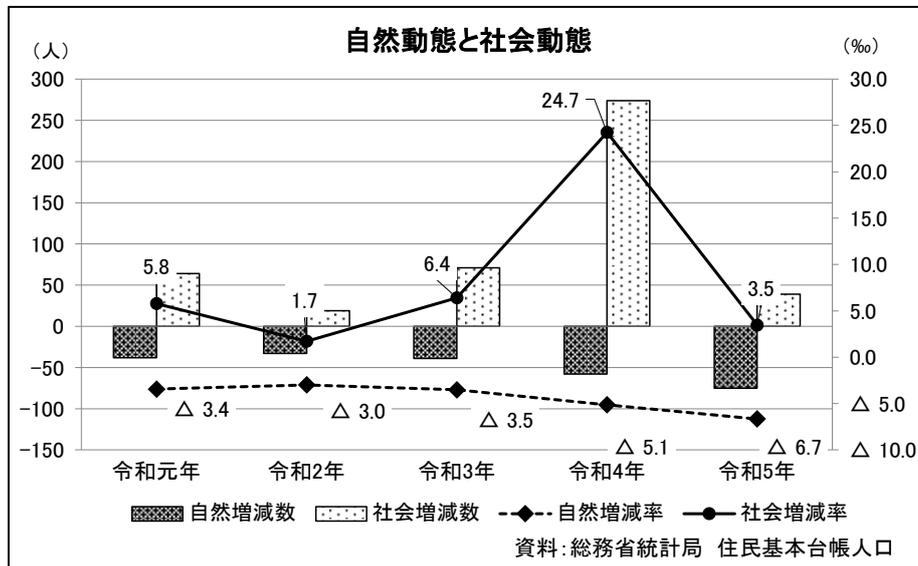
資料：恩納村と沖縄県は「人口動態保健所・市区町村別統計」より
 全国は「人口動態統計特殊報告」より

⑥自然動態と社会動態

自然動態(出生数から死亡者数を引いた値)の推移をみると、令和元年から令和6年までは出生数が死亡者数を下回る自然減が続いています。

一方、社会動態(転入者数から転出者数を引いた値)の推移をみると、転入者数が転出者数を上回る社会増の状況が見られます。

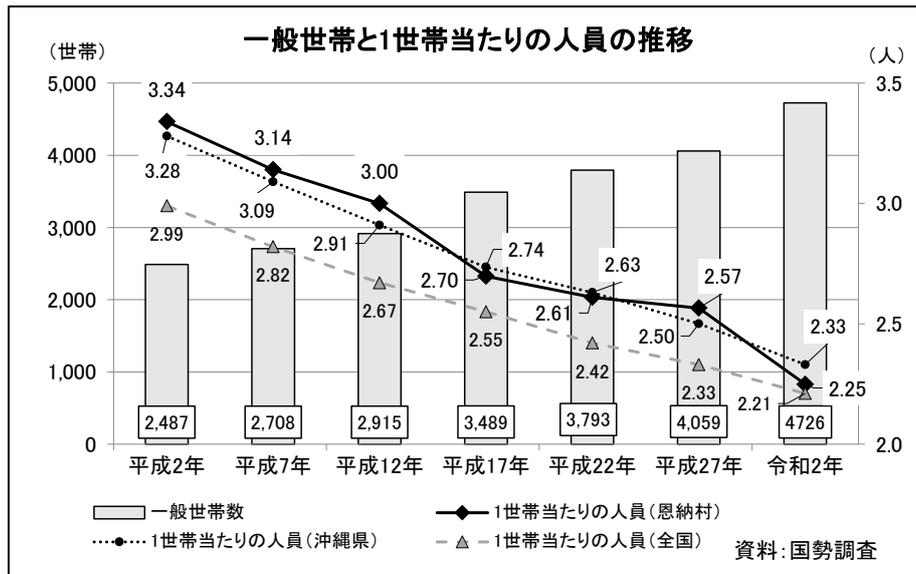
本村の人口動態をみると、自然動態に比べて社会動態の人数が多く、社会動態の動向が人口の増減への影響が大きいことがうかがえます。



⑦世帯の推移

一般世帯数および1世帯あたりの人員をみると、令和2年は 4,726 世帯、1世帯あたり人員 2.25 人となっています。1世帯あたりの人員は沖縄県平均の 2.33 人と同程度となっており、全国平均の 2.21 人を上回っています。

世帯数と1世帯あたりの人員の推移をみると、世帯数は平成2年の 2,487 世帯から一貫して増加傾向にあります。一方、1世帯あたりの人員は、平成2年の 3.34 人から一貫して減少傾向となっています。



⑧婚姻・離婚の動向

本村の婚姻率と離婚率は、人口規模が小さいため年度によって変動が大きくなります。

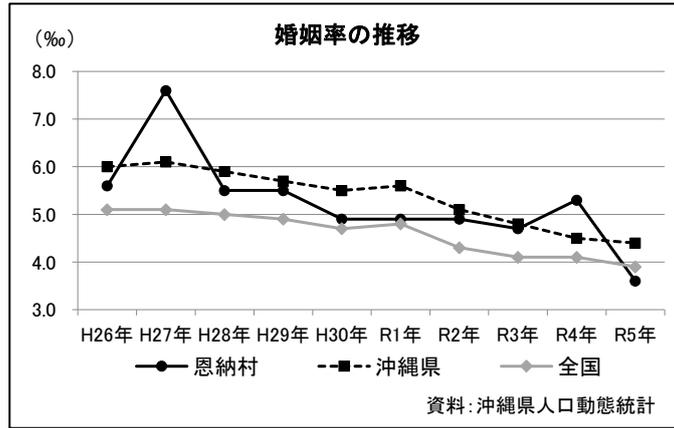
婚姻率をみると、令和5年は3.6%で36件となっており、平成26年からの推移をみると、平成27年においては増加するものの、それ以降は減少傾向となっています。

離婚率をみると、令和5年は 1.7%で17件となっており、平成26年からの推移をみると、平成26年を除き全国よりも高い値となっています。

婚姻率の推移

		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
恩納村	婚姻率	5.6	7.6	5.5	5.5	4.9	4.9	4.9	4.7	5.3	3.6
	婚姻件数	58	77	56	59	49	49	50	48	54	36
沖縄県	婚姻率	6	6.1	5.9	5.7	5.5	5.6	5.1	4.8	4.5	4.4
全国	婚姻率	5.1	5.1	5	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1	3.9

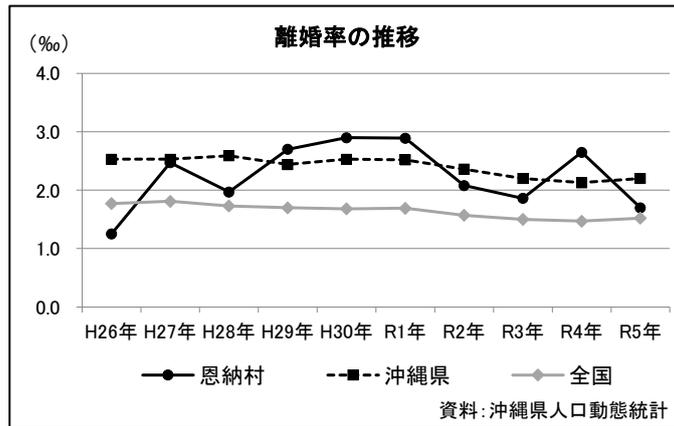
資料：沖縄県人口動態統計



離婚率の推移

		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
恩納村	離婚率	1.2	2.5	2	2.7	2.9	2.89	2.08	1.86	2.65	1.7
	離婚件数	13	25	20	29	29	29	21	19	27	17
沖縄県	離婚率	2.5	2.5	2.6	2.4	2.5	2.52	2.36	2.2	2.13	2.2
全国	離婚率	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.69	1.57	1.5	1.47	1.52

資料: 沖縄県人口動態統計



⑨世帯構成の推移

国勢調査における世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は増え続けています。また、核家族世帯も増え続けており、夫婦と子ども世帯及び父子家庭は、令和2年に減少しているものの、母子家庭は増加傾向で推移しています。

世帯構成の推移

単位：世帯、%

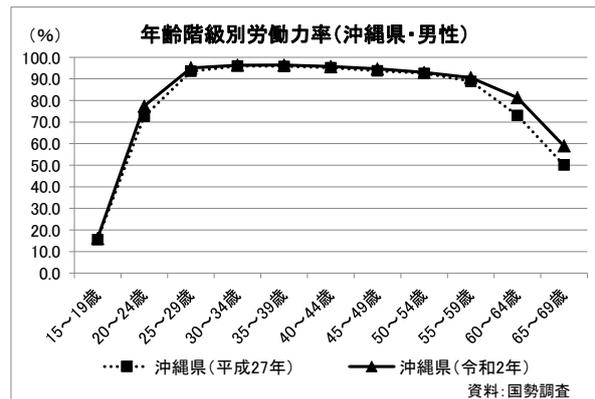
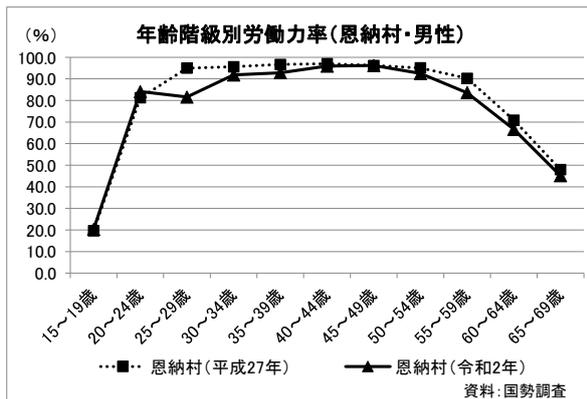
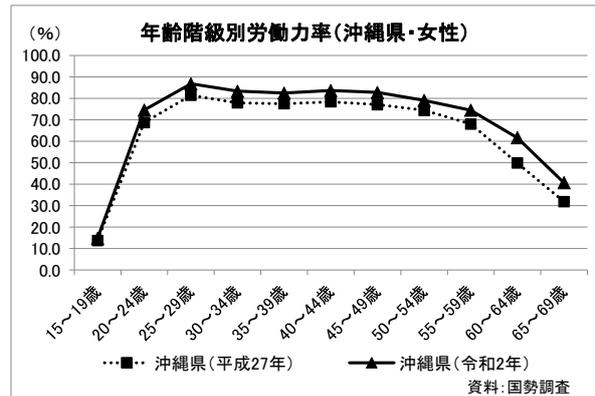
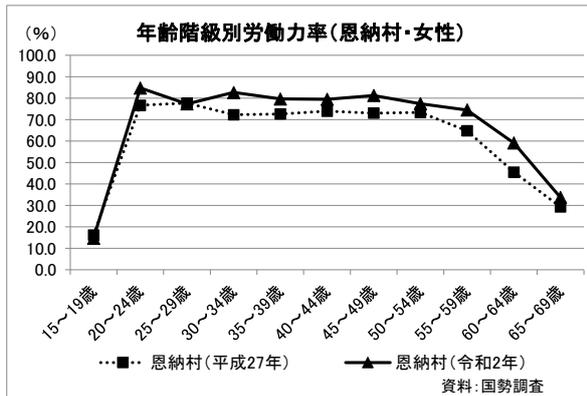
	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		
		%		%		%		%	%	沖縄県%	
一般世帯数	2,915		3,489		3,793		4,059		4,726		
核家族世帯	1,668	57.2	1,831	52.5	1,974	52.0	2,172	53.5	2,247	47.5	55.2
夫婦と子ども	1,022	35.1	1,052	30.2	1,072	28.3	1,100	27.1	1,084	22.9	27.3
18歳未満の親族がいる世帯	599	20.5	601	17.2	589	15.5	618	15.2	654	13.8	17.7
6歳未満の親族がいる世帯	255	8.7	273	7.8	290	7.6	319	7.9	317	6.7	9.0
父子家庭	47	1.6	61	1.7	67	1.8	103	2.5	99	2.1	1.8
18歳未満の親族がいる世帯	16	0.5	13	0.4	10	0.3	13	0.3	17	0.4	0.5
6歳未満の親族がいる世帯	2	0.1	1	0.0	3	0.1	2	0.0	3	0.1	0.1
母子家庭	268	9.2	325	9.3	337	8.9	381	9.4	412	8.7	10.3
18歳未満の親族がいる世帯	68	2.3	107	3.1	103	2.7	109	2.7	145	3.1	3.8
6歳未満の親族がいる世帯	17	0.6	22	0.6	16	0.4	22	0.5	39	0.8	1.0
核家族以外の世帯	458	15.7	447	12.8	478	12.6	494	12.2	408	8.6	5.9
単独世帯	780	26.8	1,195	34.3	1,281	33.8	1,332	32.8	2,014	42.6	37.4

資料：国勢調査

⑩年齢階級別労働力

年齢階級別の労働力率のグラフをみると、令和2年の女性では25～29歳の期間において若干の落ち込みがみられるM字型の形となっており、この傾向は出産・育児による労働力の落ち込みと考えられます。

男性においても、令和2年の25～29歳の期間において若干の落ち込みがみられるものの、20～24歳から55～59歳までの期間は80%以上と安定した労働力率となっています。



①産業構造

産業構造をみると、男性の総数(全ての年代)における産業構造は、「宿泊業, 飲食サービス業」および「農業, 林業」と「建設業」の占める割合が高くなっています。

一方、女性の総数(全ての年代)における産業構造は、「宿泊業, 飲食サービス業」および「医療, 福祉」「卸売業, 小売業」の占める割合が高くなっています。

とくに、「宿泊業, 飲食サービス業」では男女ともに沖縄県及び全国平均を10ポイント以上上回っています。

男女別年齢別産業構造

単位: %

男性	総数			20代			30代			40代		
	恩納村	沖縄県	全国									
農業, 林業	12.2	4.9	3.5	2.9	1.7	1.4	4.6	2.3	1.8	7.8	2.6	1.7
漁業	4.0	0.7	0.3	1.8	0.4	0.2	3.9	0.4	0.2	4.3	0.5	0.2
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	0.1	0.1	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.1	0.0
建設業	10.3	14.3	10.9	5.0	12.3	8.6	9.8	12.4	9.2	11.6	14.2	11.8
製造業	3.1	5.2	19.7	1.5	4.7	21.1	1.9	5.2	22.7	3.8	5.6	22.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.8	0.7	0.9	0.7	0.7	1.2	1.0	0.7	0.7	1.3	0.9
情報通信業	1.1	3.0	4.4	0.7	4.3	6.1	1.0	4.3	6.0	2.2	3.4	5.4
運輸業, 郵便業	3.4	6.6	7.7	2.4	4.6	5.2	1.5	5.1	6.5	3.8	6.3	8.4
卸売業, 小売業	7.4	12.3	13.1	8.6	15.4	14.3	6.4	13.0	13.1	9.2	12.2	13.3
金融業, 保険業	0.2	1.5	1.9	0.0	1.7	1.9	0.4	1.8	2.0	0.2	1.4	1.8
不動産業, 物品賃貸業	1.3	2.7	2.3	0.7	2.2	1.5	1.2	2.3	1.7	1.6	2.3	1.8
学術研究, 専門・技術サービス業	1.5	3.8	4.2	1.1	2.8	3.4	1.0	3.6	4.3	1.9	4.0	4.2
宿泊業, 飲食サービス業	21.3	6.4	3.7	40.8	9.8	6.3	23.0	6.5	3.0	18.7	6.0	3.1
生活関連サービス業, 娯楽業	5.8	3.1	2.5	5.3	3.5	2.9	6.4	3.4	2.5	5.2	3.3	2.1
教育, 学習支援業	7.5	4.3	3.7	6.1	4.4	4.5	13.9	5.0	3.7	9.3	4.9	2.9
医療, 福祉	4.4	8.1	5.9	3.7	8.1	6.3	6.6	10.5	7.6	4.3	9.2	5.8
複合サービス事業	1.2	1.0	0.8	0.7	0.9	0.7	1.5	1.2	0.9	1.6	1.2	1.1
サービス業(他に分類されないもの)	7.5	9.1	7.2	4.6	7.0	5.4	8.1	8.0	5.9	8.3	8.8	6.3
公務(他に分類されるものを除く)	6.1	8.0	4.5	12.1	10.8	5.9	7.1	10.7	5.8	4.8	9.5	5.0
分類不能の産業	1.0	4.1	2.9	1.3	4.6	3.6	0.4	3.3	2.2	0.7	3.2	2.1

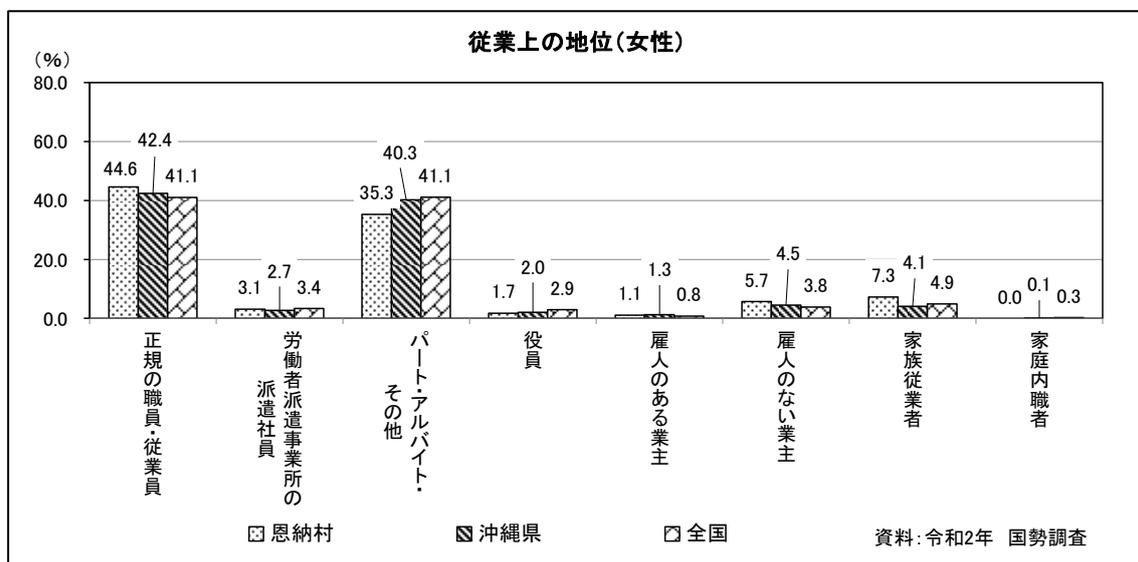
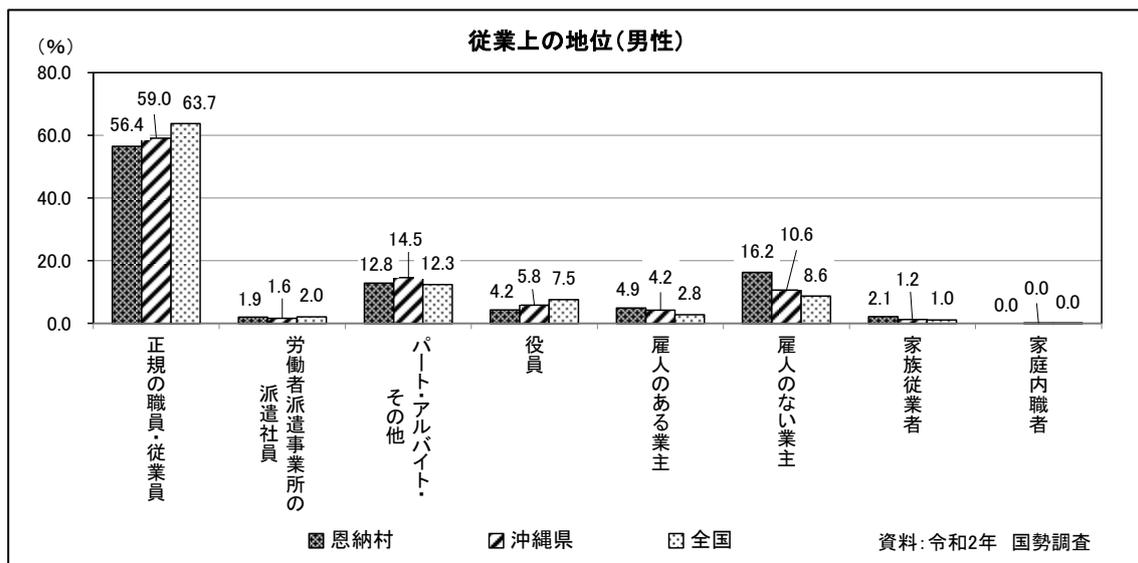
女性	総数			20代			30代			40代		
	恩納村	沖縄県	全国									
農業, 林業	4.5	2.1	2.8	0.4	0.5	0.7	1.3	1.0	1.2	4.0	1.2	1.2
漁業	0.7	0.1	0.1	0.4	0.1	0.0	0.3	0.1	0.1	0.9	0.1	0.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
建設業	2.1	2.8	2.8	1.0	2.9	1.9	3.3	2.9	2.7	2.0	3.2	3.3
製造業	3.4	4.0	10.9	0.6	3.3	10.7	2.0	3.3	11.4	4.9	3.9	12.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.0	0.3	0.2
情報通信業	0.8	1.9	2.2	1.2	3.1	4.2	1.5	3.1	3.6	0.4	2.1	2.4
運輸業, 郵便業	0.6	1.9	2.7	0.8	1.8	2.5	0.8	1.8	2.6	0.2	1.8	3.2
卸売業, 小売業	12.4	16.3	17.9	8.0	15.0	17.8	11.7	15.0	17.1	10.5	15.4	17.8
金融業, 保険業	1.1	2.4	3.0	1.2	2.8	3.5	1.3	2.8	3.5	1.3	2.6	3.1
不動産業, 物品賃貸業	1.2	1.9	2.0	0.2	1.8	1.5	1.5	1.8	1.6	1.3	1.8	1.6
学術研究, 専門・技術サービス業	1.3	2.5	3.0	0.6	3.4	3.1	2.0	3.4	3.9	2.4	3.0	3.6
宿泊業, 飲食サービス業	31.5	10.1	7.4	56.4	7.8	8.7	27.8	7.8	5.7	20.3	7.7	6.3
生活関連サービス業, 娯楽業	6.1	4.6	4.6	4.3	4.9	5.3	8.4	4.9	4.7	7.1	4.1	3.9
教育, 学習支援業	9.6	7.7	6.4	6.4	8.6	6.8	13.5	8.6	6.5	14.0	9.4	6.7
医療, 福祉	14.9	24.5	22.1	10.9	26.1	22.1	13.5	26.1	24.1	19.2	25.6	23.4
複合サービス事業	0.4	0.7	0.7	0.2	0.8	0.7	0.5	0.8	0.7	0.9	0.9	0.8
サービス業(他に分類されないもの)	6.1	8.1	5.9	3.7	7.9	4.4	6.4	7.9	5.0	5.6	8.5	5.4
公務(他に分類されるものを除く)	2.6	4.1	2.4	2.7	5.6	2.8	3.1	5.6	2.8	3.6	5.2	2.7
分類不能の産業	0.7	3.9	3.2	0.8	3.0	3.2	0.8	3.0	2.5	1.3	2.9	2.3

資料: 令和2年 国勢調査

⑫ 従業上の地位

従業上の地位をみると、本村の男性では、「正規の職員・従業員」が最も多く、56.4%、次いで「雇人のない業主」が16.2%、「パート・アルバイト・その他」の12.8%で他の従業上の地位は10%未満となっています。

一方、女性の従業上の地位をみると、「パート・アルバイト・その他」が44.6%で最も多く、次いで「正規の職員・従業員」の35.3%で、他の従業上の地位は10%以下となっています。



2. 教育・保育環境の状況

①公立保育所

令和6年の村内の公立保育所は2カ所で、入所児童数63人となっています。

また、令和6年の本村の0～5歳児の人口に占める公立保育所の入所児童数の比率は14.5%となっております。

公立保育所年齢別入所児童数の推移

単位：人、%

	施設名	定員数	入所児童数						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和2年	安富祖保育所	65	56	1	10	12	16	17	0
	恩納保育所	65	61	4	10	12	17	18	0
	山田保育所	65	59	2	10	14	18	15	0
	計	195	176	7	30	38	51	50	0
令和3年	安富祖保育所	65	41	0	2	9	15	15	0
	恩納保育所	65	53	0	4	10	22	17	0
	山田保育所	65	53	4	10	11	10	18	0
	計	195	147	4	16	30	47	50	0
令和4年	安富祖保育所	65	29	0	1	4	8	16	0
	恩納保育所	65	46	2	2	5	13	24	0
	山田保育所	65	40	1	10	9	11	9	0
	計	195	115	3	13	18	32	49	0
令和5年	安富祖保育所	65	22	3	5	1	5	8	0
	恩納保育所	65	45	6	6	11	7	15	0
	山田保育所	65	39	2	6	12	8	11	0
	計	195	106	11	17	24	20	34	0
令和6年	安富祖保育所	65	28	1	8	5	1	5	8
	山田保育所	65	35	3	5	6	11	10	0
	計	130	63	4	13	11	12	15	8

資料：恩納村役場（各年4月1日現在）

公立保育所入所児童比率

単位：人、%

		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和6年	0～5歳人口(外国人含む)	433	61	60	75	76	82	79
	入所児童比率	14.5	6.6	21.7	14.7	15.8	18.3	10.1

資料：恩納村役場（4月1日現在）

②待機児童の推移

村全体の待機児童の推移をみると、令和3年、4年と待機児童は0人となりましたが、令和5年から1人となっています。

待機児童の推移

単位：人

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0	21	20	4	0	0	1	1

資料：恩納村役場（各年4月1日現在）

③認可保育施設

令和6年村内の認可保育施設は5カ所で、入所児童数は181人となっています。

また、令和6年の本村の0～5歳児の人口に占める認可保育施設の入所児童数の比率は41.8%となっております。

認可保育施設年齢別村内入所児童数の推移

単位:人、%

	施設名	定員数	入所児童数						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和2年	恩納村オリーブ保育園	60	63	6	11	17	16	13	0
	風の森保育園	60	62	2	10	13	14	8	15
	稲穂	5	5	0	0	5	0	0	0
	計	125	130	8	21	35	30	21	15
令和3年	恩納村オリーブ保育園	60	59	4	10	12	15	18	0
	風の森保育園	60	58	2	12	10	14	12	8
	稲穂	5	5	0	2	3	0	0	0
	恩納村オリーブ保育園ゆうな	19	7	3	4	0	0	0	0
	計	144	129	9	28	25	29	30	8
令和4年	恩納村オリーブ保育園	60	57	7	12	11	12	15	0
	風の森保育園	60	56	2	6	13	10	14	11
	稲穂	5	5	3	2	0	0	0	0
	恩納村オリーブ保育園ゆうな	19	16	4	7	5	0	0	0
	計	144	134	16	27	29	22	29	11
令和5年	恩納村オリーブ保育園	60	57	4	13	11	16	13	0
	風の森保育園	60	59	3	9	6	13	13	15
	稲穂	5	5	0	3	2	0	0	0
	恩納村オリーブ保育園ゆうな	19	22	4	10	8	0	0	0
	計	144	143	11	35	27	29	26	15
令和6年	恩納村オリーブ保育園	60	57	6	6	13	16	16	0
	風の森保育園	60	55	3	5	10	7	14	16
	稲穂	5	5	0	3	2	0	0	0
	恩納村オリーブ保育園ゆうな	19	18	4	5	9	0	0	0
	恩納保育所	60	46	5	10	7	16	8	0
	計	204	181	18	29	41	39	38	16

資料:恩納村役場(各年4月1日現在)

村内認可保育施設入所児童比率

単位:人、%

		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和6年	0～5歳人口(外国人含む)	433	61	60	75	76	82	79
	入所児童比率	41.8	29.5	48.3	54.7	51.3	46.3	20.3

資料:恩納村役場(4月1日現在)

④認可外保育施設

令和6年の村内の認可外保育施設は3カ所で、入所児童数は249人となっています。

また、令和6年の本村の0～5歳児の人口に占める認可外保育施設の入所児童数の比率は57.5%となっております。

認可外保育施設年齢別村内入所児童数の推移

単位：人、%

	施設名	定員数	入所児童数						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和2年	子どもの森保育園	108	80	2	9	18	22	15	14
	OISTてだこCDC	186	157	9	37	31	27	27	26
	計	294	237	11	46	49	49	42	40
令和3年	子どもの森保育園	163	84	0	16	12	24	19	13
	OISTてだこCDC	186	132	9	25	37	32	22	7
	計	349	216	9	41	49	56	41	20
令和4年	子どもの森保育園	165	105	0	17	26	23	23	16
	OISTてだこCDC	186	154	8	28	28	42	30	18
	計	351	259	8	45	54	65	53	34
令和5年	子どもの森保育園	159	89	0	12	18	20	21	18
	OISTてだこCDC	186	148	8	20	32	26	40	22
	恩納村オリーブ保育園さんご	19	0						
	計	364	237	8	32	50	46	61	40
令和6年	子どもの森保育園	159	104	0	16	21	24	26	17
	OISTてだこCDC	186	136	10	18	27	30	26	25
	恩納村オリーブ保育園さんご	19	9	1	5	3	0	0	0
	計	364	249	11	39	51	54	52	42

資料：恩納村役場（各年4月1日現在）

村内認可外保育施設入所児童比率

単位：人、%

		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和6年	0～5歳人口(外国人含む)	433	61	60	75	76	82	79
	入所児童比率	57.5	18.0	65.0	68.0	71.1	63.4	53.2

資料：恩納村役場（4月1日現在）

⑤幼稚園

令和6年の村内の公立幼稚園は休園や廃園があり2カ所で、園児数は全体で39人となっています。

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
安富祖幼稚園	22	18	17	15	16	14	16	休園
うち喜瀬武原	4	5	3	4	2	2	1	休園
うち4歳	3	1	1	0	0	0	0	休園
恩納幼稚園	37	50	34	46	32	31	37	23
喜瀬武原幼稚園	休園	休園	休園	休園	休園	休園	廃園	廃園
うち4歳	休園	休園	休園	休園	休園	休園	廃園	廃園
山田幼稚園	20	15	10	9	16	18	休園	休園
仲泊幼稚園	16	16	25	18	12	20	18	16
合計	95	99	86	88	76	83	71	39

資料：恩納村役場（各年5月1日現在）

⑥延長保育

延長保育は、村内3ヵ所の公立保育所で実施しており、月～金曜に19時までの30分の延長ができます。実利用者数は、令和5年度106人で、減少傾向で推移しています。また、入所児童数に占める利用者の割合は令和5年度が39.6%となります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
安富祖保育所	実人数	15	18	8
	延人数	987	933	443
恩納保育所	実人数	18	19	21
	延人数	632	456	509
山田保育所	実人数	18	13	13
	延人数	178	234	318
合計	実人数	51	50	42
	延人数	1,797	1,623	1,270
入所児童数		147	115	106
入所児童数に占める割合		34.7	43.5	39.6

資料:恩納村役場

⑦地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは山田保育所に併設されており、利用者は増加傾向にあります。センターでは月1～2回出前講座(出前ひろば)を地域の公民館等で開催しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数(親)	87	37	実績なし	20	11	25
実人数(子)	97	40	実績なし	23	14	37
延人数	3,342	1,501	実績なし	184	120	262
出前講座回数	25	22	実績なし	2	6	12

資料:恩納村役場

⑧一時預かり

一時預かりは、保育所や幼稚園に通っていない満1歳～就学前の児童を対象に、令和5年度は山田保育所と安富祖保育所で実施しています。

一時預かり利用実績 単位:人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
山田保育所	実人数	15	15	実績なし	3	6	1
	延人数	305	367	実績なし	36	73	2
恩納保育所	実人数	5	実績なし	実績なし	3	9	実績なし
	延人数	73	実績なし	実績なし	5	116	実績なし
安富祖保育所	実人数	実績なし	実績なし	実績なし	4	5	3
	延人数	実績なし	実績なし	実績なし	10	17	6

資料:恩納村役場

⑨緊急保育

産前2ヶ月から産後2ヶ月の間に、保護者の肉体的・心理的負担を軽減するために緊急保育を公立保育所で実施しています。入所枠に余裕がある際に受け入れを行っており、令和4年度からは0人となっています。

緊急保育利用実績 単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	3	0	実績なし	1	0	0

資料:恩納村役場

⑩幼稚園の午後の預かり保育

午後の預かり保育は、令和5年度では3園で実施しています。

幼稚園の午後の預り保育利用実績 単位:人、%

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
安富祖幼稚園	実人数	16	13	16
	延人数	2,355	2,166	3,024
恩納幼稚園	実人数	27	31	35
	延人数	4,176	5,268	6,056
仲泊幼稚園	実人数	11	20	15
	延人数	1,699	3,669	2,396
山田幼稚園	実人数	14	16	休園
	延人数	2,102	2,578	
合計	実人数	68	80	66
	延人数	10,332	13,681	11,476

資料:教育委員会学校教育課

⑪ファミリー・サポート・センター事業

「やんばる町村ファミリー・サポート・センター」に委託し実施しています。令和5年度の利用状況をみると、利用者実数(利用世帯)は35人(世帯)となっています。利用の内訳としては「保護者などの短時間・臨時的就労の場合の援助」と「送迎」が多くなっています。

会員数は「利用会員」が91人、「サポート会員」が8人、「両方会員」が6人で、「利用会員」が多い状況となっています。

利用内容	利用回数	会員
保護者などの短時間・臨時的就労の場合の援助	143	利用会員: 91人
送迎	427	サポート会員: 8人
学校の放課後のこどもの預かり	43	両方会員: 6人
宿泊を伴う預かり	38	
子どもの習い事などの預かり	22	利用者実数: 35人
その他(買い物等外出の際の預かり・夜間・宿泊を伴う援助)	41	(世帯) (世帯)
合計	714	

資料:やんばる町村ファミリーサポートセンター活動報告(令和5年度活動実績)

⑫学童クラブ

村内の学童クラブは平成25年度まで「あかんちゃ学校」(恩納区)と「くじら隊」(仲泊区)の2カ所でしたが、現在は4カ所6支援で実施しています。学童クラブでは幼稚園児から小学校6年生までを受け入れています。

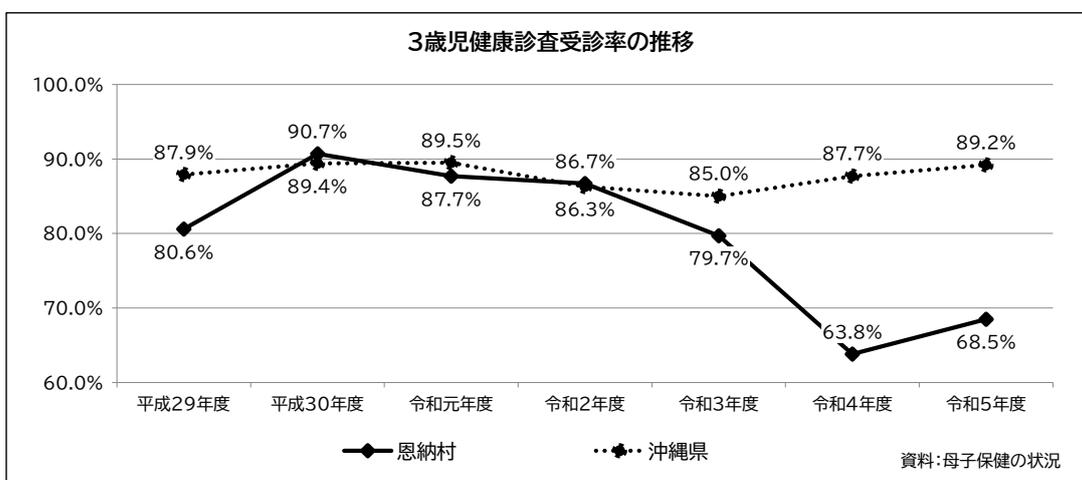
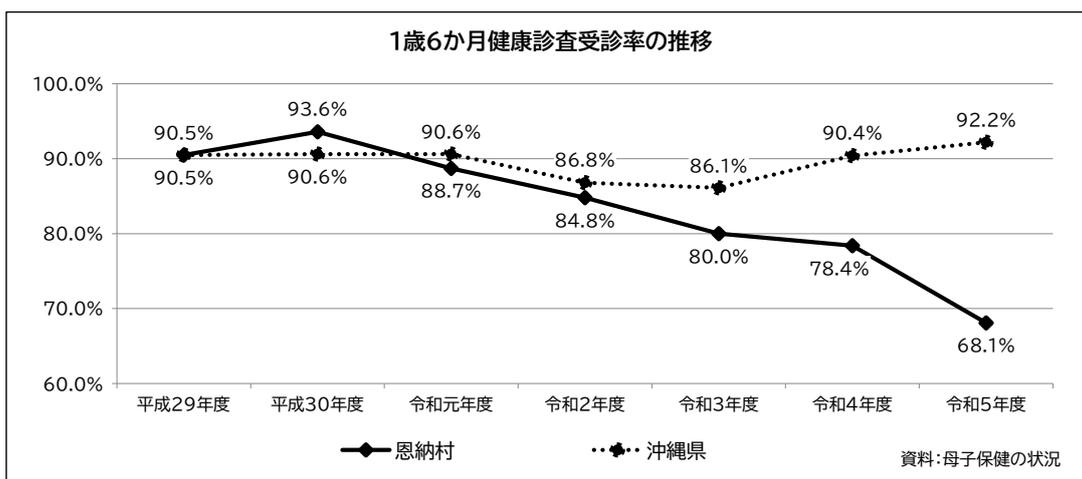
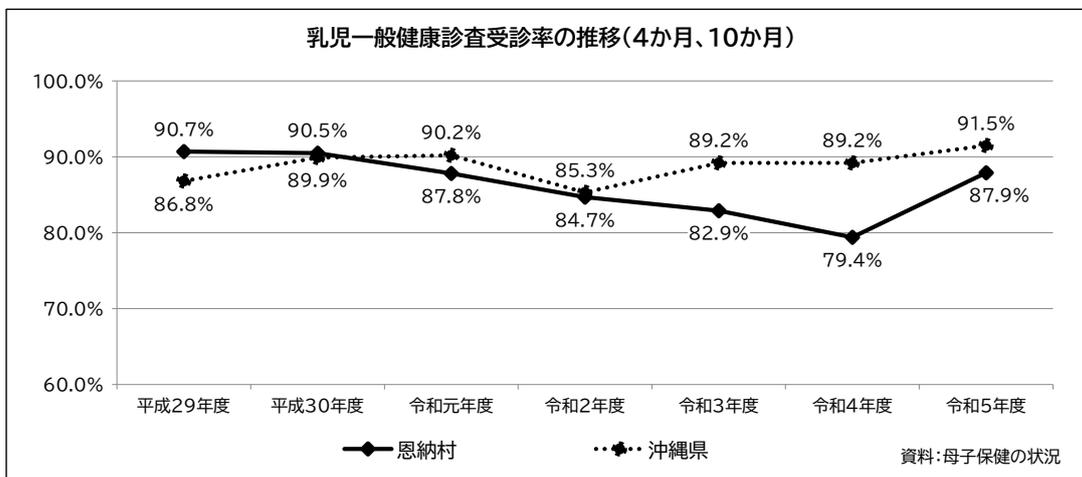
施設名	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計
あかんちゃ学校	12	8	7	2	0	1	30
第2あかんちゃ学校	14	8	5	3	0	0	30
第3あかんちゃ学校	15	11	10	4	6	1	47
くじら隊	10	17	9	8	3	1	48
After-school FIGO Onna	7	12	6	3	2	0	30
After-school FIGO Onna2	8	8	3	6	3	0	28
合計	66	64	40	26	14	3	213

資料:恩納村役場(令和6年度)

⑬乳幼児健康診査

令和5年度の乳児一般健康診査、1歳6ヶ月健康診査、3歳児健康診査の受診率をみると、一般健康診査は80%以上で推移していましたが、令和4年度に80%を割り込みました。

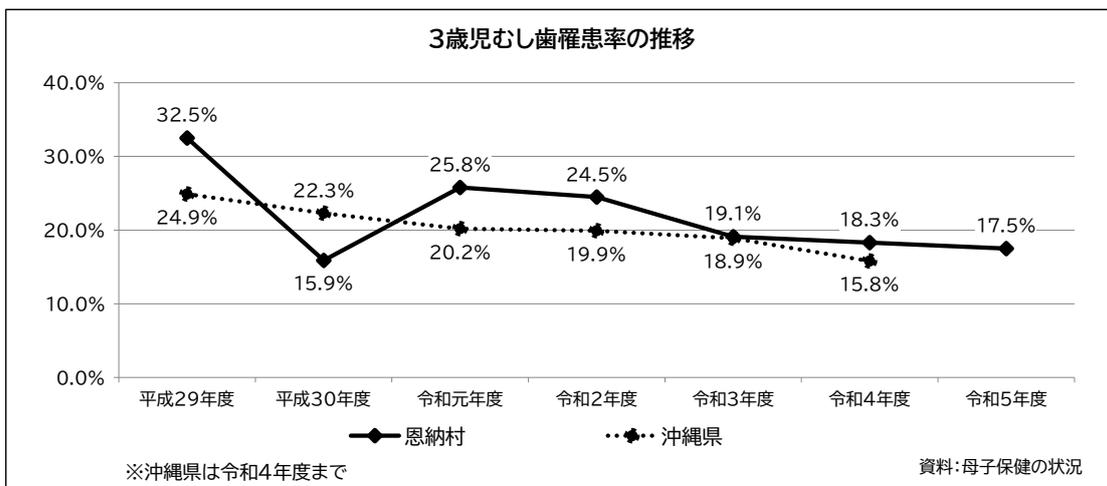
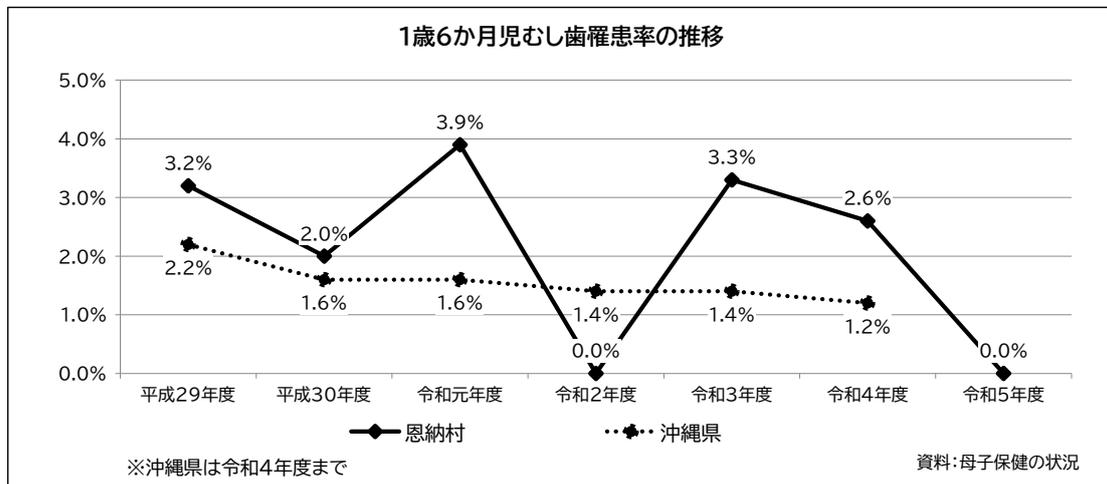
1歳6ヶ月健康診査及び3歳児健康診査も同様な傾向となっています。



⑭むし歯罹患率

1歳6ヶ月のむし歯罹患率をみると、令和2年度と令和5年度は0%となっていますが、その年度以外、県平均を上回っています。

また、3歳児のむし歯罹患率も同様に、県平均を上回っている年度が多くなっています。



⑮障がい児保育

障がい児保育は全ての公立保育所で実施していますが、令和5年度の対象となる児童は保育所全体で1人となっています。

障がい児保育児童数 単位:人

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安富祖保育所	0	0	0	0	0	0
恩納保育所	0	0	0	0	0	0
山田保育所	1	2	1	1	0	1
合計	1	2	1	1	0	1

資料:福祉行政報告(各年4月1日現在)

⑯障がい児支援サービス

障がい児支援サービスの実利用者数は、「障がい児相談支援」と「放課後等デイサービス」での利用が多くなっています。

障がい児支援サービス利用実績(実利用者数) 単位:人

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童デイサービス			
放課後等デイサービス	40	49	42
児童発達支援	9	14	12
医療型児童発達支援	0	0	0
短期入所サービス	4	4	3
障がい児相談支援	49	50	53

資料:恩納村システムより抽出「障害者自立支援 支給決定者リスト」

3. ニーズ調査結果の概要

【調査の実施概要】

(1)調査の目的

「恩納村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、村民の皆様の子育て環境や教育、保育の利用状況並びに今後の利用希望などを把握し、子ども・子育て支援施策の検討に活用することを目的とします。

(2)調査の対象者

- ①就学前児童家庭：就学前の全ての児童
- ②小学生児童家庭：村内4小学校の全ての児童

(3)調査方法

①就学前児童家庭

全ての対象児童のうち、教育・保育施設を利用している児童については施設を通じた配布回収、在宅等の児童(81件)については郵送による配布回収を基本としながら、調査票にURL及びQRコードを記載し、WEBでも回答できる方法で調査を実施しました。

②小学生児童家庭

村内の小学校を通じて配布回収を行いました。

(4)調査期間

令和6年2月から3月

(5)回収状況

	配布数	有効回収数		回収率	
		郵送・施設回収	WEB		
就学前児童家庭	401件	192件	154件	38件	47.9%
小学生児童家庭	609件	334件	274件	60件	54.8%

【調査結果の概要】

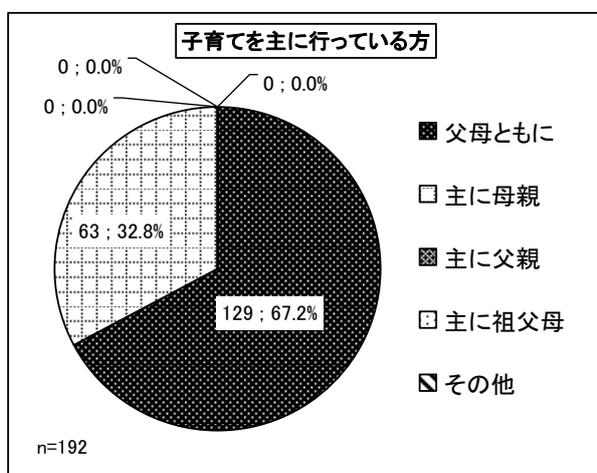
(1) 家庭の状況・子どもの育ちをめぐる環境について

子どもの子育て(育児・身の回りの世話、保育・教育などを含む)を主に行っている方についてみると、就学前、小学生ともに「父母ともに」が最も高く、それぞれ 67.2%、64.1%となっています。

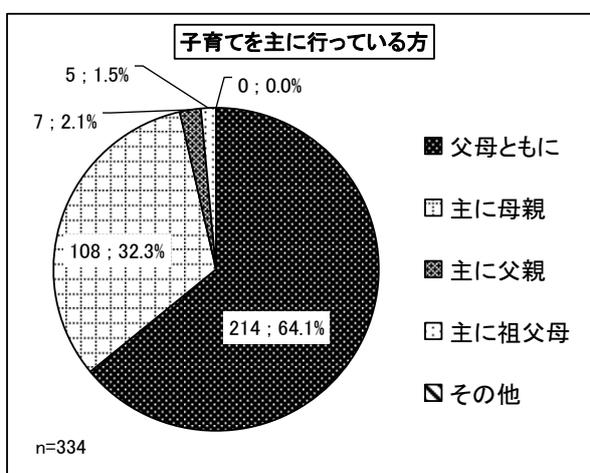
就学前での子どもをみてもらえる親族・知人の状況については、「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 56.8%で最も高くなっています。

① 子育て・身の回りの世話を主に行っている方

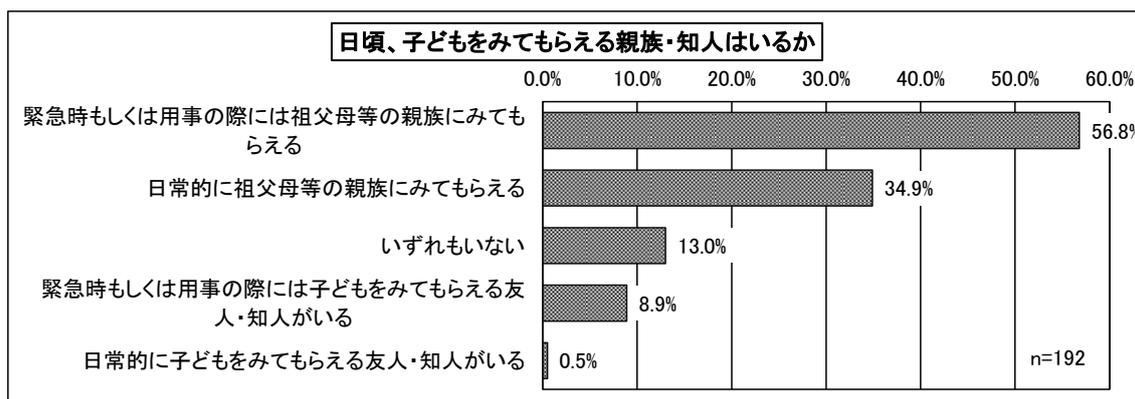
<就学前>



<小学生>



② 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいるか(就学前のみ)



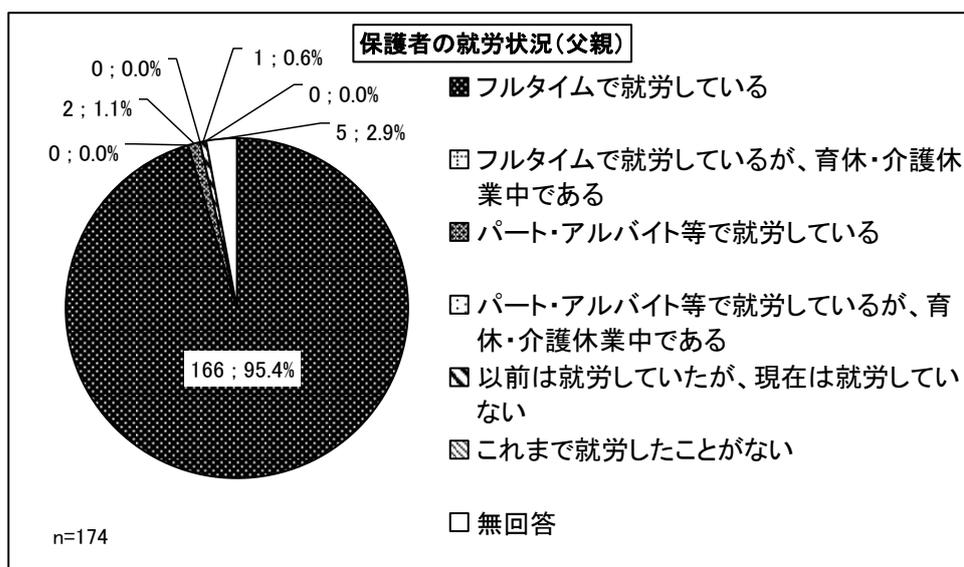
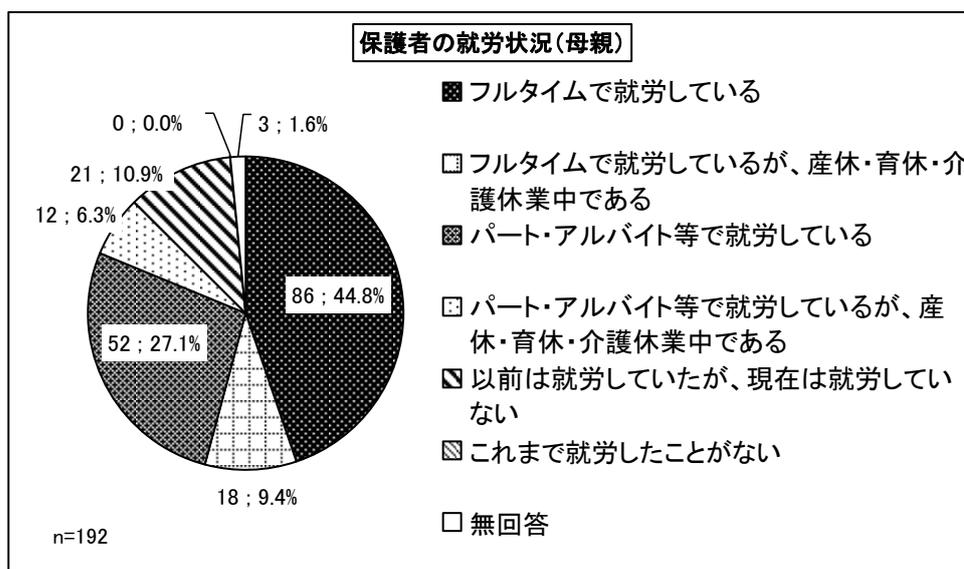
(2)保護者の就労状況

保護者の就労状況についてみると、母親では就学前および小学生ともに「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労している割合が最も高く、それぞれ 44.8%、56.1%となっています。

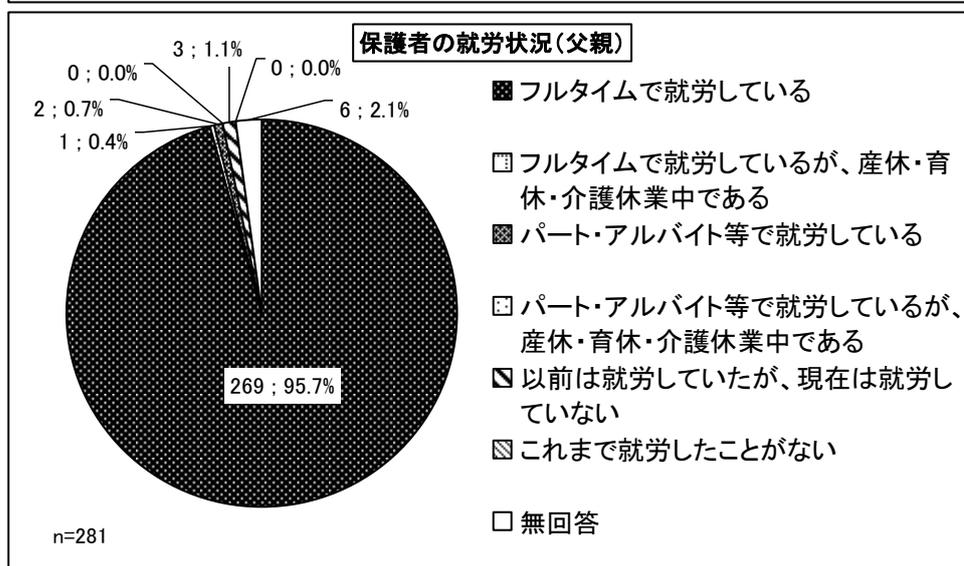
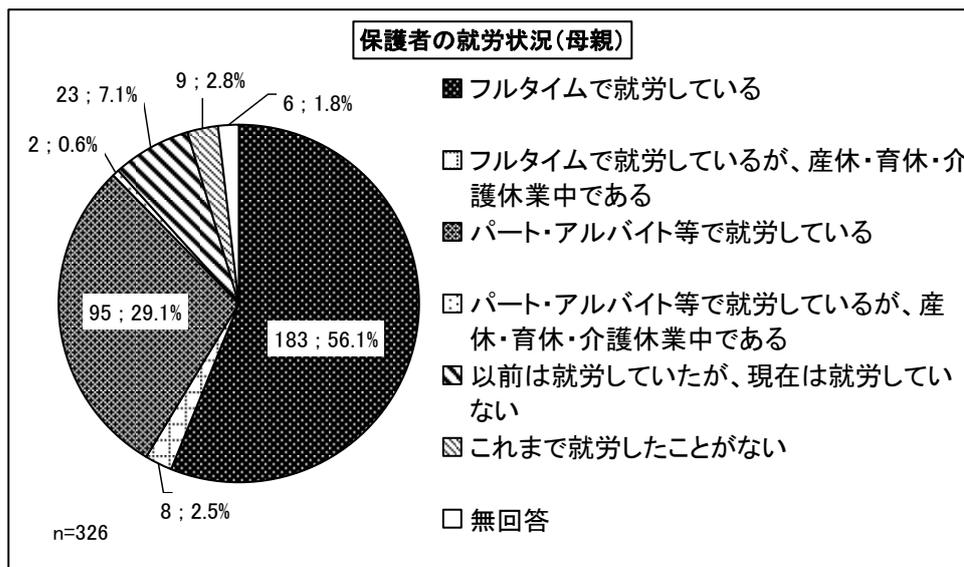
父親においても、就学前および小学生ともに「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労している割合が最も高く、それぞれ 95.4%、95.7%となっています。

①保護者の就労状況

<就学前>



<小学生>

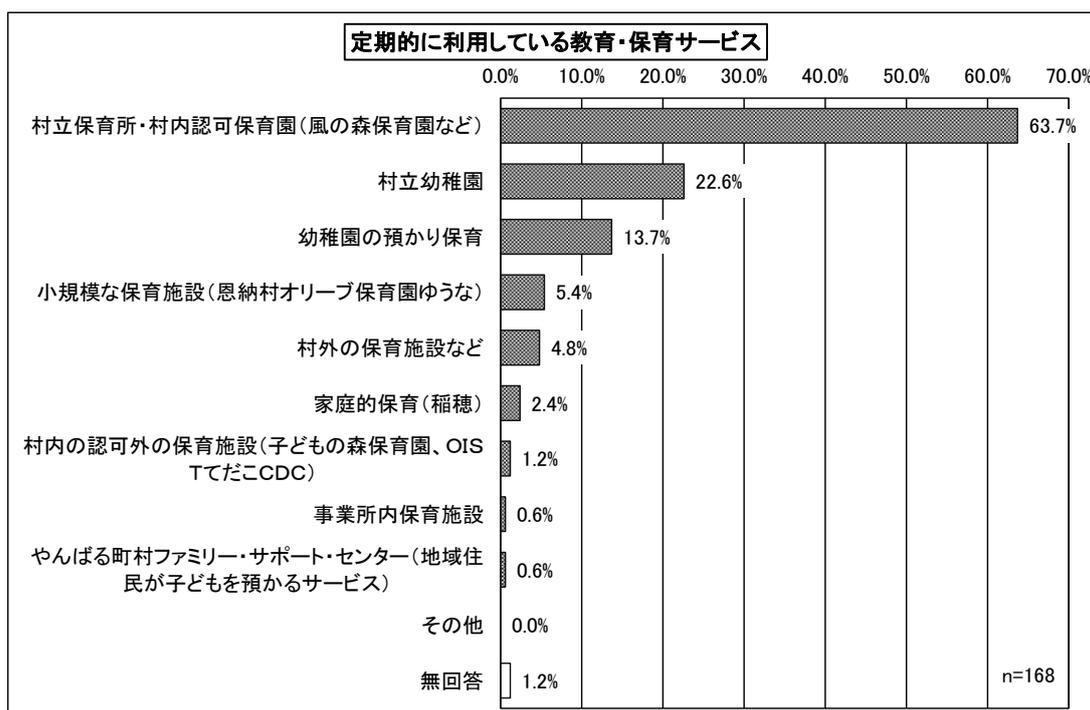


(3) 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について(就学前のみ)

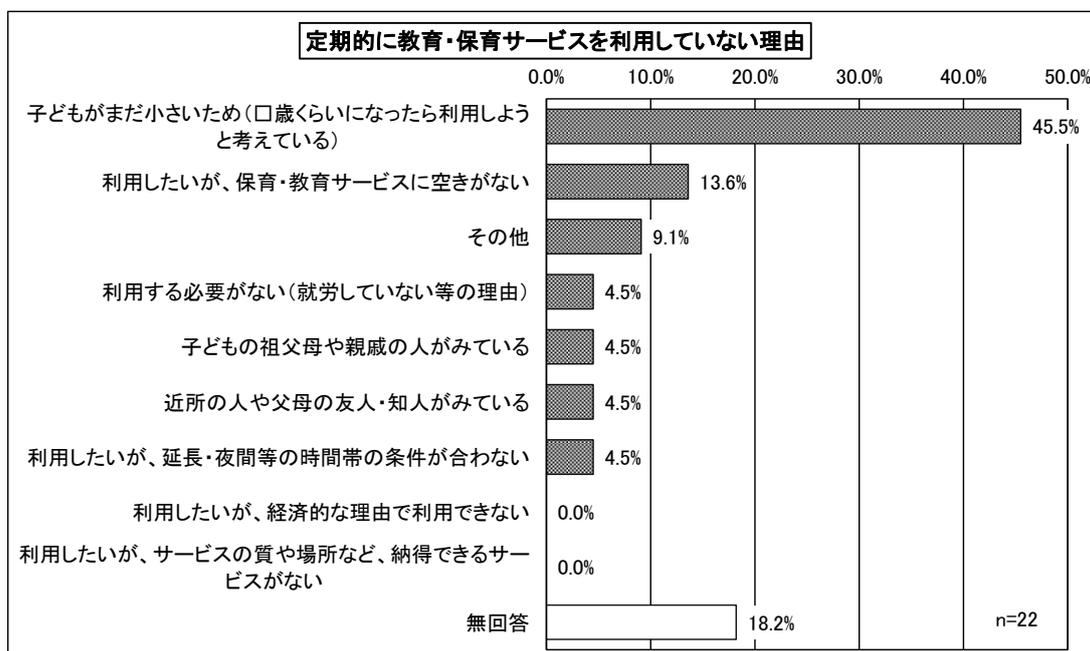
定期的に教育・保育サービスを利用している第1位は「**村立保育所・村内認可保育園(風の森保育園など)**」の63.7%、第2位は「**村立幼稚園**」の22.6%、第3位は「**幼稚園の預かり保育**」の13.7%となっています。

定期的に教育・保育サービスを利用していない理由の第1位は「**子どもがまだ小さいため(□歳くらいになったら利用しようと考えている)**」の45.5%、第2位は「**利用したいが、保育・教育サービスに空きがない**」の13.6%、第3位は「**その他**」の9.1%となっています。

①定期的に利用している教育・保育の事業



②定期的に教育・保育を定期的に利用していない理由

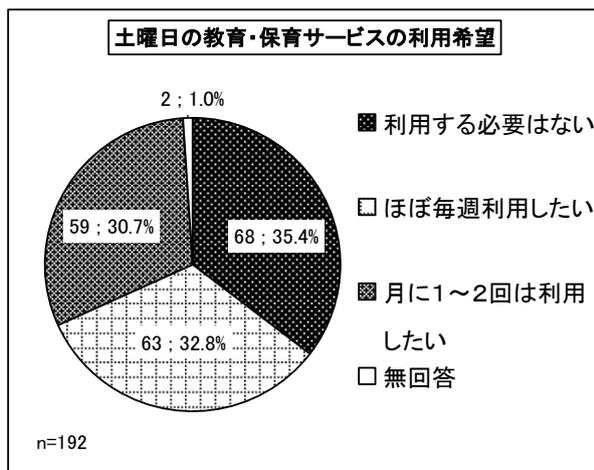


(4)土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用について(就学前のみ)

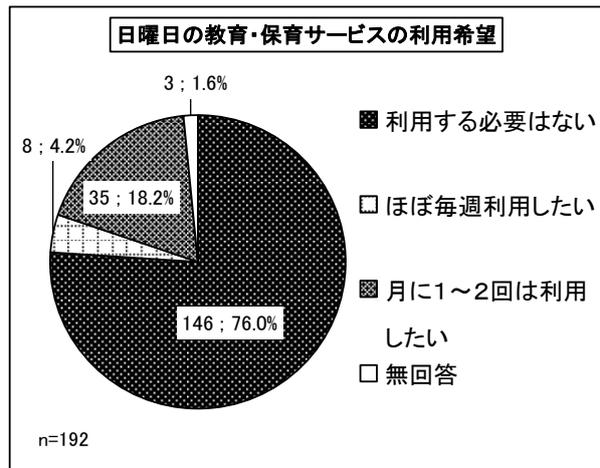
土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育サービスの利用希望については、土曜日では「利用する必要はない」が 35.4%で最も多く、次いで「ほぼ毎週利用したい」の32.8%、「月に1～2回は利用したい」の30.7%となっています。日曜日および祝日では「利用する必要はない」との回答がそれぞれ 76.0%、59.9%と突出して高くなっています。

また、「利用したい」(「ほぼ毎週利用したい」+「月に1～2回は利用したい」)の回答割合は、土曜日で 63.5%、日曜日で 22.4%、祝日で 39.6%となっています。

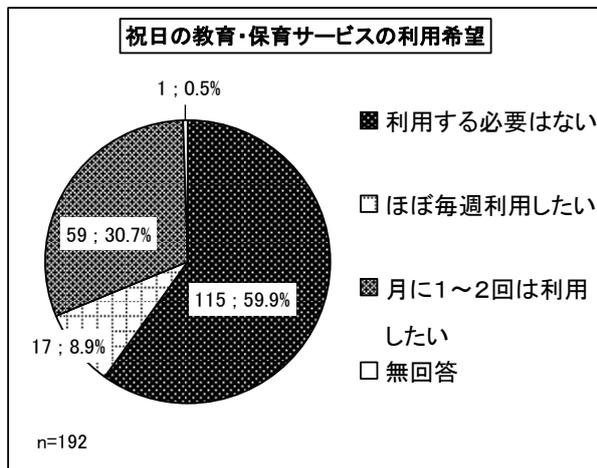
<土曜日>



<日曜日>



<祝日>

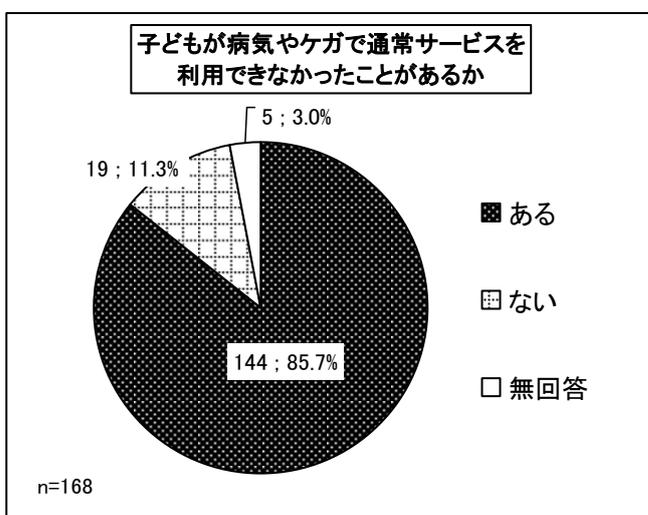


(5)子どもが病気の際の対応について

就学前の子どもが病気やケガで教育・保育の事業を利用できなかったことについては、85.7%の方が「ある」と回答しており、その際の対処方法としては「母親が休んだ」が87.5%で突出して高くなっています。また、小学生においても、子どもが学校を休んだときの対処方法は「母親が休んだ」が77.4%で最も高くなっています。

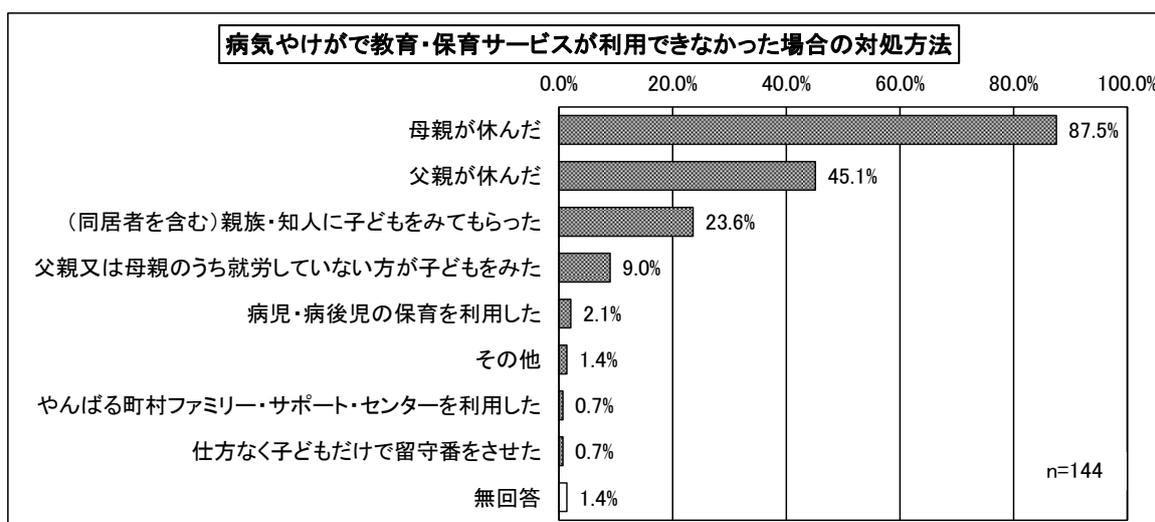
子どもが病気やケガの際の対応としては、父親か母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」との回答割合は、就学前では41.8%、小学生では20.3%となっています。一方、「利用したいとは思わない」の回答割合は就学前では55.2%である一方、小学生では75.9%となっており、就学前と比べると高くなっています。

①子どもが病気やケガで通常の教育・保育サービスを利用できなかったこと(就学前のみ)

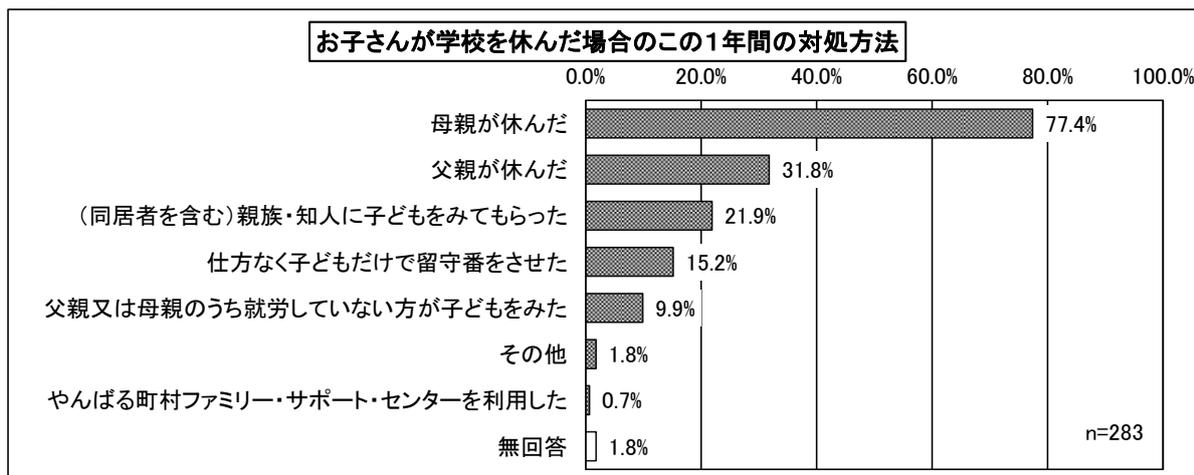


②子どもが学校を休んだときの対処方法

<就学前>

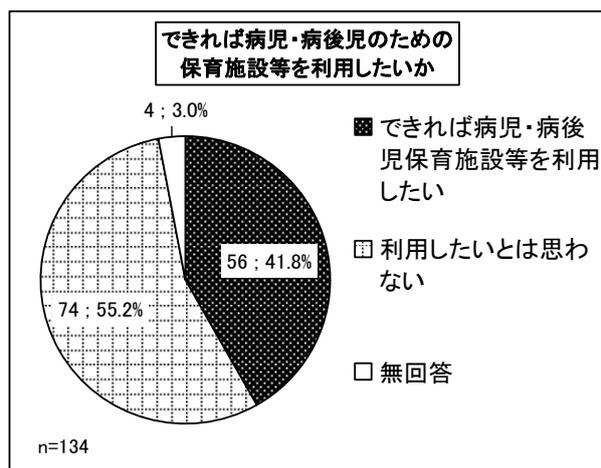


<小学生>

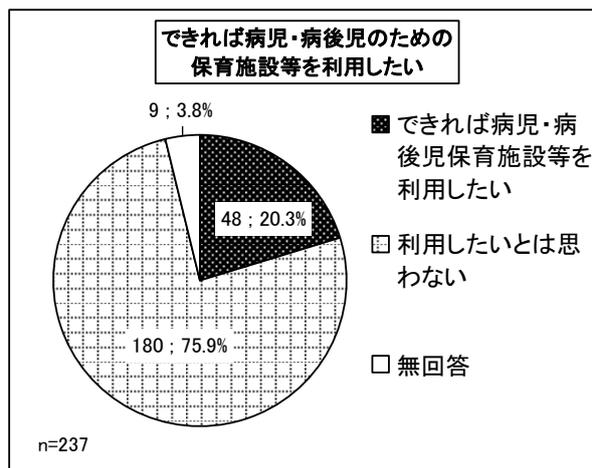


③病児・病後児の保育施設等の利用希望

<就学前>



<小学生>



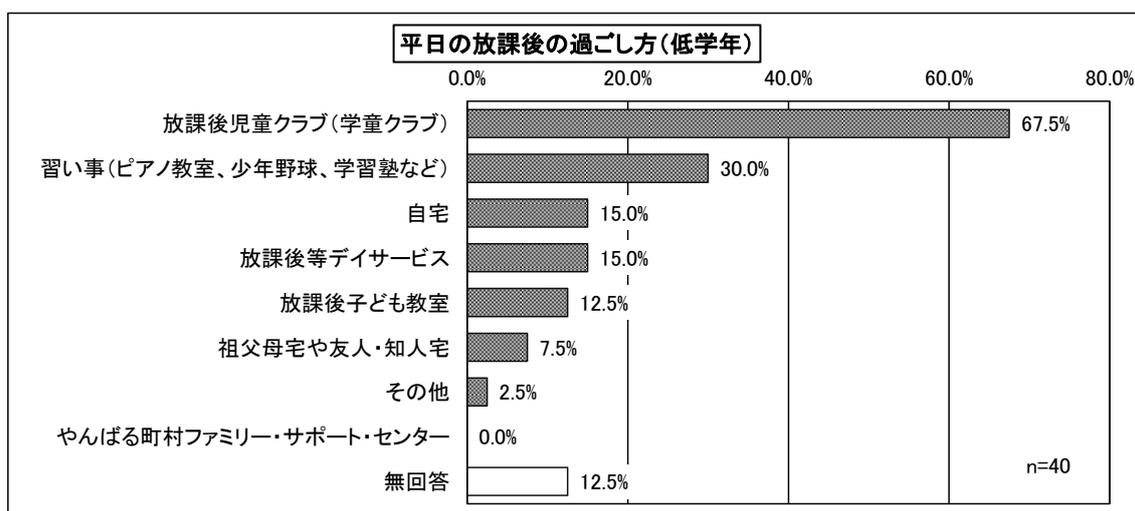
(6)放課後の過ごし方について

就学前の平日の放課後の過ごし方の希望についてみると、低学年(1～3年生)では第1位は「放課後児童クラブ(学童クラブ)」の67.5%、第2位は「習い事(ピアノ教室、少年野球、学習塾など)」の30.0%、第3位は「自宅」及び「放課後等デイサービス」の15.0%となっています。高学年(4～6年生)の希望は、第1位は「放課後児童クラブ(学童クラブ)」の25.0%、第2位は「習い事(ピアノ教室、少年野球、学習塾など)」の22.5%、第3位は「自宅」及び「放課後子ども教室」の12.5%となっています。

小学生の平日の放課後の過ごし方の現状については、平日の放課後の過ごし方(現状)の第1位は「自宅」の54.5%、第2位は「放課後児童クラブ(学童クラブ)」の39.8%、第3位は「習い事(ピアノ教室、少年野球、学習塾など)」の38.6%となっています。なお、何年生まで利用したいかについては、「6年生」が35.3%で最も多くなっています。

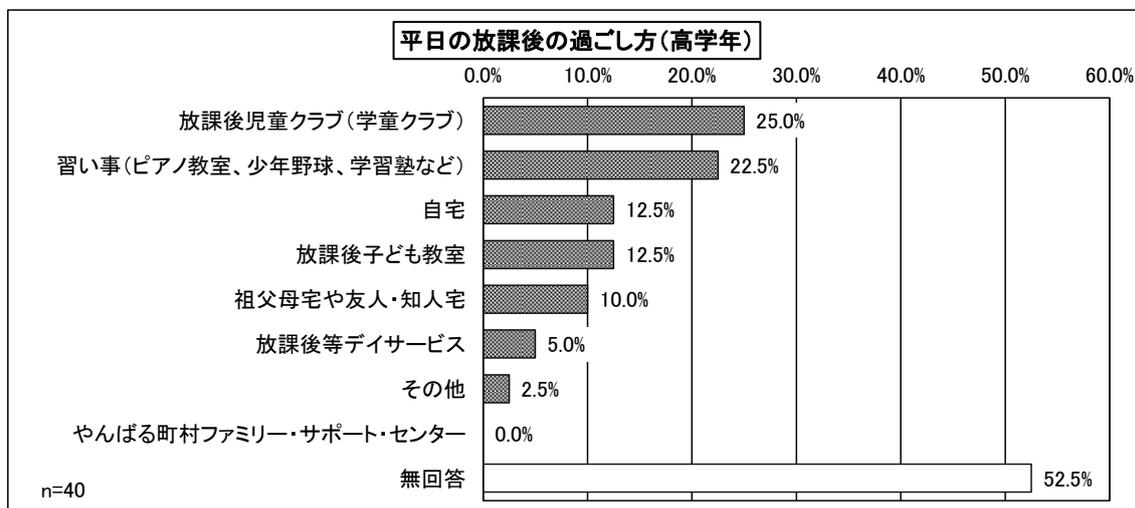
①小学校低学年(1～3年生)の平日の放課後の過ごし方(希望)

<就学前>



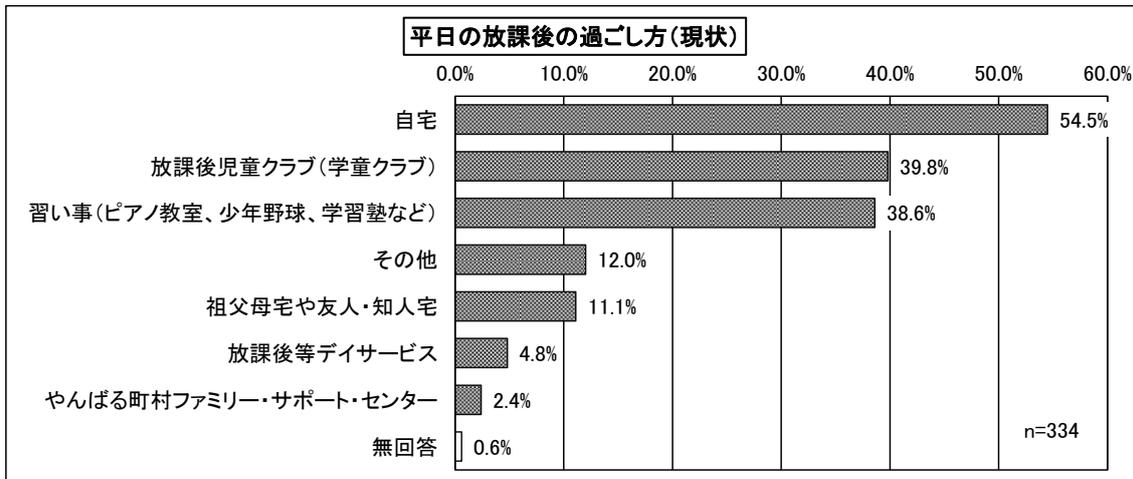
②小学校高学年(4～6年生)の平日の放課後の過ごし方(希望)

<就学前>



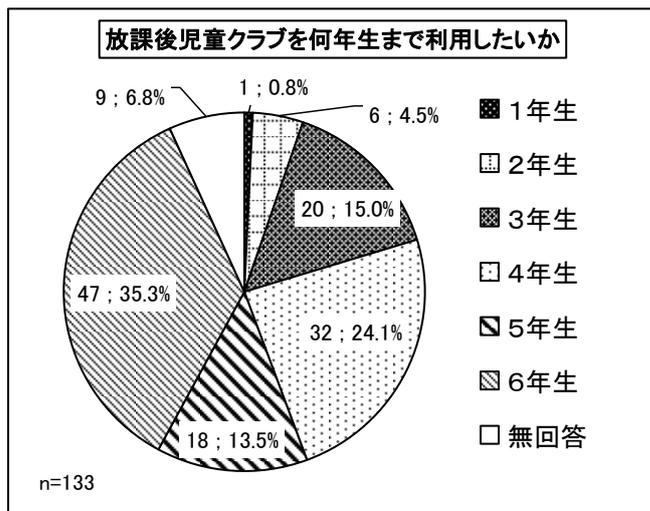
③平日の放課後の過ごし方(現状)

<小学生>



④何年生まで利用したいか

<小学生>



4. 子どもの貧困対策に関する調査の概要

【調査の実施概要】

(1)調査の目的

恩納村の小学生・中学生・高校生及びその保護者を取り巻く社会や経済の状況が、進路や希望、日々の生活などにどのように影響しているかを把握し、子どもや子育て家庭への支援策に役立てるため、調査を実施しました。

(2)調査の対象者

村内の小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童・生徒及びその保護者

(3)調査方法

①小学5年生、中学2年生

村内の小学校及び中学校を通じて配布回収を行いました。

②高校2年生

郵送による配布回収を行いました。

(4)調査期間

令和6年2月から3月

(5)回収状況

		配布数	有効回収数	回収率	マッチング件数
小学5年生	児童	91件	61件	67.0%	50件
	保護者	91件	61件	67.0%	
中学2年生	生徒	118件	52件	44.1%	49件
	保護者	118件	52件	44.1%	
高校2年生	生徒	92件	20件	21.7%	20件
	保護者	92件	22件	23.9%	

【調査の結果の概要】

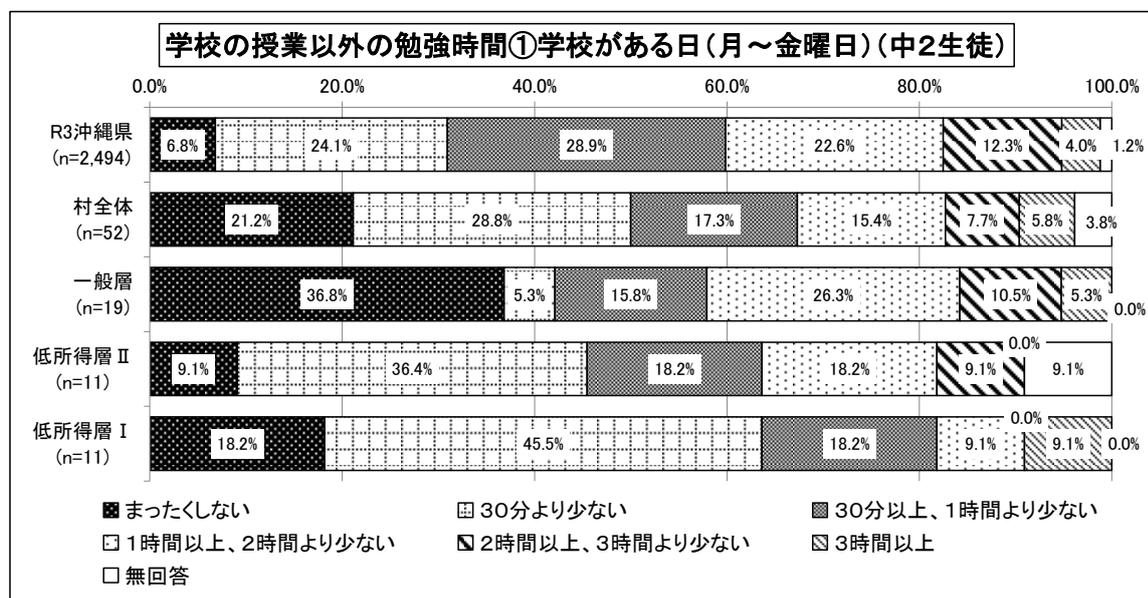
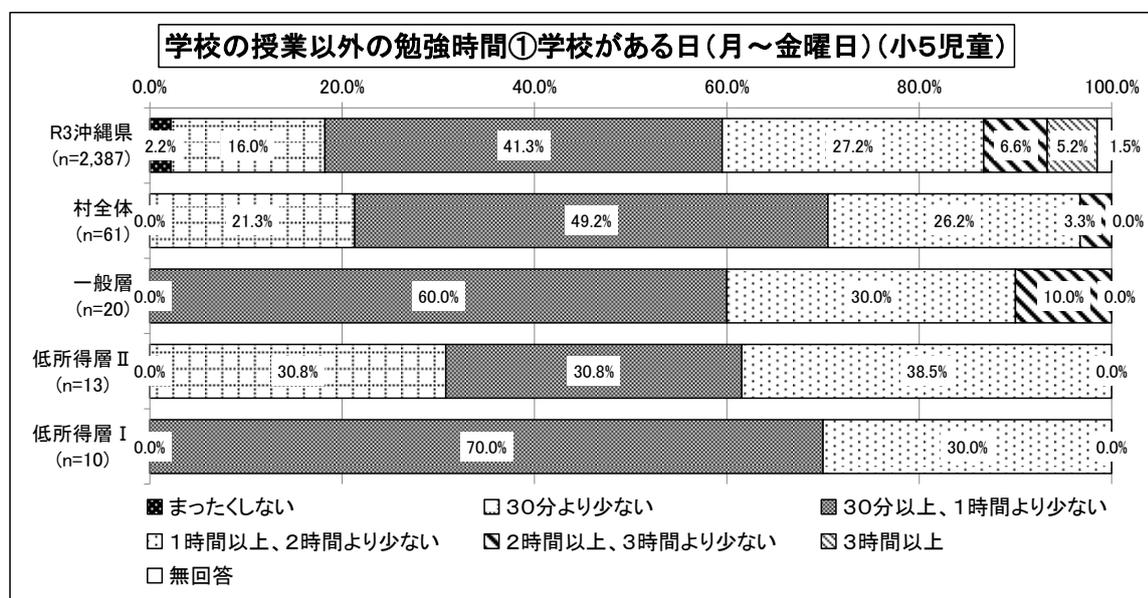
<小学5年生、中学2年生>

(1)子どもの学習状況と進学について

①学校の授業以外での勉強時間(小学5年生、中学2年生)

小学5年生の学校の授業以外の勉強時間(月～金曜日)をみると、「30分以上、1時間より少ない」が49.2%で最も多く、次いで「1時間以上、2時間より少ない」の26.2%、「30分より少ない」の21.3%の順となっています。

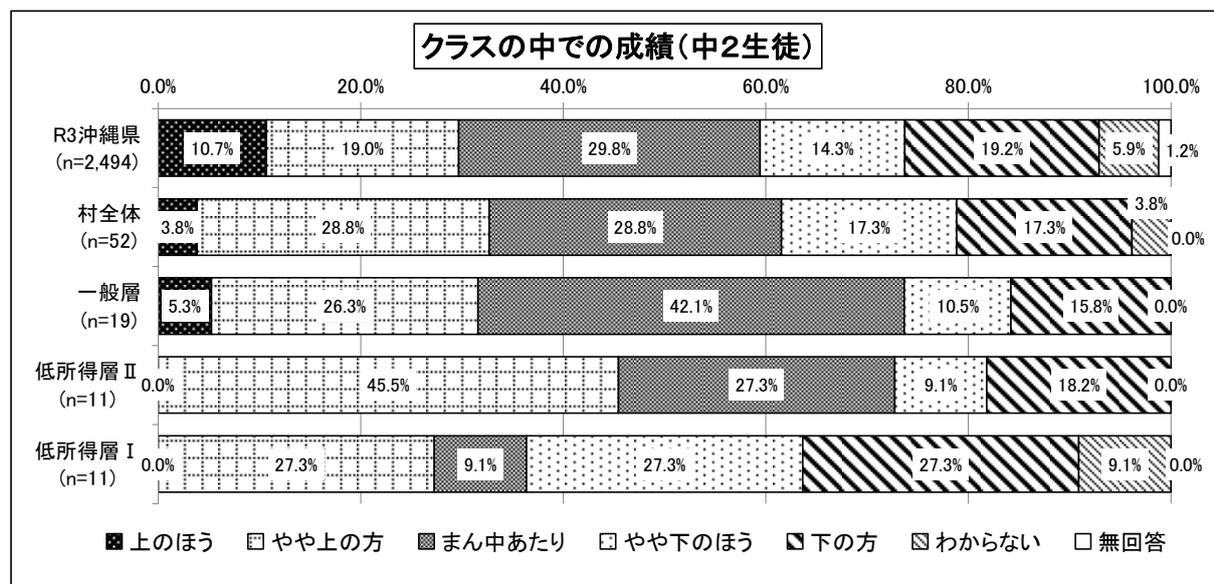
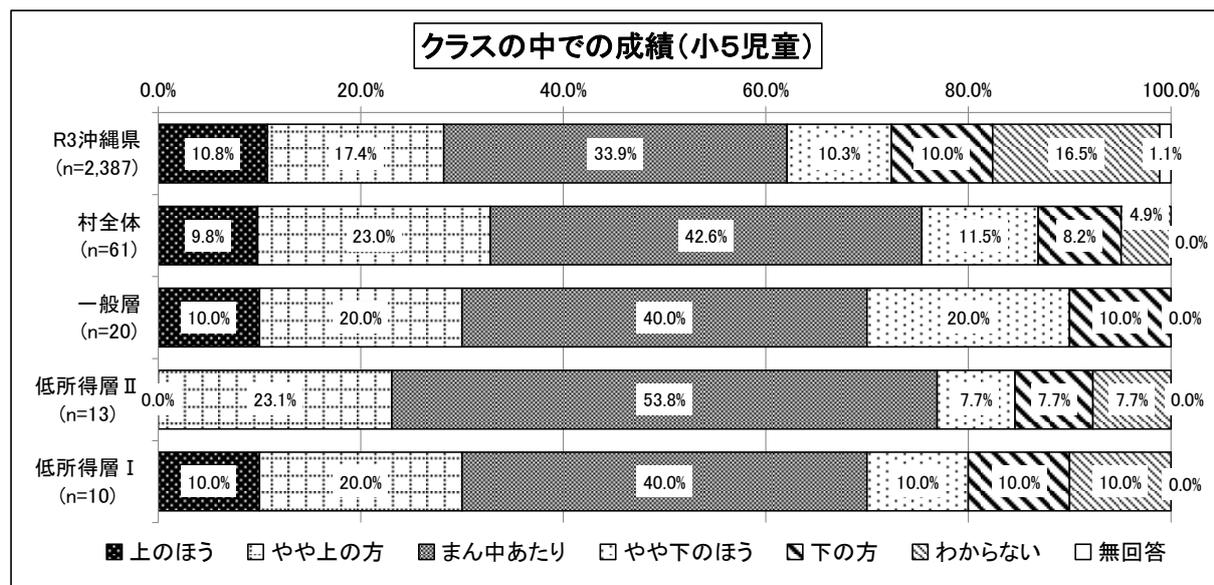
中学2年生の学校の授業以外の勉強時間(月～金曜日)をみると、「30分より少ない」が28.8%で最も多く、次いで「まったくしない」の21.2%、「30分以上、1時間より少ない」の17.3%の順となっています。



②クラスの中での成績

小学5年生のクラスの中での成績をみると、「まん中あたり」が42.6%で最も多く、次いで「やや上の方」の23.0%、「やや下のほう」の11.5%、「上のほう」の9.8%、「下の方」の8.2%等となっています。

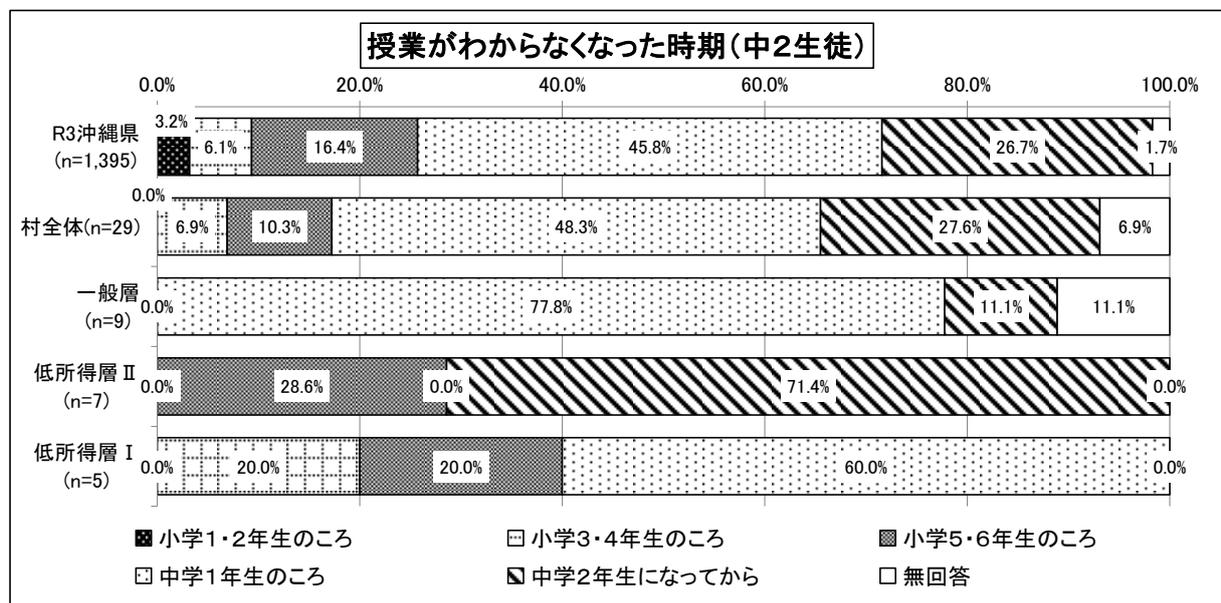
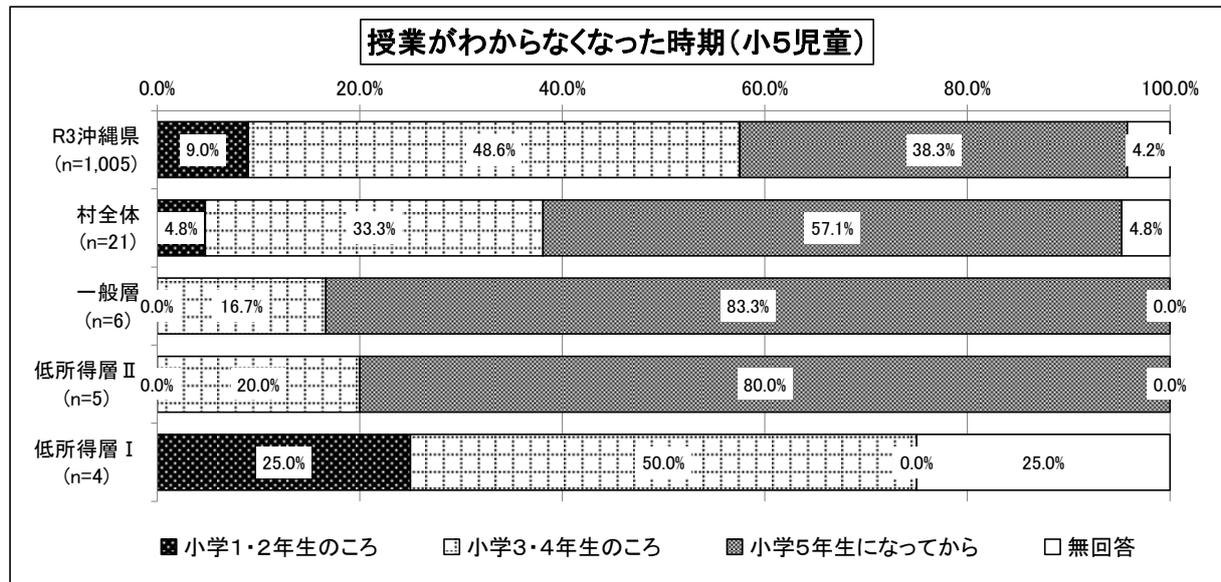
中学2年生のクラスの中での成績をみると、「やや上の方」及び「まん中あたり」が28.8%で最も多く、次いで「やや下のほう」及び「下の方」の17.3%、「上のほう」及び「わからない」の3.8%となっています。



③授業がわからなくなった時期(授業について、分かる、大体わかると回答以外)

小学5年生の小学5年生の授業がわからなくなった時期をみると、「小学5年生になってから」が57.1%で最も多くなっています。

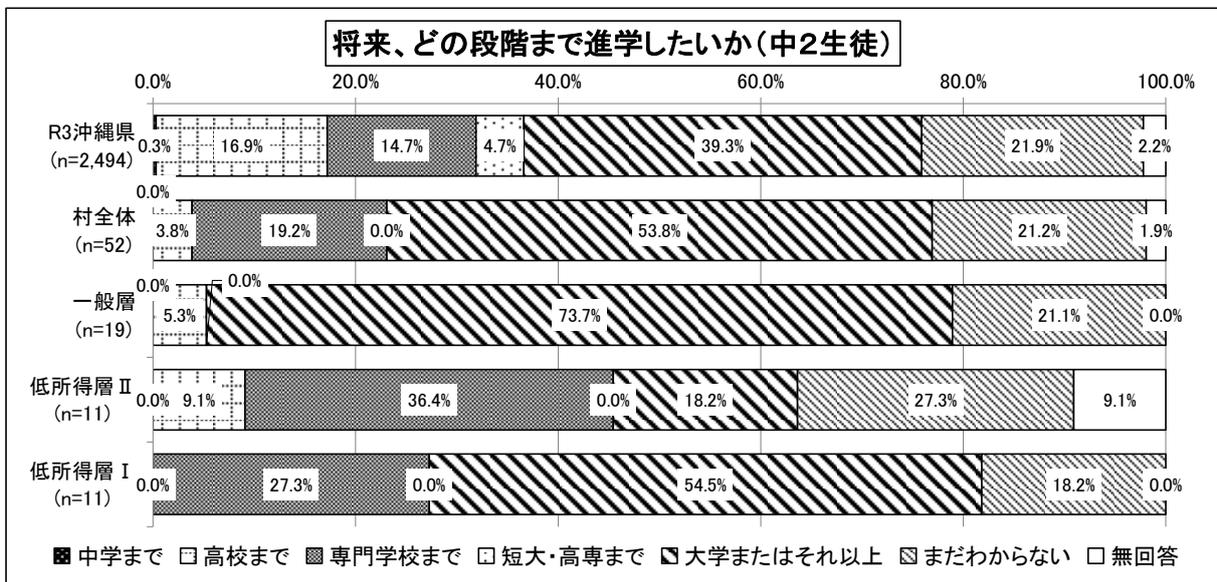
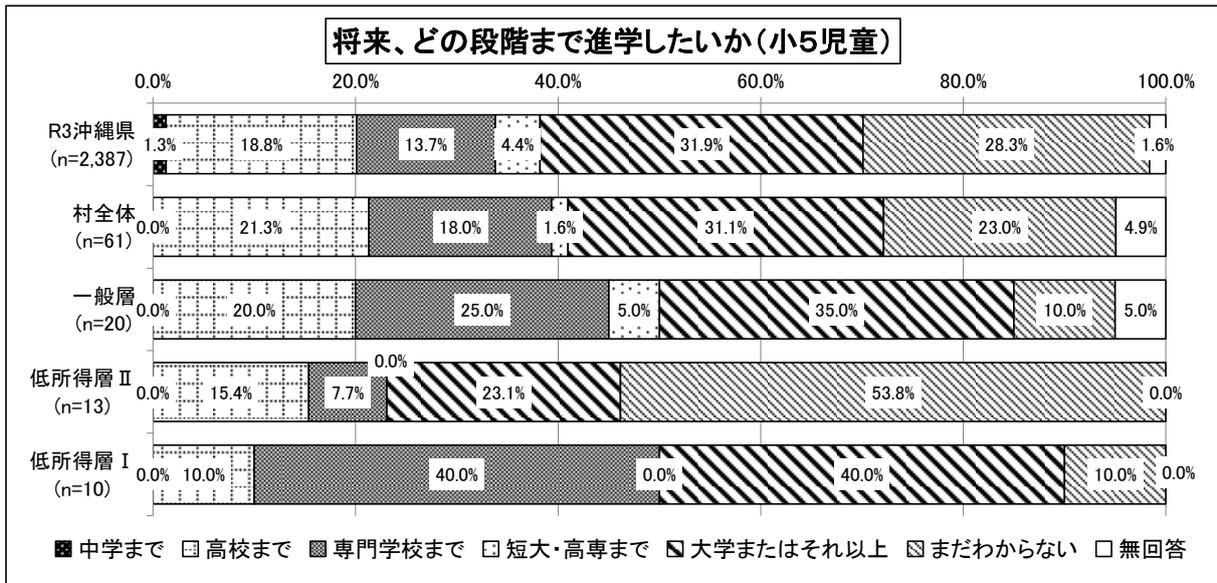
中学2年生の授業がわからなくなった時期をみると、「中学1年生のころ」が48.3%で最も多くなっています。



④将来、どの段階まで進学したいか

小学5年生の将来、どの段階まで進学したいかをみると、「大学またはそれ以上」が31.1%で最も多く、次いで「まだわからない」の23.0%、「高校まで」の21.3%の順となっています。

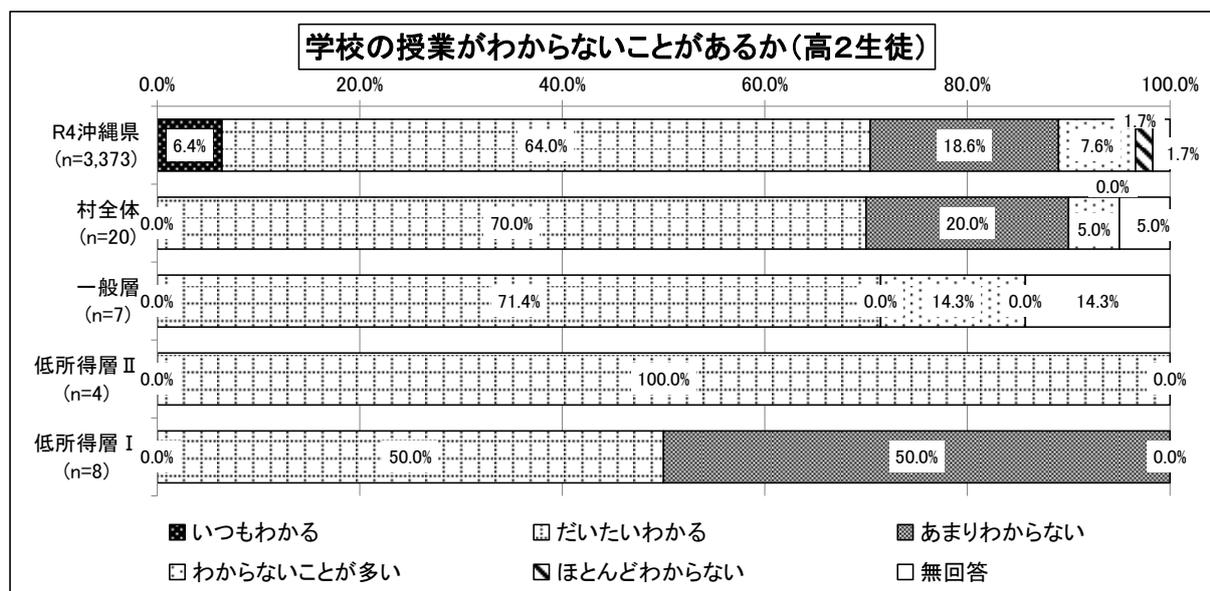
中学2年生の将来、どの段階まで進学したいかをみると、「大学またはそれ以上」が53.8%で最も多く、次いで「まだわからない」の21.2%、「専門学校まで」の19.2%、「高校まで」の3.8%となっています。



<高校2年生>

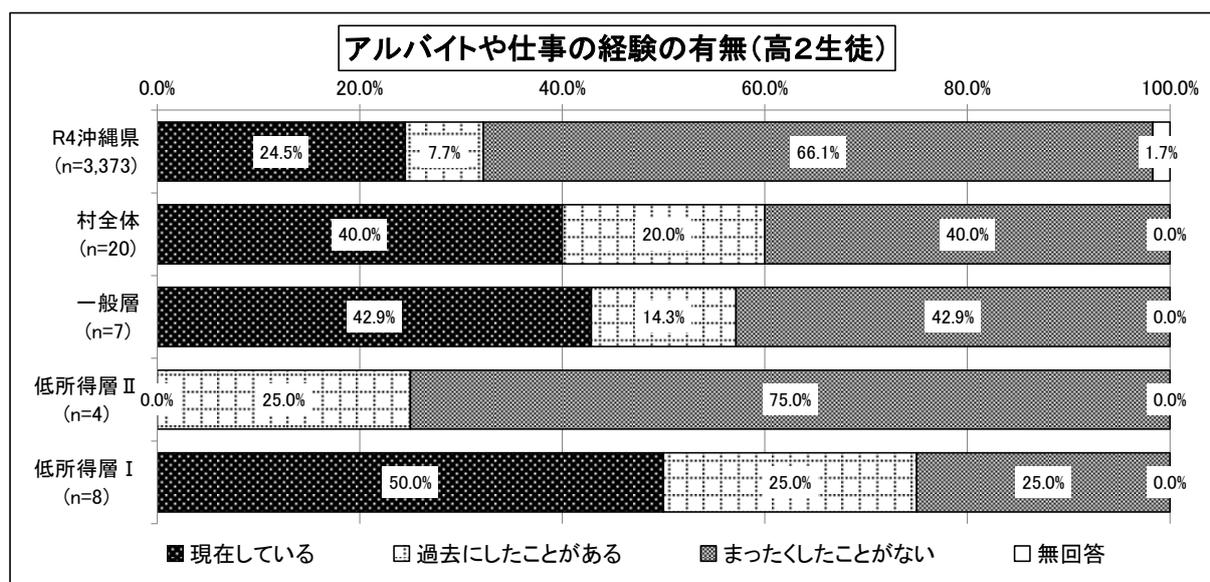
①学校の授業がわからないことがあるか

学校の授業がわからないことがあるかをみると、「だいたいわかる」が70.0%で最も多く、次いで学校の「あまりわからない」の20.0%、「わからないことが多い」の5.0%となっています。



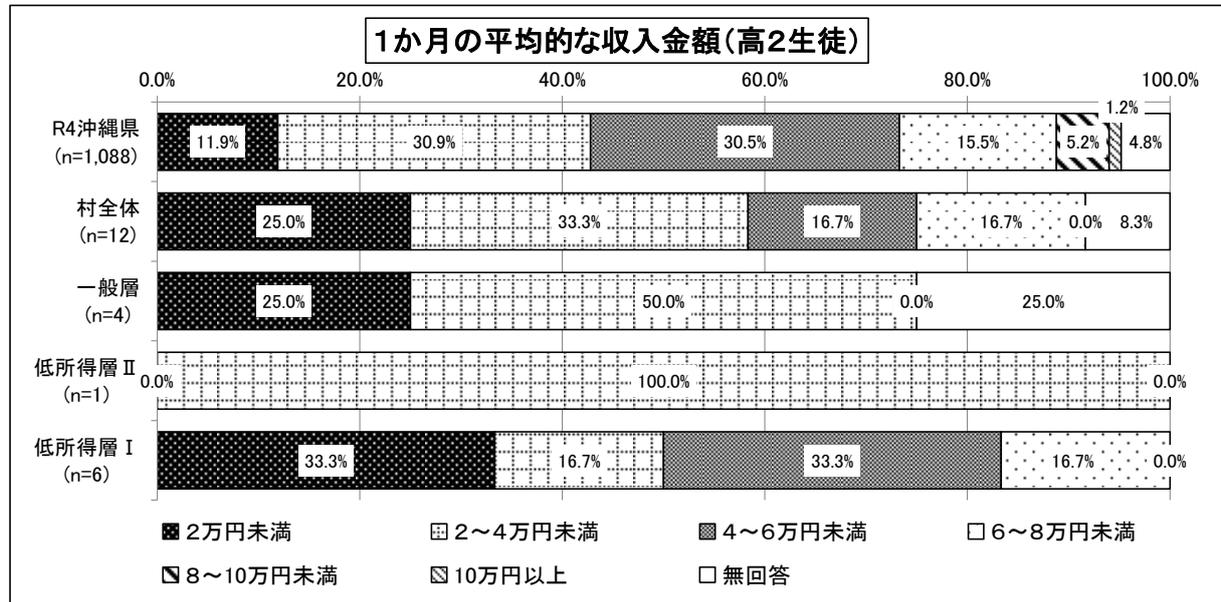
②アルバイトや仕事の経験の有無

アルバイトや仕事の経験の有無をみると、「現在している」及び「まったくしたことがない」が40.0%で最も多く、次いで「過去にしたことがある」の20.0%となっています。



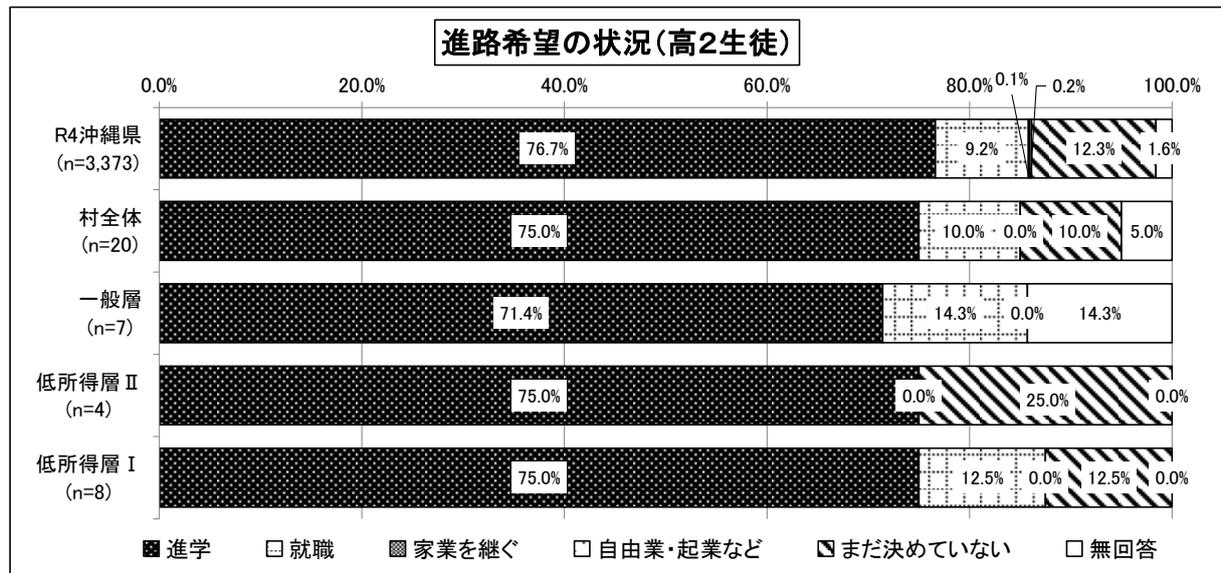
③1か月の平均的な収入金額

1か月の平均的な収入をみると、「2～4万円未満」が33.3%で最も多く、次いで「2万円未満」の25.0%、「4～6万円未満」及び「6～8万円未満」の16.7%となっています。



④進路希望の状況

進路希望の状況をみると、「進学」が75.0%で最も多く、次いで「就職」及び「まだ決めていない」の10.0%となっています。



<小学5年生、中学2年生、高校2年生の保護者>

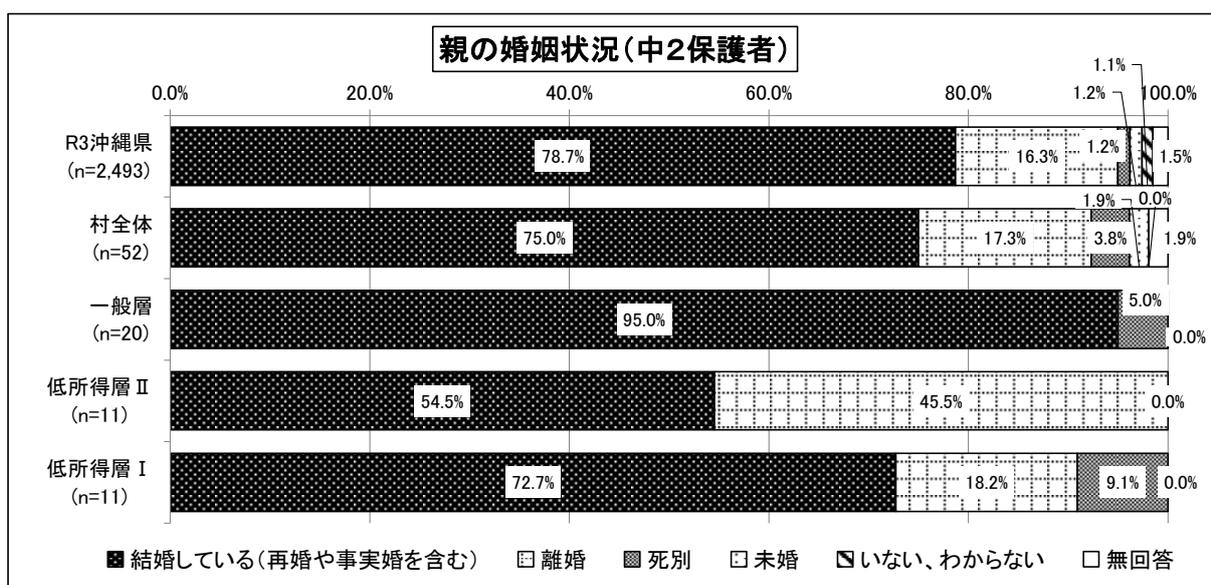
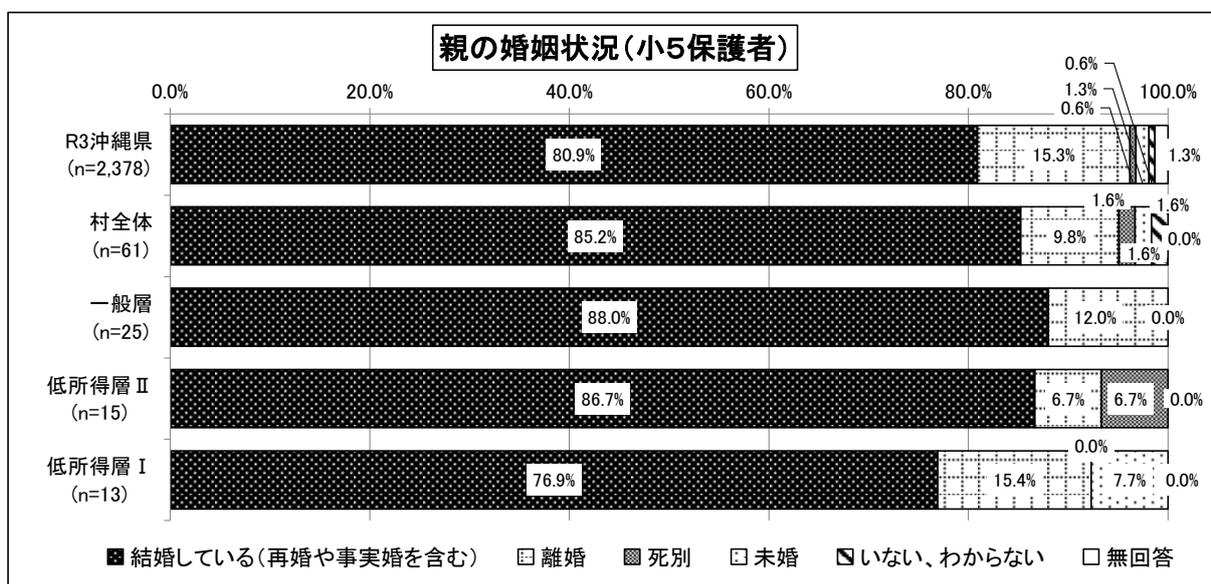
(1)保護者自身の状況について

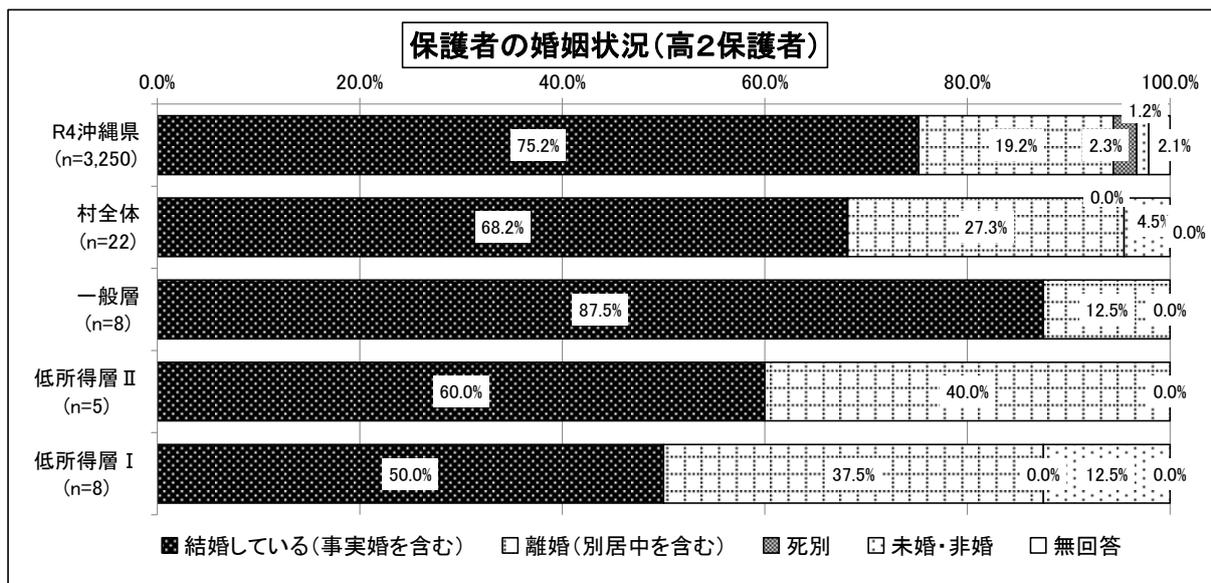
①保護者の婚姻状況

小学5年生の保護者の親の婚姻状況をみると、「結婚している(再婚や事実婚を含む)」が85.2%で最も多く、次いで「離婚」の9.8%、「死別」及び「未婚」、「いない、わからない」が1.6%となっています。

中学2年生の保護者の親の婚姻状況をみると、「結婚している(再婚や事実婚を含む)」が75.0%で最も多く、次いで「離婚」の17.3%、「死別」の3.8%、「未婚」の1.9%となっています。

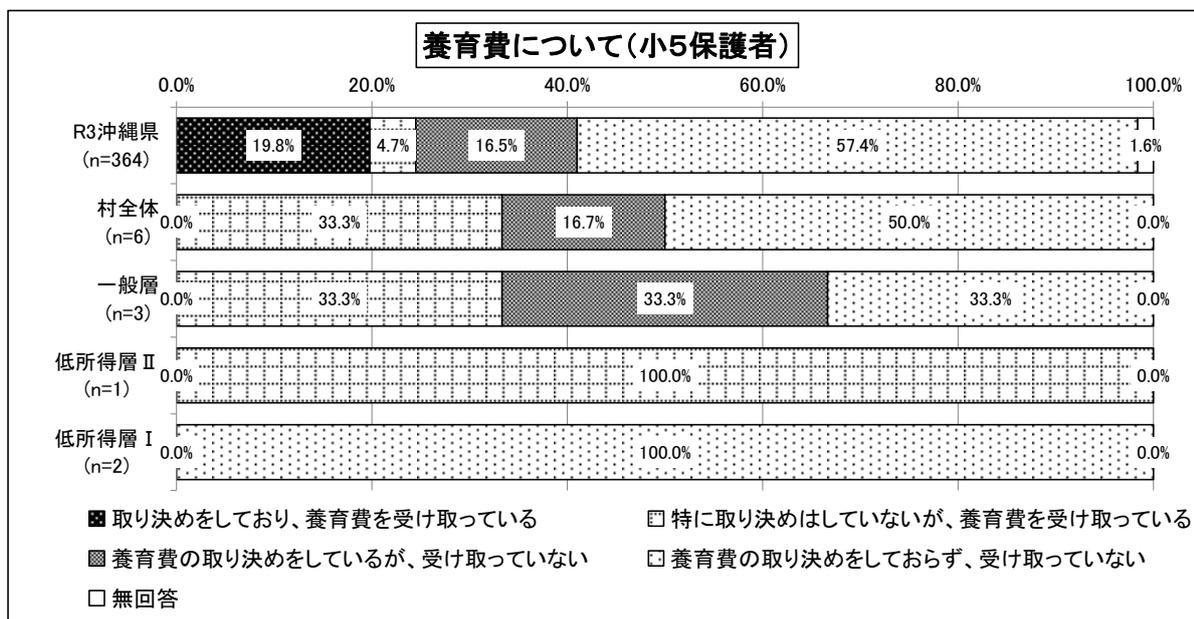
高校2年生保護者の婚姻状況をみると、「結婚している(事実婚を含む)」が68.2%で最も多く、次いで「離婚(別居中を含む)」の27.3%、「未婚・非婚」の4.5%となっています。

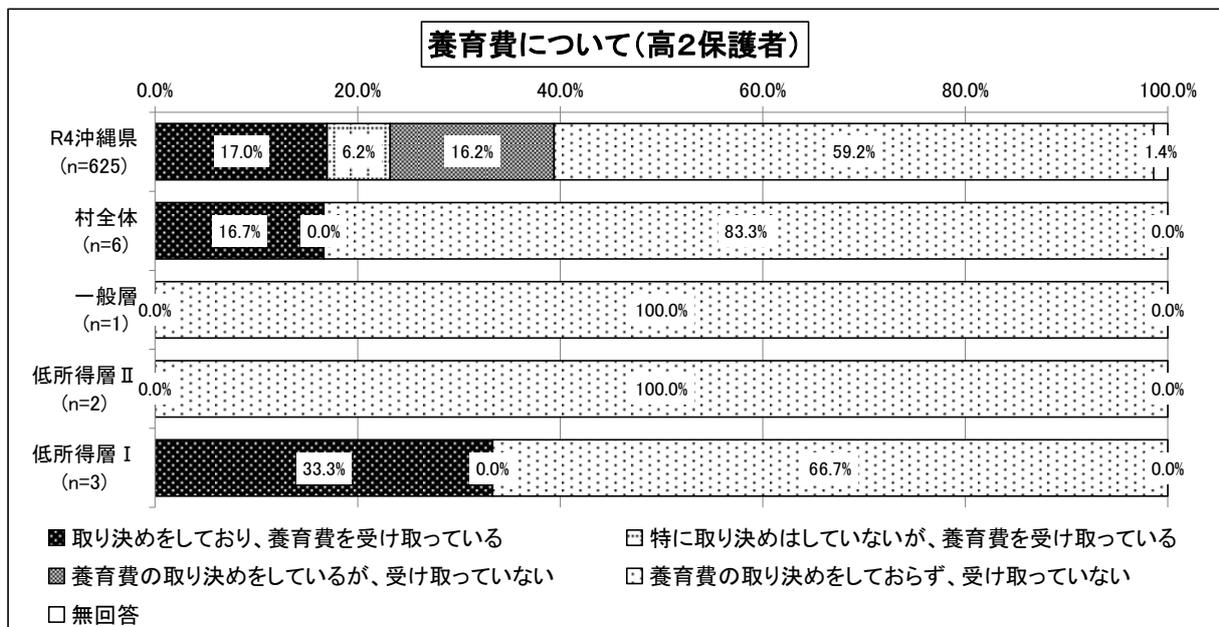
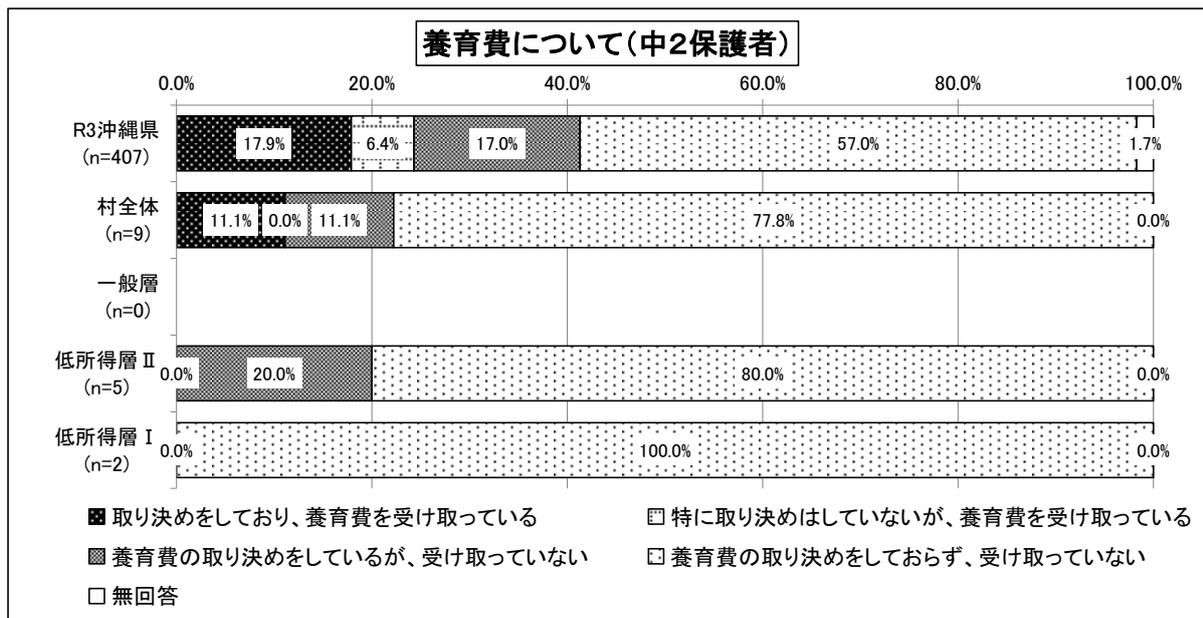




②養育費について(離婚したと回答した方)

小学5年生の保護者、中学2年生の保護者、高校2年生の保護者ともに、養育費についてみると、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が最も多くなっています。



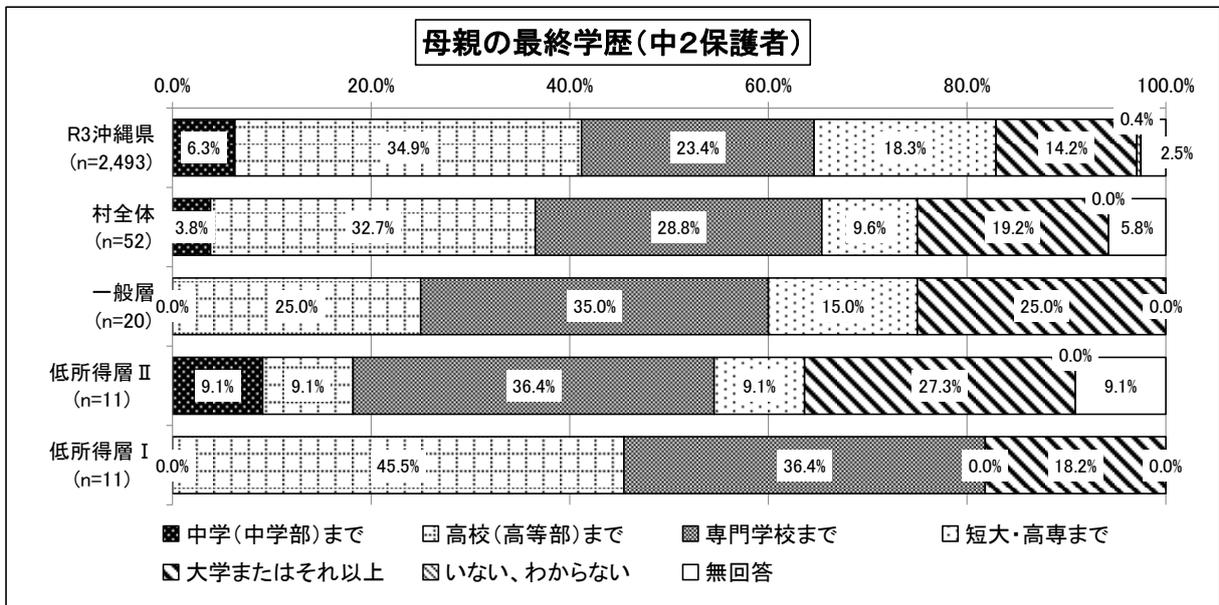
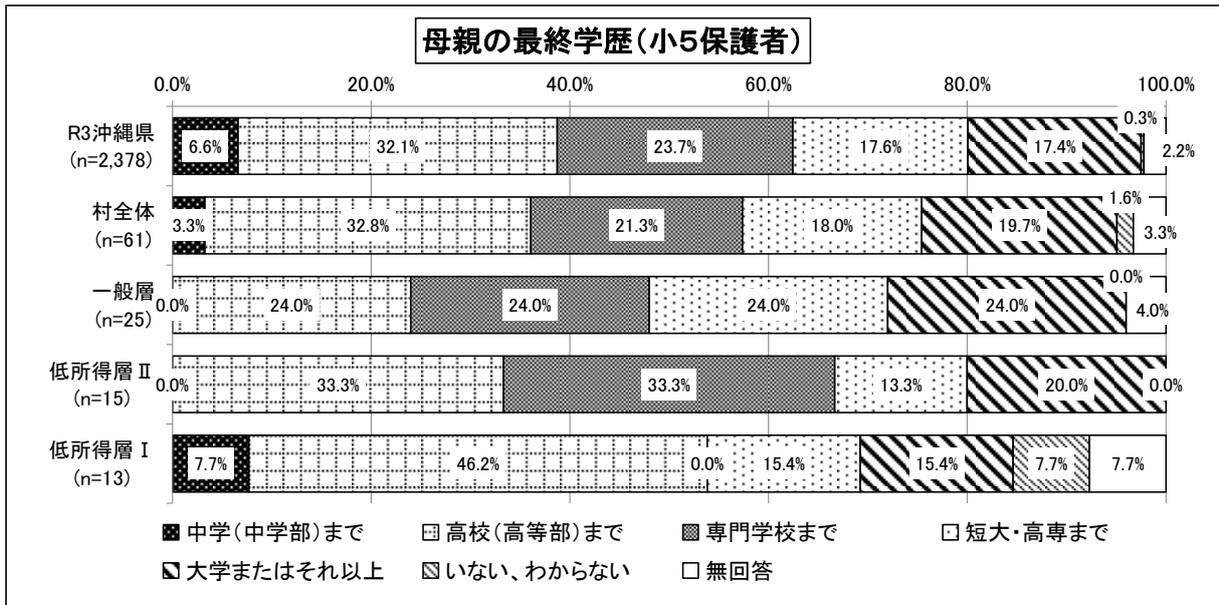


③保護者の最終学歴について(小学5年生保護者、中学2年生保護者)

A.母親

小学5年生の保護者のうち母親の最終学歴をみると、「高校(高等部)まで」が32.8%で最も多く、次いで「専門学校まで」の21.3%、「大学またはそれ以上」の19.7%となっています。

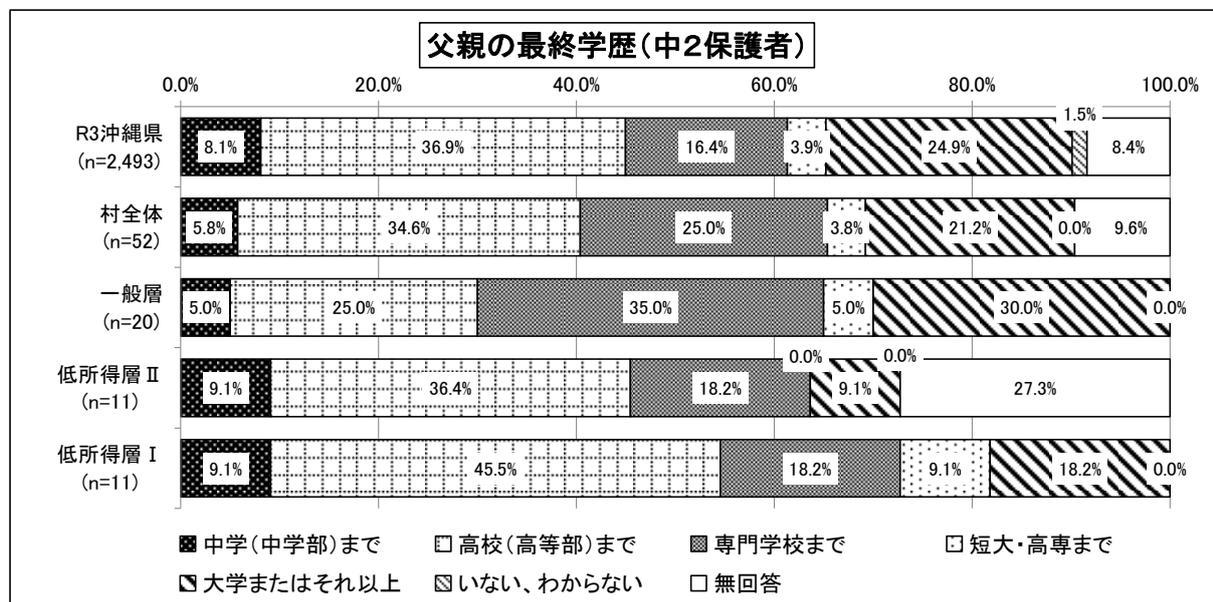
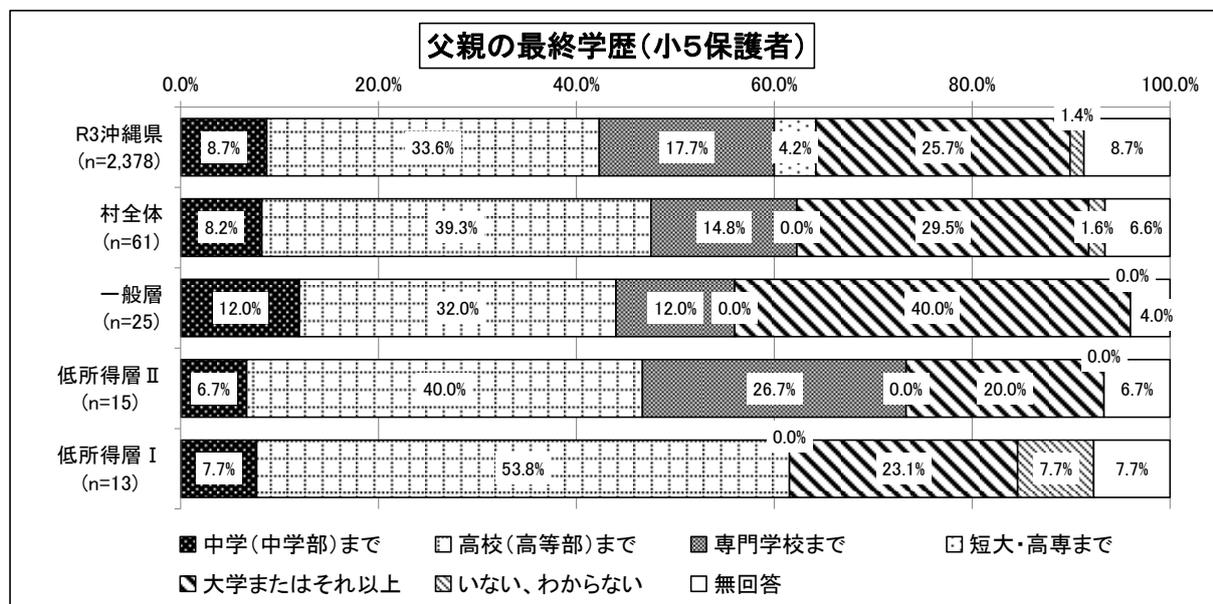
中学2年生の保護者のうち母親の最終学歴をみると、「高校(高等部)まで」が32.7%で最も多く、次いで「専門学校まで」の28.8%、「大学またはそれ以上」の19.2%となっています。



B.父親

小学5年生の保護者のうち父親の最終学歴をみると、「高校(高等部)まで」が39.3%で最も多く、次いで「大学またはそれ以上」の29.5%、「専門学校まで」の14.8%となっています。

中学2年生の保護者のうち父親の最終学歴をみると、「高校(高等部)まで」が34.6%で最も多く、次いで「専門学校まで」の25.0%、「大学またはそれ以上」の21.2%となっています。



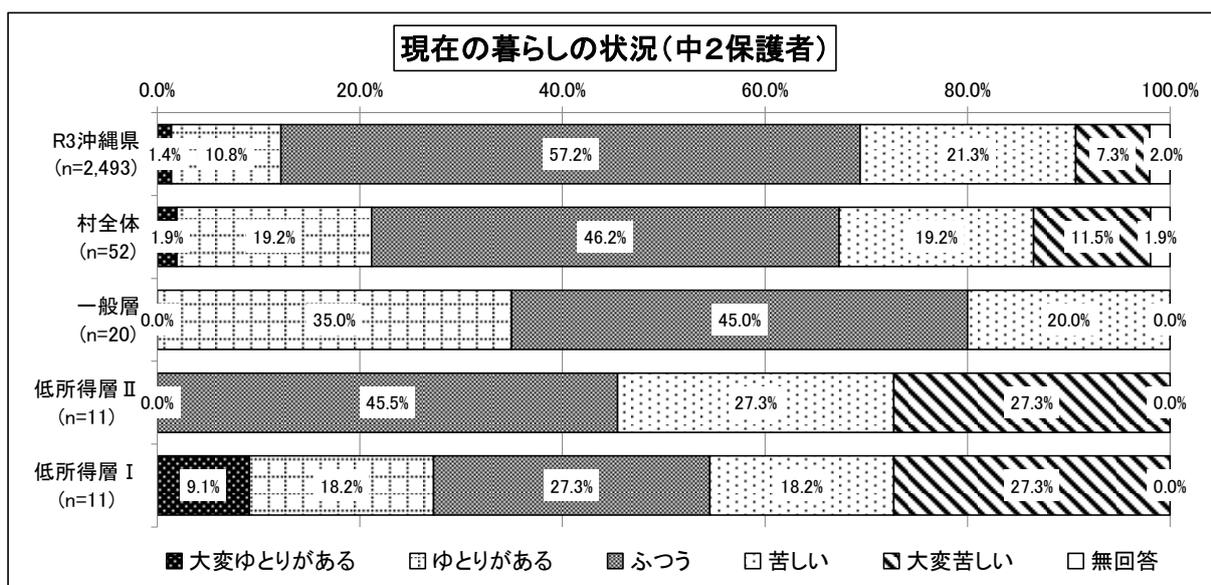
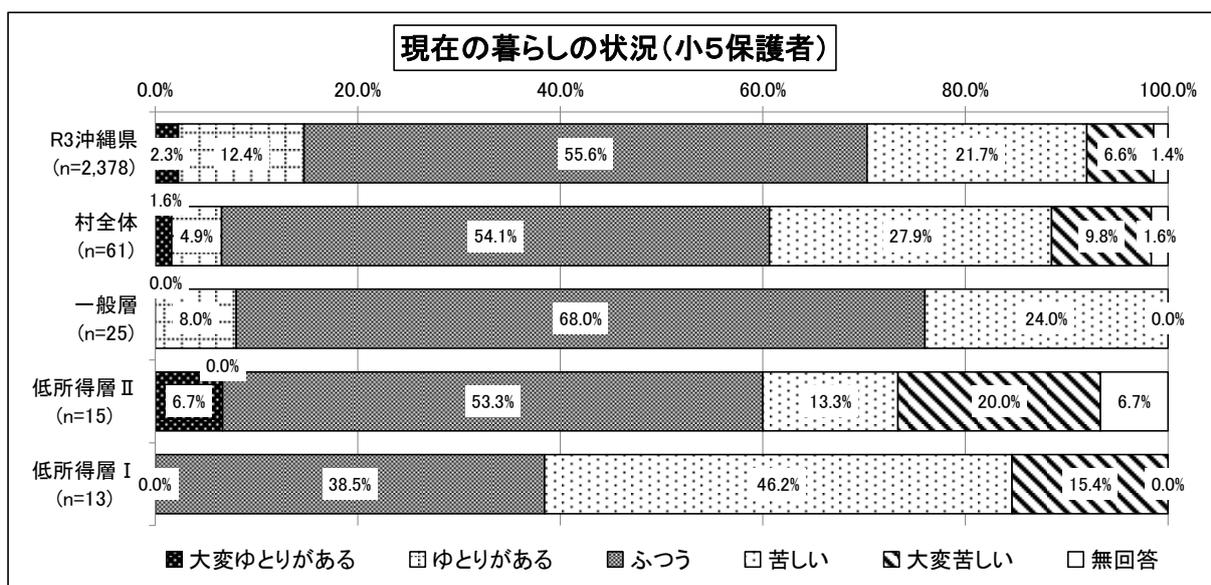
(2)現在の暮らしについて

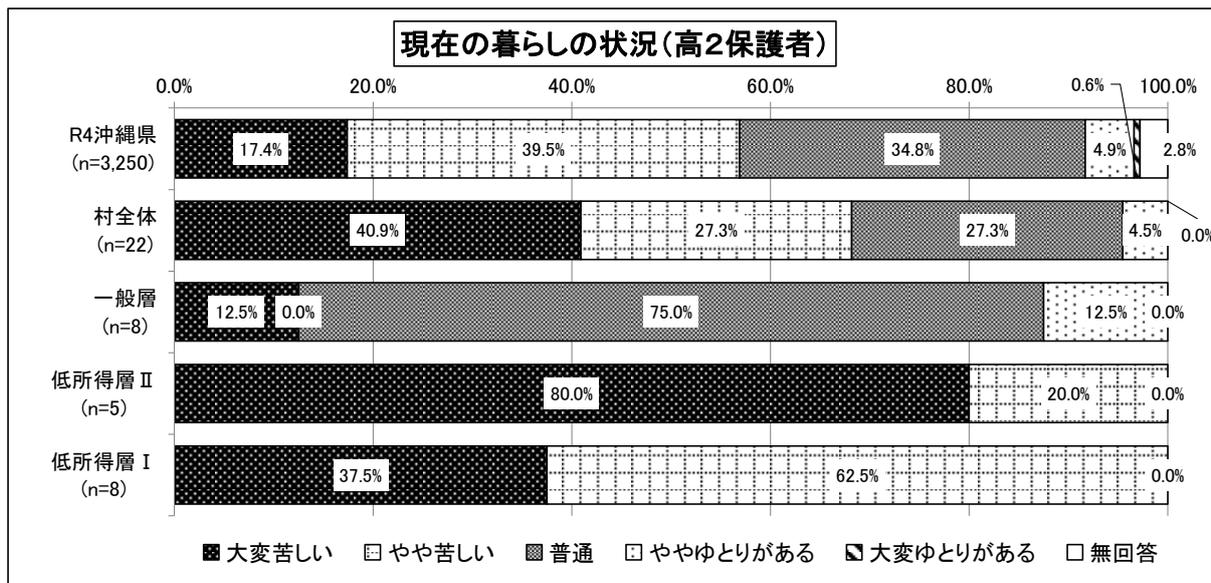
①現在の暮らしの状況(経済的に)

小学5年生の保護者の現在の暮らしの状況を見ると、「ふつう」が54.1%で最も多く、次いで「苦しい」の27.9%、「大変苦しい」の9.8%となっています。

中学2年生の保護者の現在の暮らしの状況を見ると、「ふつう」が46.2%で最も多く、次いで「ゆとりがある」及び「苦しい」が19.2%、「大変苦しい」の11.5%となっています。

高校2年生の保護者の現在の暮らしの状況を見ると、「大変苦しい」が40.9%で最も多く、次いで「やや苦しい」及び「普通」の27.3%、「ややゆとりがある」の4.5%となっています。



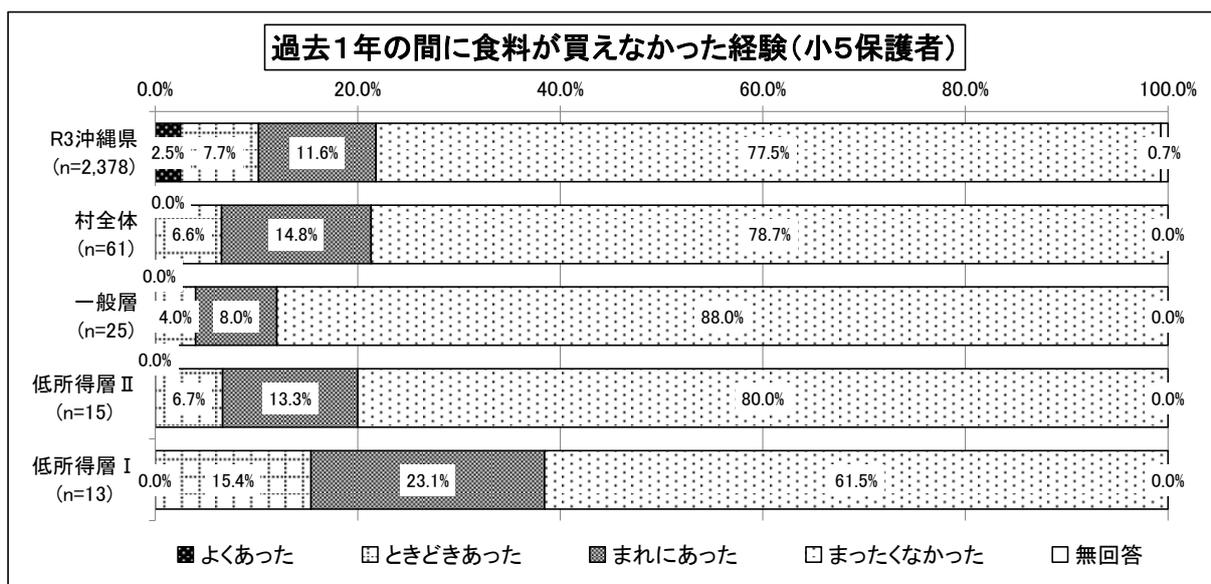


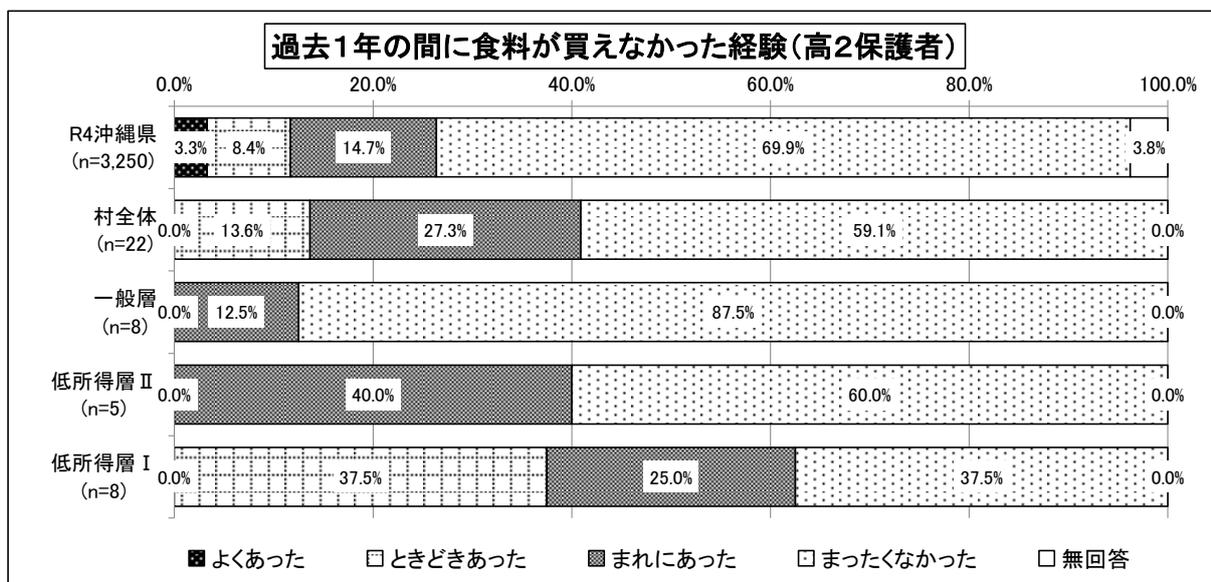
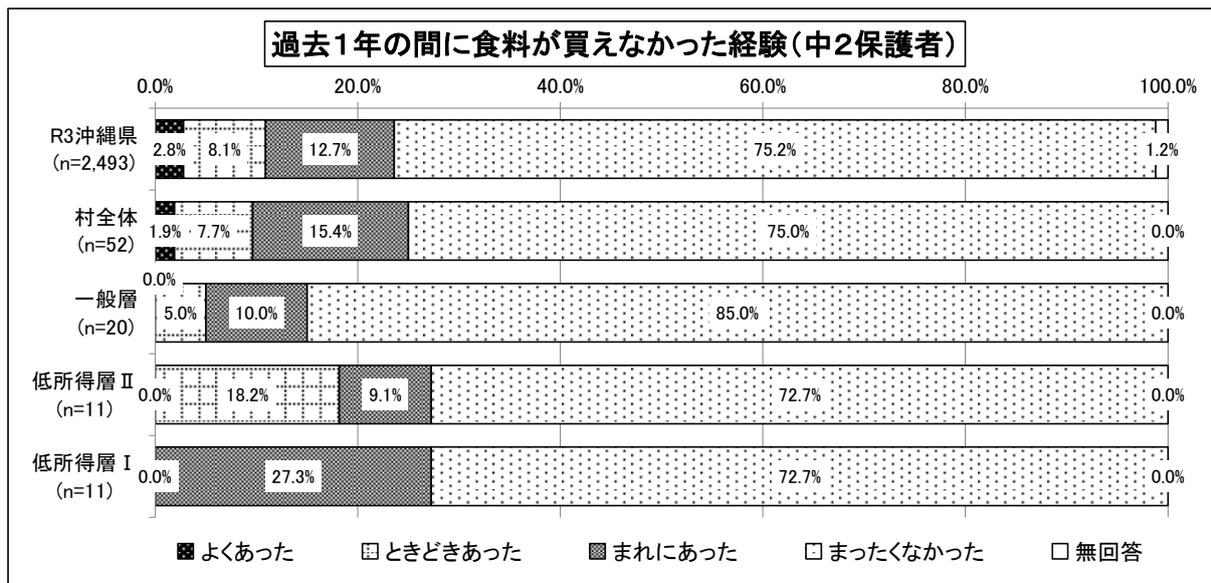
②過去1年の間に、食料が買えなかった経験

小学5年生の保護者の過去1年の間に経済的な理由で食料が買えなかった経験の有無をみると、「まったくなかった」が78.7%で最も多く、次いで「まれにあった」の14.8%、「ときどきあった」の6.6%となっています。

中学2年生の保護者をみると、「まったくなかった」が75.0%で最も多く、次いで「まれにあった」の15.4%、「ときどきあった」の7.7%、「よくあった」の1.9%となっています。

高校2年生の保護者をみると、「まったくなかった」が59.1%で最も多く、次いで「まれにあった」の27.3%、「ときどきあった」の13.6%となっています。なお、「よくあった」との回答はありません。





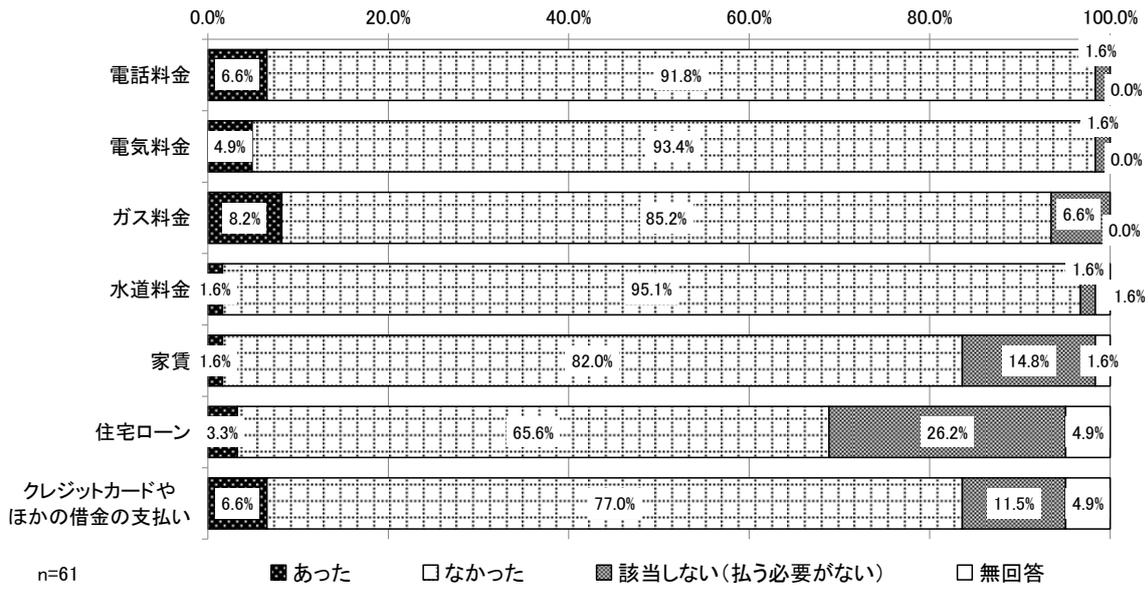
③過去1年の間のサービス・料金の滞納の経験の有無

小学5年生の保護者の過去1年間に経済的な理由で公共料金や家賃、住宅ローンなどの滞納や返済できなかった経験があるかをみると、「あった」の割合は「ガス料金」が8.2%で最も多くなっています。

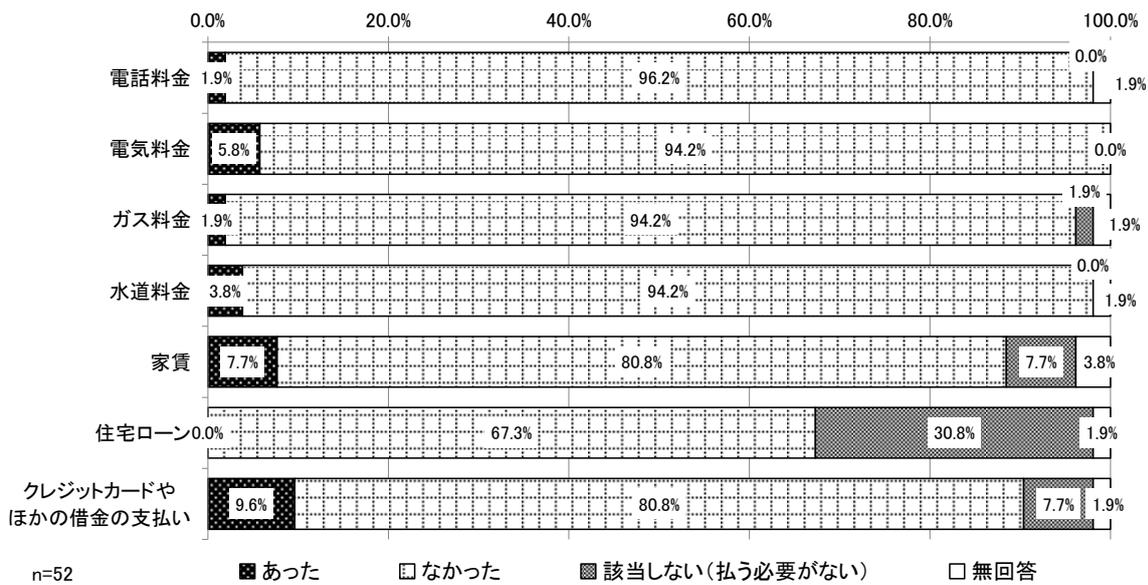
中学2年生の保護者をみると、「あった」の割合は「クレジットカードやほかの借金の支払い」が9.6%で最も多くなっています。

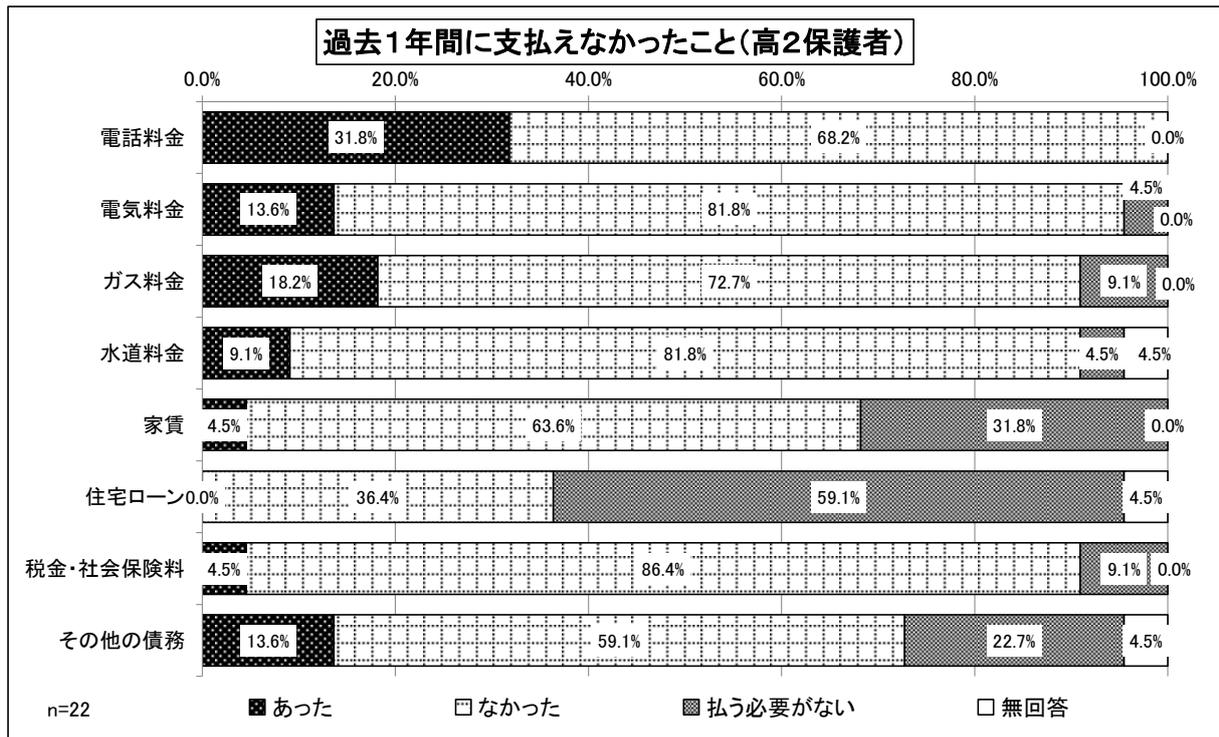
高校2年生の保護者をみると、「あった」の割合は「電話料金」が31.8%で最も多くなっています。

過去1年間で経済的理由で滞納・返済できなかったこと(小5保護者)



過去1年間で経済的理由で滞納・返済できなかったこと(中2保護者)





5. ひとり親家庭等に関する調査の概要

【調査の実施概要】

(1)調査の目的

ひとり親世帯及び寡婦世帯の皆様が安定した生活を維持できるよう、対象となる皆様の生活状況やご意見を把握し施策検討の基礎資料とするため、調査を実施しました。

(2)調査の対象者

「児童扶養手当の受給者」「母子及び父子家庭等医療費助成制度の受給者」「母子寡婦会の会員」

(3)調査方法

郵送による配布回収を基本としながら、調査票にURL及びQRコードを記載し、WEBでも回答できる方法で調査を実施しました。

(4)調査期間

令和6年2月から3月

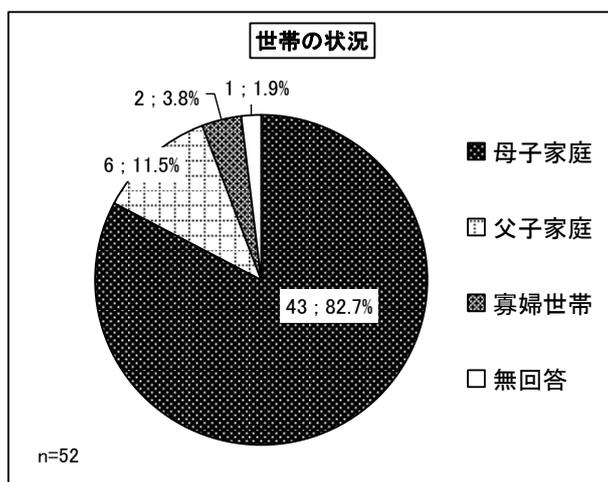
(5)回収状況

	配布数	有効回収数		回収率
		郵送・回収	WEB	
ひとり親家庭等調査	168件	52件	42件	31.0%

【調査の結果の概要】

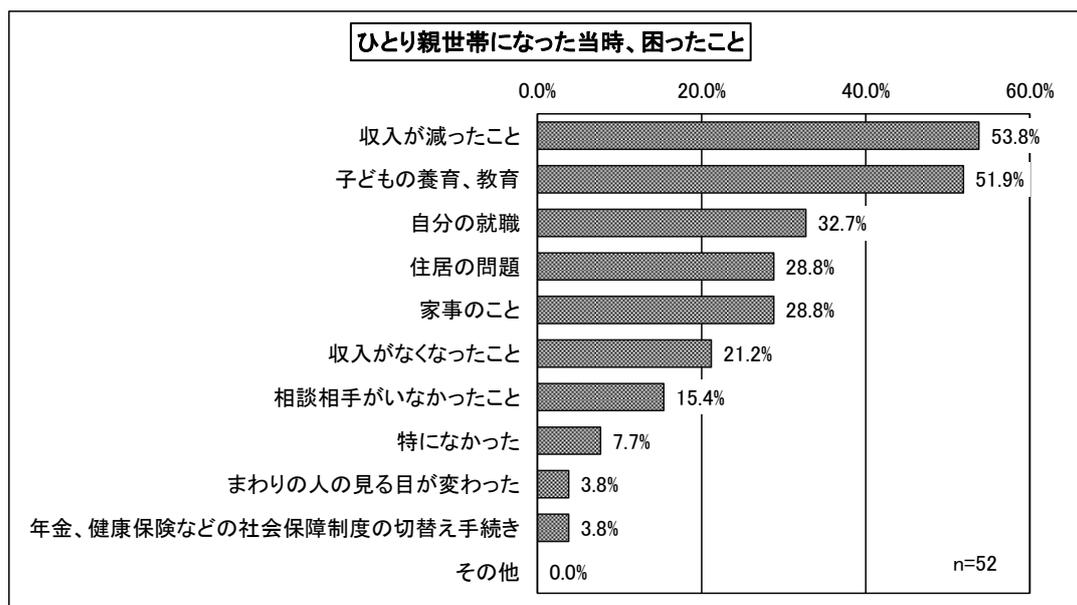
①世帯の状況について

世帯の状況を見ると、「母子家庭」が82.7%で最も多く、次いで「父子家庭」の11.5%、「寡婦世帯」の3.8%となっています。



②ひとり親世帯となった当時困ったこと

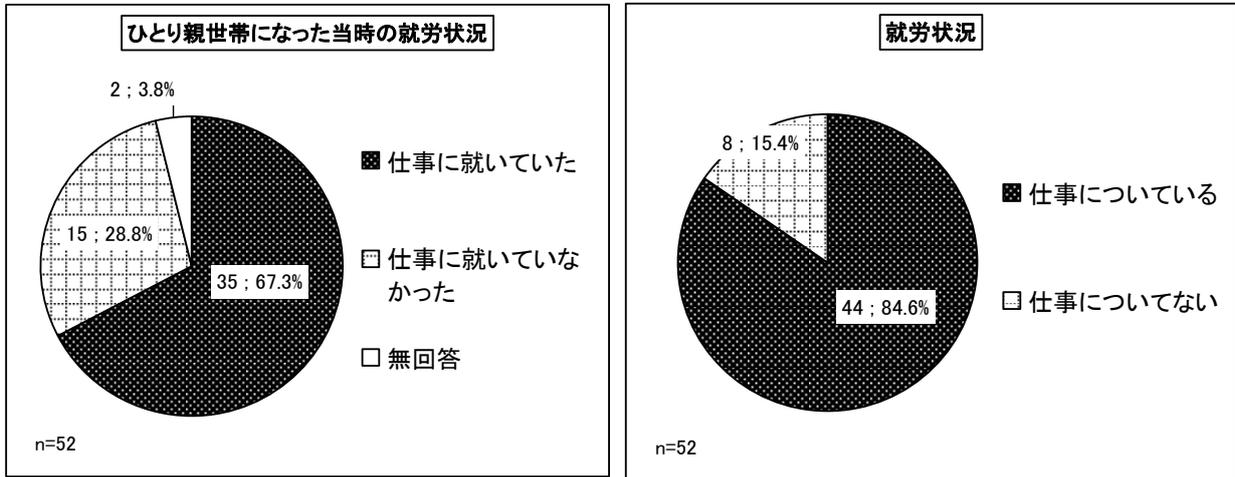
ひとり親世帯になった当時、困ったことの第1位は「収入が減ったこと」の53.8%、第2位は「子どもの養育、教育」の51.9%、第3位は「自分の就職」の32.7%、第4位は「住居の問題」及び「家事のこと」の28.8%等となっています。



③仕事の状況(ひとり親になった当時、現在)

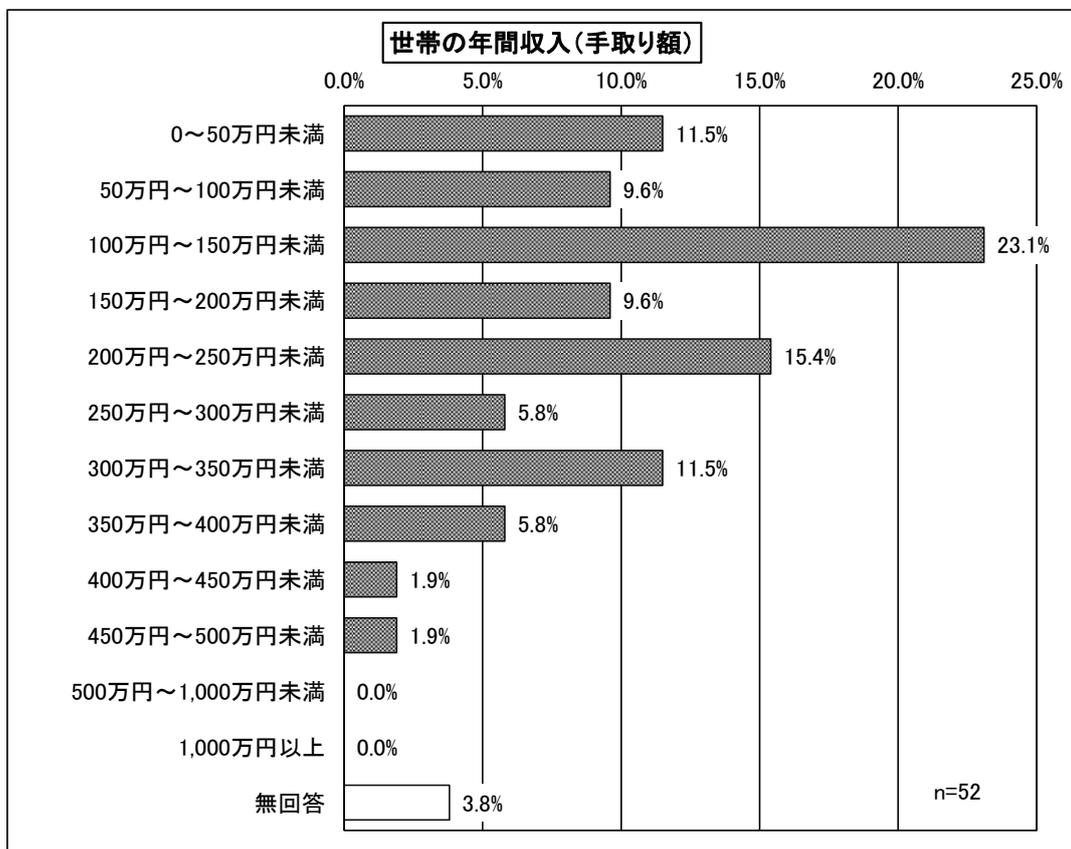
ひとり親世帯になった当時の就労状況をみると、「仕事についていた」が67.3%、「仕事についていなかった」が28.8%となっています。

現在の就労状況をみると、「仕事についている」が84.6%、「仕事についていない」が15.4%となっています。



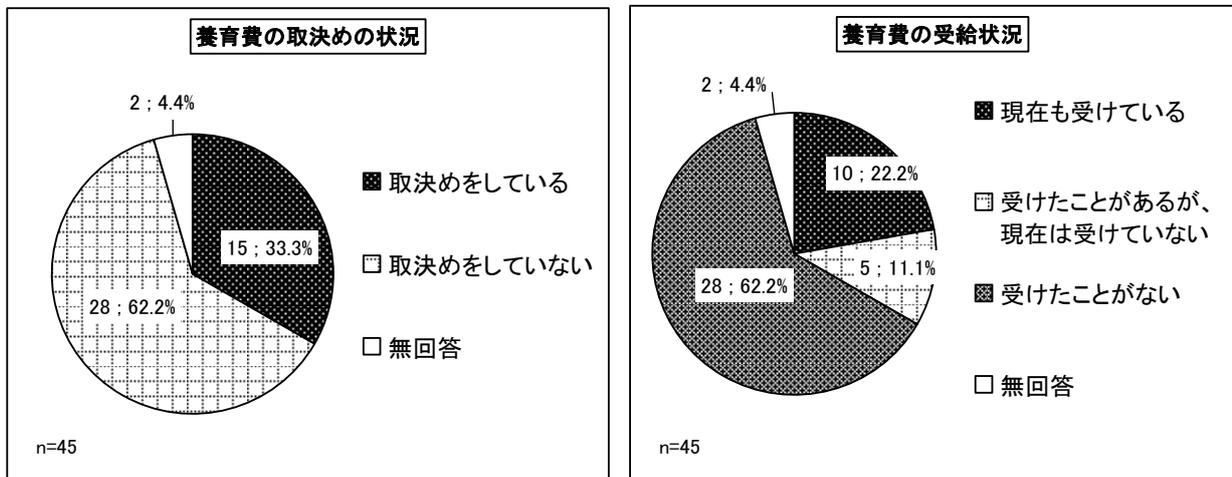
④収入について(手取り額)

世帯の年間収入(手取り額)をみると、「100万円～150万円未満」が23.1%で最も多く、次いで「200万円～250万円未満」の15.4%、「0～50万円未満」及び「300万円～350万円未満」の11.5%等となっています。



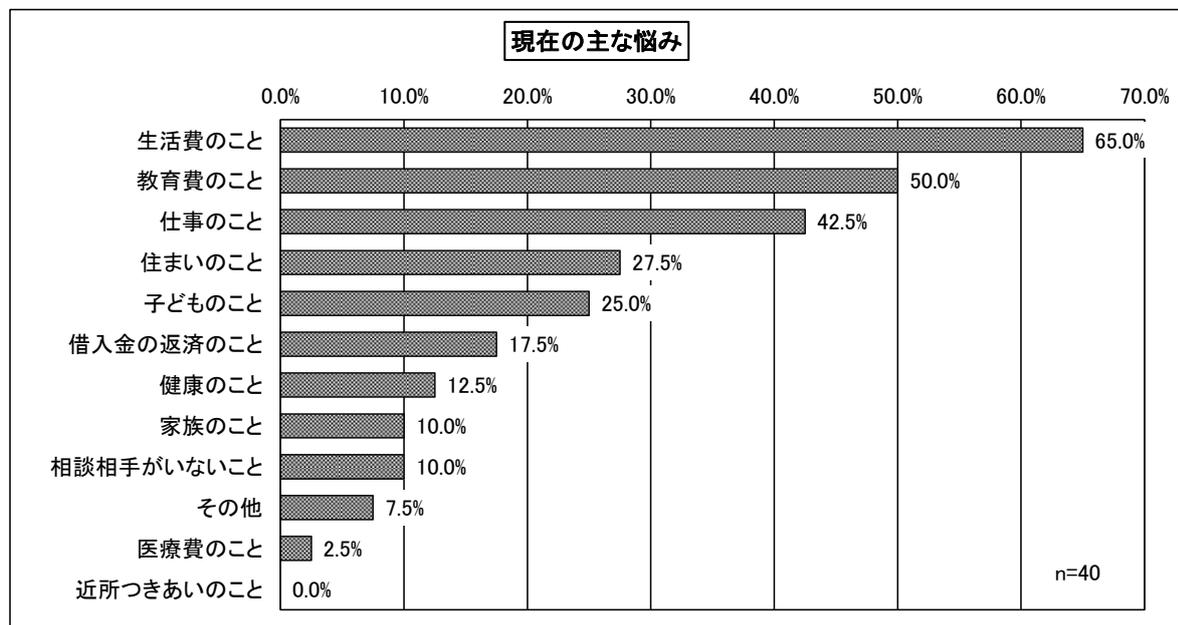
⑤養育費の状況

「取決めをしていない」が62.2%、「取決めをしている」が33.3%となっています。
 養育費の受給状況を見ると、「受けたことがない」が62.2%で最も多くなっています。



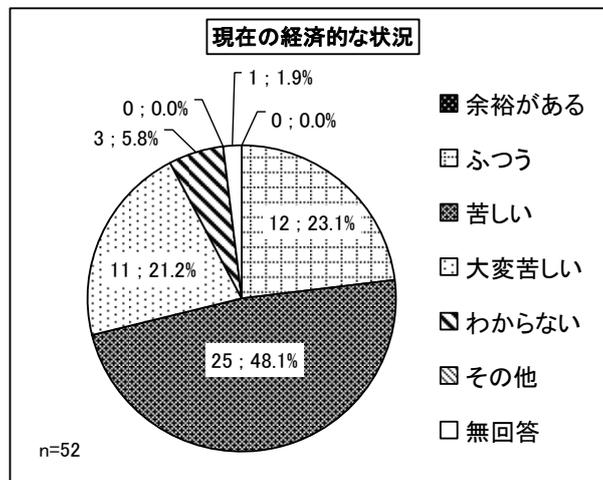
⑥現在の悩み(悩みがあると回答した方)

現在悩んでいることがあると回答した方の主な悩みの第1位は「生活費のこと」の65.0%、第2位は「教育費のこと」の50.0%、第3位は「仕事のこと」の42.5%等となっています。



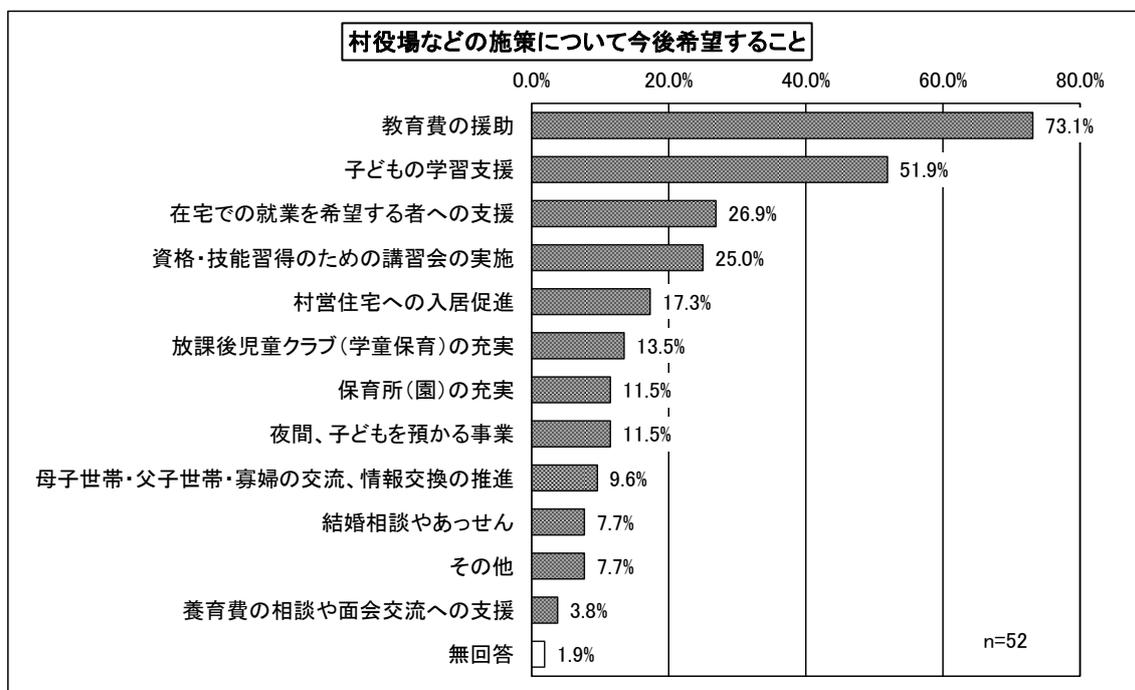
⑦現在の経済的状況

現在の経済的な状況をみると、「苦しい」が48.1%で最も多く、次いで「ふつう」の23.1%、「大変苦しい」の21.2%、「わからない」の5.8%となっています。



⑧村役場などの施策について今後希望すること

村役場などの施策について今後希望することの第1位は「教育費の援助」の73.1%、第2位は「子どもの学習支援」の51.9%、第3位は「在宅での就業を希望する者への支援」の26.9%等となっています。



6. 第2期計画の点検・評価

(1) 第2期恩納村子ども・子育て支援事業計画の施策の柱

第2期恩納村子ども・子育て支援事業計画は、以下のように、3つの基本目標を柱として、各基本施策が位置付けられています。

基本目標1：幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実

基本施策1-(1) 幼児期の教育・保育の充実と質の向上

基本施策1-(2) 教育・保育施設の連携強化及び家庭における教育力の向上

基本施策1-(3) 子育て支援サービスの充実

基本目標2：子どもが健やかに育つための支援の充実

基本施策2-(1) 母子保健の充実

基本施策2-(2) 障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援

基本施策2-(3) 児童虐待の防止に向けた取り組みの充実

基本目標3：子育てしやすい社会環境の構築

基本施策3-(1) ひとり親家庭の自立支援

基本施策3-(2) 子どもの貧困対策の推進

基本施策3-(3) 子ども等の安心・安全の確保

基本施策3-(4) 仕事と家庭の両立支援

(2)基本目標別の進捗・評価一覧

基本目標別の進捗・評価は、基本目標1～3において、全75の取り組み(事業)が位置付けられており、そのうち、A評価(概ね進捗している)が全体の30.7%、B評価(一部課題はあるが進捗している)は65.3%、C評価(未実施)は4.0%となっています。

基本目標別の各基本施策ごとの評価一覧は、以下のとおりです。

【評価基準】

A:概ね進捗している

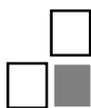
B:課題はあるが、進捗している

C:未実施

	A	B	C	合計
	23 30.7%	49 65.3%	3 4.0%	75 100.0%
基本目標1 幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実	9 32.1%	18 64.3%	1 3.6%	28 100.0%
基本施策1-(1) 幼児期の教育・保育の充実と質の向上	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	6 100.0%
1 幼児期の教育・保育ニーズに対応した受け皿の確保	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
2 保育士・幼稚園教諭の確保	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
3 保育士・幼稚園教諭への研修等の実施・派遣の推進	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
基本施策1-(2) 教育・保育施設の連携強化及び家庭における教育力の向上	3 30.0%	7 70.0%	0 0.0%	10 100.0%
1 保育所(園)・幼稚園・小学校の連携推進	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
2 今後の保育所・幼稚園のあり方の基本方針の策定	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
3 教育力向上のための地域連携の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
4 らくらく子育て教室の推進	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
5 学習環境の向上推進(地域塾・未来塾の推進)	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
6 学校支援地域本部事業の推進	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
7 読書活動の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
8 子ども会活動の推進	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
基本施策1-(3) 子育て支援サービスの充実	6 50.0%	5 41.7%	1 8.3%	12 100.0%
1 延長保育の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
2 幼稚園における預かり保育事業の実施	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
3 一時預かり事業の充実	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
4 地域子育て支援拠点事業の充実	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
5 利用者支援事業の充実	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
6 ファミリー・サポート・センター事業の充実	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
7 病児・病後児保育事業の充実	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
8 放課後児童健全育成事業(学童)の推進	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
9 放課後子ども教室の実施に向けた取り組み推進	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%
10 子ども・子育て支援に関する情報提供・窓口の充実	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%

	A	B	C	合計
基本目標2 子どもが健やかに育つための支援の充実	7 30.4%	15 65.2%	1 4.3%	23 100.0%
基本施策2-(1) 母子保健の充実	4 57.1%	3 42.9%	0 0.0%	7 100.0%
1 妊婦健診等の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
2 こんにちは赤ちゃん事業の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
3 産後ケアの推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
4 予防接種の推進	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
5 母子保健推進員の活動推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
6 教育・保育施設等における食育の推進	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
基本施策2-(2) 障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援	3 25.0%	8 66.7%	1 8.3%	12 100.0%
1 乳幼児発達支援教室(いるかクラブ)の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
2 障がい児保育の推進	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
3 特別支援教育の推進	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
4 障がいの特性に対応した施設・設備の充実	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	2 100.0%
5 療育の連続性の確保推進	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
6 就学指導の推進	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
7 放課後等デイサービス事業等の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
8 日中一時支援事業の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
9 医療的ケア児の受け入れに向けた検討	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
基本施策2-(3) 児童虐待の防止に向けた取り組みの充実	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%	4 100.0%
1 養育支援訪問事業の推進	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
2 要保護児童対策地域協議会の充実	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
3 虐待のある家庭等に対する対応の充実	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%

	A	B	C	合計
基本目標3 子育てしやすい社会環境の構築	7 29.2%	16 66.7%	1 4.2%	24 100.0%
基本施策3-(1) ひとり親家庭の自立支援	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	5 100.0%
1 母子及び父子家庭等医療費助成の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
2 児童扶養手当支給への適切な対応の実施	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
3 保育所等の優先入所の継続実施	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
4 母子寡婦福祉会の活動支援	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
5 支援ニーズの把握と村独自の施策の検討	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
基本施策3-(2) 子どもの貧困対策の推進	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	4 100.0%
1 本村における実態把握と検証	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
2 経済的な支援の実施	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
基本施策3-(3) 子ども等の安全・安心確保	2 18.2%	9 81.8%	0 0.0%	11 100.0%
1 交通安全対策の推進	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
2 交通安全指導の推進	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
3 交通安全思想の普及	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
4 地域防犯体制の充実	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
5 防犯指導の充実	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
6 防犯設備の整備推進	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
基本施策3-(4) 仕事と家庭の両立支援	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	4 100.0%
1 村民に向けた啓発活動の実施	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
2 事業所等に対する啓発活動の実施	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	2 100.0%



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画課題の整理

本計画の策定にあたり、国の制度などの動向をはじめ、実施した各種アンケート調査及び第2期計画の取り組み状況を踏まえ、計画課題として以下のように整理しました。

【適切な幼児教育・保育の受け皿の確保】

- 本村においては、第2期計画期間中において、待機児童ゼロとなっていますが(4月1日時点)、ニーズ調査の結果において教育・保育施設への待機児童の懸念の回答も見られました。
- 加えて、保護者の幼児教育へのニーズも高まっていることから、幅広く幼児期の教育・保育を提供できる「認定こども園への移行」や国の未来戦略で新たな教育保育の拡充策として示された「こども誰でも通園制度」など、新たな施策を的確に実施することが必要となっています。

【子どもの放課後の居場所はじめ、多様な居場所の確保】

- 子どもの放課後の居場所として、本村においても放課後児童(学童)クラブでは利用希望者の増加に伴って受け皿整備が進められてきたところですが、待機児童が発生している状況もあることから、今後もニーズを的確に捉えた確保が求められています。
- 子どもの放課後の居場所も放課後児童クラブだけでなく、多様な居場所づくりが求められている中、人・場所・モノなど、子ども達にとってより身近な地域資源を活用した居場所づくりの検討していく必要があります。

【子育てを総合的に支援する体制の整備】

- 妊産婦等を中心に相談支援(母子保健機能)を行う「子育て世代包括支援センター」と子どもの社会的自立までの支援を行う機能(児童福祉機能)を有する「子ども家庭総合支援拠点」が一体化した「こども家庭センター」への取り組みが国から示されたところです。
本村では、子育て世代包括支援センターが令和5年度に設置されていますが、「こども家庭センター」を設置することで更なる包括的な支援体制機能の充実化が望まれています。
- その対象は、全ての子どもと子育て家庭であることから、対する切れ目ない支援を提供する包括的な支援体制の整備が求められています。

【ひとり親家庭等の支援及び子どもの貧困対策の充実】

- 近年の経済情勢において、物価上昇により家計への負担感が大きくなっており、ひとりで生計を担って子育てをしている家庭においては、特に困窮しやすい傾向にあります。
- 今回実施したアンケート調査においても、現在の暮らしぶりに対して「苦しい」との回答も多くあり、行政に期待する支援は、「経済的支援」と「子どもの教育・保育への支援」への要望が高いことから、ひとり親家庭や子どもの貧困対策に関する施策の充実化が求められています。

2. 計画の基本理念

子どもは次の時代を担うかけがえのない存在であり、安心して子どもを育てることができ、地域社会を形成することが重要となっています。そのためには、家庭とともに学校、地域社会、事業所、行政など地域が一体となって、子どもの健やかな成長を支えていくことが、今もっとも必要なこととなります。

本村では、子どもの健やかな育ちを地域の人々で支えることを通して、子どもが周りから愛され大切にされていると感じ、家庭や地域を大切に思うとともに、自ら夢を持ち、たくましく成長していくことで、家族も地域も子どもが成長していく喜びを実感できるむらづくりを目指すものとし、これまで掲げてきた基本理念を第3期計画でも継承していきます。

**「すべての子どもが健やかに育ち、
親が安心して楽しく子育てのできる村」**

3. 基本目標

計画の基本理念に基づき、以下の基本目標を設定します。

基本目標 1：幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実

本村に住む子育て家庭の幼児期の教育・保育ニーズに応じていくため、幼稚園・保育所(園)等による受け皿の量的な確保を進めていきます。

また、保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小学校の連携強化を図り、子どもの成長段階においてスムーズなつながりを行うとともに、学校と家庭が連携し、家庭における教育力の向上に資する取り組みの推進をはじめ、児童生徒の学力向上に向けた取り組みや、多様な体験活動等を通して、視野を広げ豊かな人間性や生きる力などを育むために、地域と連携した健全育成に取り組めます。

保護者の就労状況や生活様式等の多様化により、子育て支援のニーズも多様化していることから、支援ニーズに即した子ども・子育て支援事業に取り組むなど、幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実に取り組めます。

基本目標 2：子どもが健やかに育つための支援の充実

妊娠期から子どもと母親が安心して生活が送れるとともに、子どもが健やかに育つよう、健康診査など母子の健康管理の充実を図るとともに、訪問等により出産後の育児不安の解消を図ります。

また、障がい児や発達が気になる子の相談支援体制及び保育・教育の充実に取り組むなど、子どもの健やかな成長と学びの支援に努めます。

児童虐待や不登校及び保護者による監護が不相当と認められる要保護児童への対応が適切に行われるよう、関係者、関係機関との連携により取り組んでいきます。

基本目標 3：子育てしやすい社会環境の構築

ひとり親家庭の自立に向けて、必要な情報の提供や相談及び村母子寡婦福祉会の活動を支援します。なお、経済的に困難を抱えている家庭において、子どもが健やかに育つとともに成長に応じて多くの学びの選択肢が得られるよう、本村における実態把握とともに実態に即した支援に取り組めます。

また、本村に住む子どもやその家族が安全で安心して生活をおくることができるよう、交通安全対策及びをはじめ、防犯・防災対策の充実を努めます。

さらに、核家族化の進行とともに女性の社会進出が進む中、育児へ男女がともに参加することや、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)の重要性が高まってきていることから、村民の意識啓発とともに、村内の事業所等への情報提供や広報活動を推進し、子育てしやすい社会環境の構築に取り組めます。

4. 施策の体系

基本目標の達成をめざし、基本目標ごとに以下の基本施策に取り組みます。

基本目標1: 幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実

基本施策1-(1) 幼児期の教育・保育の充実と質の向上

基本施策1-(2) 教育・保育施設の連携強化及び家庭における教育力の向上

基本施策1-(3) 子育て支援サービスの充実

基本目標2: 子どもが健やかに育つための支援の充実

基本施策2-(1) 母子保健の充実と健康の維持・増進

基本施策2-(2) 障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援

基本施策2-(3) 児童虐待の防止に向けた取り組みの充実

基本目標3: 子育てしやすい社会環境の構築

基本施策3-(1) ひとり親家庭の自立支援(恩納村ひとり親家庭等自立促進計画)

基本施策3-(2) 子どもの貧困対策の推進(恩納村子どもの貧困対策計画)

基本施策3-(3) 子ども等の安心・安全の確保

基本施策3-(4) 仕事と家庭の両立支援

5. 重点施策

第3期恩納村子ども・子育て支援事業に位置付けられる施策や事業は、どれも子どもや子育て家庭にとって重要なものとなりますが、社会動向や計画課題などを踏まえ、今後5年間で以下のことを重点施策として位置づけ取り組んでいくものとします。

◆すべての子どもや家庭を対象とし、総合的な子育て支援の核となる

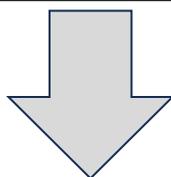
① 恩納村こども家庭センターの設置
(村のすべての子どもと子育て家庭の総合窓口)

◆幅広い教育・保育ニーズに対応する

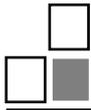
② 認定こども園の設置推進
(多様な教育・保育ニーズへの対応)

◆社会課題の対策として

③ ひとり親家庭及び子どもの貧困対策の推進
(相談、居場所づくりなど)



上記の施策の推進とあわせて、「人材の確保」が重要となります。



第4章 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1: 幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実

基本施策1-(1) 幼児期の教育・保育の充実と質の向上

幼児期の教育・保育において、多様なニーズを踏まえた受け皿の確保は重要となっています。本村では保育士(保育教諭)・幼稚園教諭の人材不足が受け皿の確保に大きな影響を与えることから、県をはじめ関係機関と協力しながら人材の確保に取り組むとともに、保育士(保育教諭)・幼稚園教諭の資質の向上に関する取り組みを推進します。また、すべての子どもをはじめ、子育て家庭を総合的に支援する「こども家庭センター」の設置に向けた取り組みを推進し包括的な支援体制の整備を図ります。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	認定こども園への移行及び安定的な受け皿の確保	<ul style="list-style-type: none">◆ 全ての公立幼稚園を休園とし、公私連携認定こども園1園の創設、公立認定こども園1園の整備を行うことで、各地区の特定教育・保育施設の適正規模・適正配置を行い、ニーズに対応した受け皿の確保を行います。◆ 職員の人員不足により、継続できていない入園前の一時預かり保育への実施に向けた対応を検討します。	福祉課 教育委員会
2	保育士(保育教諭)・幼稚園教諭の確保	<ul style="list-style-type: none">◆ 保育士(保育教諭)・幼稚園教諭の人員確保に向けて、関係機関との連携や潜在保育士の掘り起こしを図ります。◆ これまでの取り組みだけでなく、新たな人材確保の方策について検討します。	福祉課 教育委員会
3	保育士(保育教諭)・幼稚園教諭への研修等の実施・派遣の推進	<ul style="list-style-type: none">◆ 職員の質の向上につなげるため、研修や勉強会への参加促進、関係機関との連携を図ります。◆ 令和8年度より幼児教育センターにおいて、研修体制の充実を図ります。	福祉課 教育委員会
4	こども誰でも通園制度の実施(新)	<ul style="list-style-type: none">◆ 保護者の就労の有無や理由を問わず、教育・保育施設に通っていない0~2歳までの乳幼児(未在園児)を月一定時間までの利用可能枠のなかで、保育所等へ通園できるよう、令和8年度からの実施に向けて受け皿を確保します。	福祉課

5	(仮称)広域園児送迎センターの設置(新)	◆ 令和8年度からのこども園移行に伴い、3歳以上の園児を公立・私立保育園をステーションとしてこども園へ送迎します。	福祉課
---	----------------------	---	-----

基本施策1-(2)教育・保育施設の連携強化及び家庭における教育力の向上

子どもの発達段階に応じて保育から教育へスムーズにつなげることは、子どもの健やかな成長と学びにおいて重要となることから、今後も保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携を推進するとともに、教育・保育の一体的な提供をはじめとした、保護者の多様なニーズへ対応していきます。

さらに、全ての子どもと子育て家庭を対象とし、切れ目ない支援を提供する包括的な支援体制の整備が求められていることから、本村の子ども・子育ての総合的な支援体制づくりに取り組みます。

また、家庭等における教育力の向上に向けて、関係団体等との連携を推進していくことをはじめ、各種講座や教室の開催などに取り組みます。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小学校の連携推進	◆ 小学校教諭・幼稚園教諭・保育士等(保育教諭)との保幼小連絡会を開催し、小学校への生活がスムーズに移行できるよう、情報共有を図ります。	福祉課 教育委員会
2	幼児教育センターの設置(新)	◆ 就学前教育・保育施設の質の向上と小学校教育との円滑な接続を図るため、学校教育課内に「幼児教育センター」を設置し、幼児教育指導主事を配置します。 ◆ 教育委員会と福祉課が連携・協働する組織とし、村内全施設の幼児教育の推進を図ります。	教育委員会
3	教育力向上のための地域連携の推進	◆ より充実した学校運営協議会が開かれるよう、管理者研修会等で研修を行い、家庭・地域との連携を図っていきます。	教育委員会
4	らくらく子育て教室の推進	◆ 親子の絆を深める講座や地域の大人との交流機会の提供及び講演会の開催などをおして、子育てを支援する取り組みを継続していきます。	教育委員会
5	学習環境の向上推進(地域塾・未来塾の推進)	◆ 「恩納村幸せに生きる力」育成・支援委員会による地域の人材を活用した地域塾を各行政区で開催し、未来塾を通年開催実施して行います。	教育委員会
6	学校支援地域本部事業の推進	◆ コーディネーターにより総合的な学習などに地域の人材活用を推進します。	教育委員会

7	読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校図書館の利用促進や読み聞かせボランティアと連携した活動を推進します。 ◆ 文化情報センターの利用促進とともに、読書に親しむ環境づくりや読書をととした子育て支援に取り組みます。 	教育委員会
8	子ども会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ジュニアリーダー育成プログラムや子ども会行事の支援を推進します。 	教育委員会

基本施策1-(3)子育て支援サービス等の充実

教育・保育施設における延長保育事業をはじめ、一時預かり事業、放課後健全育成事業(学童クラブ)等、多様なニーズに対応した子育て支援サービスを実施します。

また、村で実施している子育て支援に関する取り組みについて、子育て家庭へ周知を図るとともに、教育・保育施設を利用していない子育て家庭においても、子育てに関して相談支援体制の整備を図り、すべての子どもと子育て家庭を総合的に支援できる環境を整備していきます。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	延長保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 村立保育所及び認可保育所での、保護者のニーズに応じた延長保育を継続して実施します。 	福祉課
2	幼稚園における預かり保育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全幼稚園での預かり保育を継続して実施していきます。 	教育委員会
3	一時預かり事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育所や幼稚園に通っていないお子さんで、家庭保育が困難な状況が生じた際に、必要性に応じて一時的な受け入れを実施していきます。 ◆ 保育士の確保に努め、安定的なサービス提供の実施を目指します。 	福祉課
4	地域子育て支援拠点事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援センターでの活動の充実を図ります。 ◆ 保育士の人材確保に努めます。 	福祉課
5	利用者支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て中の保護者や妊娠中の方が安心して子育てについて相談できる体制を整え、関係機関に繋げていくよう継続して実施します。 	福祉課
6	ファミリー・サポート・センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ やんばる町村ファミリー・サポート・センターと連携して、「利用会員」及び「サポート会員養成講座」の周知(恩納村での開催要望)を図ります。 ◆ 特に、サポート会員の人材確保について、やんばる町村ファミリーサポートセンターと連携して人材確保につなげる取り組みを実施します。 	福祉課

7	病児・病後児保育事業の充実	◆ 現在、村内認可保育園内専用施設(病後児・体調不良児)で実施している事業の周知に努めます。	福祉課
8	放課後児童健全育成事業(学童)の推進	◆ 事業を実施している学童クラブと連携を取りサポートしていきます。 ◆ 待機児童解消に向けて整備を推進します。	福祉課 教育委員会
9	放課後子ども教室の実施に向けた取り組み推進	◆ 放課後子ども教室を担う人材確保が厳しい状況ですが、学童クラブとのすみ分けやニーズの有無などを分析し、放課後子ども教室の在り方について検討していきます。	教育委員会
10	こども家庭センターの設置(新)	◆ 「こども家庭センター」は、すべての妊産婦、子育て世帯、また子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談と適切な支援につなげる役割を担うものであることから、子育て支援の充実を図るため、設置に向けた取り組みを推進します。	福祉課 健康保険課
11	妊婦等包括相談支援事業(新)	◆ 妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談応じるとともに、必要な支援につなげる伴奏型の相談支援を行います。	福祉課
12	恩納村子育て応援給付金(新)	◆ 本村の未来を担う大切な子どもたちの健やかな成長のため経済的に支援を行うもので(一定条件あり)節目である小学校・中学校入学・中学校卒業に実施します。	福祉課

基本目標2:子どもが健やかに育つための支援の充実

基本施策2-(1)母子保健の充実と健康の維持・増進

妊娠期からの母子が安心して健やかに過ごすことができるよう、親子健康手帳交付時に妊婦の健康状態や生活状況等の把握をはじめ、母体の健康管理に必要な情報の提供や相談指導等を実施するほか、妊婦健診の結果を踏まえた保健指導、母子保健推進員等による情報提供や相談に対応などの充実に取り組みます。

また、心身の成長や健康の保持・増進を図る上で望ましい栄養や食事の摂り方について正しい知識を身につけ、実践することが重要であることから、教育・保育施設において食育計画等に基づいた取り組みを推進するとともに、健康維持・増進の取り組みを推進します。

①母子保健の充実

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	妊婦健康診査等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 ◆ ハイリスク妊婦及び妊婦健康診査で有所見のある妊婦について、医療機関と連携し必要な相談、指導等を行います。 	健康保険課 福祉課
2	こんにちは赤ちゃん事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1ヵ月健診後に、保健師・母子保健推進員が訪問し、子育てに関する情報提供をはじめ、育児不安に関する相談対応を行います。 	健康保険課
3	産後ケア事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産後1年未満の母子に対して育児サポートや心身のケア等きめ細かい支援を実施します(利用回数は最大7回)。※利用2回ごとに1回評価を実施しています。恩納村では、訪問型、通所型が利用できます。 	健康保険課
4	予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小児定期予防接種が生後2か月から開始され、対象者への受診勧奨を含め、正しい予防接種の情報を伝え、接種率向上に取り組みます。 	健康保険課

5	母子保健推進員の活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定例会の充実や各種研修会等への参加による、資質向上に努めます。 ◆ 母子保健推進員不在地区においては、区長や地域の方々と連携して、人材確保に努めます。 	健康保険課
6	妊婦のための支援給付交付金(新)	◆ 妊娠届出時、出生届出時に現金給付等の経済的支援を行い、アンケートを通して体調確認、困りごと等の確認を実施し、必要な支援に繋げていきます。	健康保険課
7	両親、育児学級(新)	◆ 妊娠から出産、育児に必要な知識を伝え、助言・情報提供等の支援を行う場とし、不安や困り感を軽減できるように取り組みます。	健康保険課
8	新生児聴覚検査費用助成事業(新)	◆ 医療機関において実施する新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成することにより、新生児の聴覚に関する異常の早期発見・早期療育に繋げていきます。	健康保険課
9	子育て用品支援事業(新)	◆ 乳児期の子どもの健やかな成長を支援するため、子育て用品のレンタル費用を助成。子ども一人あたり10万円を上限に指定のベビーベッド、ベビーカー、チャイルドシート、ベビーバスをレンタルします。	健康保険課
10	1か月健康診査費用助成事業(新)	◆ 乳児の1か月健康診査に要した費用を助成し、乳児の身体の発育状況、栄養状態等を把握するとともに、養育者への育児に関する相談や支援を実施します。	健康保険課
11	妊婦健康診査受診等支援事業	◆ 妊婦健康診査の産科医療機関への受診等に係る費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減するとともに、妊娠期から安心して子育てができる環境を整備できるよう取り組みます。	健康保険課

②食育及び健康の維持・増進

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	教育・保育施設等における食育の推進	◆ 村立保育所、村立幼稚園、小中学校において、各食育計画等に沿って実施していきます。	福祉課 教育委員会

2	学校保健事業等を通じた乳幼児及び児童生徒の健康維持・増進(新)	◆ 内科検診や歯科検診を実施し、乳幼児及び児童生徒の健康の維持・増進に努めます。	教育委員会 福祉課
3	健康習慣の周知(新)	◆ 「早寝・早起き・朝ごはん」の推進をはじめ、食生活や運動習慣に関する情報提供・周知活動を行い、地域・住民等への意識啓発に取り組みます。	健康保険課

基本施策2-(2)障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援

障がい児及び発達面で支援が必要な子とその家族が安心して生活していくことができるよう、相談・情報提供体制の充実をはじめ、集団で保育及び教育を受けることができるよう、障がい児保育、特別支援教育を推進、放課後の居場所づくりなど、各課・関係機関等の連携により支援の充実に取り組みます。

また、発達が気になる子の早期発見や、施設・保護者への支援を実施するとともに、医療的ケア児の受け入れについても検討を行います。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	乳幼児発達支援教室(いるかクラブ)の推進	◆ 臨床心理士・言語聴覚士・保健師・保育士など専門家等と連携した経過観察を行うとともに、保護者からの相談に対応した助言・指導を行います。 ◆ 対象となる子が早期の支援につながるよう、発達に関する保護者への理解を深める取り組みと、教室参加促進に取り組みます。	健康保険課 福祉課
2	障がい児保育の推進	◆ 各村立保育所において加配保育士の配置を促進し、障がい児の受入体制を整えていきます。 ◆ 保健師や臨床心理士が保育所(公立・認可)への巡回相談を実施し、保育士や保護者からの相談対応への充実を図ります。	福祉課 健康保険課
3	特別支援教育の推進	◆ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校生活や学習上の困難を改善または克服するための支援方策を検討し、全ての教員が	教育委員会

		<p>共通理解のもとで支援していただけるよう校内研修を継続していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別支援教育支援員を継続して必要数配置をしていきます。 ◆ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。 	
4	障がいの特性に対応した施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育施設において、障がいの特性に応じた設備、備品等の整備を行います。 ◆ 学校では特別支援学級へのトイレ・シャワーの設置やICT機器を活用した教育の充実を図ります。 	福祉課 教育委員会
5	療育の連続性の確保推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育所、幼稚園、小中学校間の連携及び心理士等専門員との連携を強化していきます。 ◆ 庁舎内関係機関(母子保健・障害・保育・教育部門)で、情報共有に取り組みます。 	福祉課 教育委員会
6	就学指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 恩納村教育支援委員会において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学に関して、保護者との相互理解と信頼関係を築き、保護者の心情等に配慮した就学指導・就学相談を行い、保護者の意向を踏まえた就学判定を行います。 	教育委員会
7	放課後等デイサービス事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ サービス利用に必要な計画相談員と連携し、早期にサービスにつなげるように引き続き取り組みます。 	福祉課
8	日中一時支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ サービス提供事業所が少ないため、事業所との連携の強化に引き続き取り組みます。 	福祉課
9	医療的ケア児の受け入れに向けた整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在、対象者がいないため、医療的ケア児の受入は行っていませんが、今後の需要の高まりに備え、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講することをはじめ、関係機関と連携した体制整備を行います。 	福祉課 教育委員会

基本施策2-(3)児童虐待の防止に向けた取り組みの充実

児童虐待は、子どもの心身の成長をはじめ、その成長過程における人格形成に大きな影響を及ぼすものであり、未然防止の取り組みを推進することが求められていることから、関係機関等と連携して早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際の細やかな支援と再発防止に取り組めます。

また、虐待の要因は様々ありますが、早期の対応として子育て不安の解消が重要であるといわれていることから、若年世帯などのハイリスク世帯への相談対応等の実施を図ります。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	養育支援訪問事業の推進	◆ 専門的相談支援(保健師等)、育児家事支援による事業実施を強化していきます。	福祉課
2	要保護児童対策地域協議会の充実	◆ 関係機関(児相・警察・学校・保育所等)との情報共有の場(代表者・実務者・個別会議等)を設け、適切な連携のもと必要な支援を行っていきます。	福祉課
3	虐待のある家庭等に対する対応の充実	◆ 村内外の関係機関と連携し、必要に応じてケース会議を開催し、対応策の実行に取り組めます。	福祉課 教育委員会
4	児童虐待防止に向けた啓発活動の推進(新)	◆ 「児童虐待防止推進月間」に合わせた啓発活動をはじめ、広報誌やホームページ等を活用し、児童虐待防止に関する情報提供を行うなど、児童虐待防止に向けた取り組みを推進します。	福祉課

基本目標3:子育てしやすい社会環境の構築

基本施策3-(1)ひとり親家庭の自立支援(恩納村ひとり親家庭等自立促進計画) (新)

ひとり親家庭は、生活をする上で仕事と子育てを一人で担うことになり、時間的・気持ちの余裕がなく、子育てをはじめ、経済面での生活の不安や悩みを抱えやすい傾向がみられることから、ひとり親家庭が安心して生活がおくれるよう、必要な情報提供をはじめ、経済的な支援、子育てサポート、就業支援、関係団体の活動への支援などに取り組みます。

①子育てや生活支援の推進

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	保育サービスの充実	◆ 家庭状況も確認しながら、ひとり親家庭等の優先入所に繋げていきます。	福祉課
2	放課後児童クラブ利用者の負担軽減	◆ 世帯の経済状況によらず、放課後児童クラブを利用できるよう、母子・父子世帯や住民税非課税世帯等において利用料の負担軽減を図ります。	福祉課
3	母子寡婦福祉会の活動支援	◆ 村母子寡婦福祉会の周知を促すなど、恩納村社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携し引き続き支援していきます。	福祉課
4	支援ニーズの把握と村独自の施策の検討	◆ ひとり親家庭や関係団体からの意見や要望等を聞き取るなど、支援ニーズを把握し、必要に応じて新たな支援施策の検討をしていきます。	福祉課

②保護者の就業支援

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	ひとり親家庭の就業支援	◆ ひとり親が雇用に繋がりやすい支援をするために、資格取得等に要する費用の一部の助成を行う自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業等の利用促進を行います。	福祉課
2	相談窓口の周知	◆ 沖縄県女性就業・労働相談センターやグッジョブセンターおきなわ等、就職から生活に関わる関係機関に関する情報をホームページ等に掲載し、相談窓口を周知します。	福祉課

③養育費確保等への支援

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	養育費確保のための情報提供の推進	◆ 離婚時の養育費の取り決めによる確保は、その後の子どもの養育や生活基盤として重要なことから、養育費についての認識が社会的に定着するよう、沖縄県が実施している「離婚前後親支援事業」の紹介など、啓発・広報を行います。	福祉課
2	面会交流の支援	◆ 面会交流は、子どもの健やかな育ちを確保するうえでも有効であり、養育費を支払う意欲にもつながることから、適切な情報提供、相談・支援に努めます。	福祉課

④経済的支援

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	児童扶養手当の支給	◆ 児童を扶養するひとり親家庭の児童福祉の増進を図るとともに、生活の安定・自立支援を支援するために児童扶養手当の支給を行います。	福祉課
2	母子・父子家庭等医療費の助成	◆ ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立の支援を行います。	福祉課
3	給食費の無償化(再掲)	◆ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、村内公立・認可保育園(主食費、副食費)、幼稚園、小学校、中学校の給食費の無償化を実施します。	教育委員会 福祉課
4	就学援助	◆ 小・中学生のお子さんがある家庭に学用品や校外活動費などを援助します(審査基準あり)。	教育委員会
5	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度	◆ ひとり親家庭の経済的自立促進と児童の福祉増進を目的に、県が実施している「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」の制度について、利用者に適した貸付相談を行うとともに、制度の周知に努めます。	福祉課
6	奨学金による支援	◆ 大学等への進学者へ給付型奨学金または貸付型奨学金により、経済的支援を継続して実施します。	教育委員会
7	新生児聴覚検査費用助成事業(再掲)	◆ 医療機関において実施する新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成することにより、新生児の聴覚に関する異常の早期発見・早期療育に繋げていきます。	健康保険課

8	子育て用品支援事業 (再掲)	◆ 乳児期の子どもの健やかな成長を支援するため、子育て用品のレンタル費用を助成。子ども一人あたり10万円を上限に指定のベビーベッド、ベビーカー、チャイルドシート、ベビーバスをレンタルします。	健康保険課
9	1 か月健康診査費用助成事業(再掲)	◆ 乳児の1か月健康診査に要した費用を助成し、乳児の身体の発育状況、栄養状態等を把握するとともに、養育者への育児に関する相談や支援を実施します。	健康保険課
10	高校生通学費等一部補助事業	◆ 高校通学のため村外の高校に通学する生徒保護者に対する通学費の一部補助を継続して実施します。	教育委員会
11	恩納村子育て応援給付金(加算)	◆ 児童扶養手当受給者へ応援給付金を加算して給付を実施します。	福祉課

基本施策3-(2)子どもの貧困対策の推進 (新)

本村に住むすべての子どもの将来が経済的な困難や周囲から孤立している状況など、生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持って健やかに成長できる環境をつくることが求められていることから、本村における実態把握をはじめ、社会的に孤立している子どもやその世帯の早期発見・見守り、生活支援、教育を受ける機会の均等を図るなど、子どもの貧困対策を推進します。

①子育て、教育など生活の安定に向けた支援の推進

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	こども家庭センターの設置(新)	◆ 「こども家庭センター」は、すべての妊産婦、子育て世帯、また子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談と適切な支援につなげる役割を担うものであることから、子育て支援の充実を図るため、設置に向けた取り組みを推進します。	福祉課 健康保険課
2	子どもの貧困対策支援員配置事業	◆ 地域における子どもの貧困の現状把握をはじめとして、学校や関係機関等との情報共有し、各種行政支援につなげるための調整を行う取り組みを推進するため、支援員(スクールソーシャルワーカー)の配置を行います。	教育委員会
3	子どもの居場所づくりに向けた取り組みの推進	◆ 困窮等の経済的な理由等で行き場所のない子どもの居場所の設置を検討します。	福祉課

②保護者の就業支援の充実

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	生活困窮者自立相談支援事業	◆ さまざまな課題を抱え生活に困窮している方に対して、住居確保給付金や就業相談、一時生活支援など各種相談支援を行います。	福祉課

③経済的支援の充実

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	母子・父子家庭等医療費の助成(再掲)	◆ ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立の支援を行います。	福祉課 健康保険課
2	給食費の無償化(再掲)	◆ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、村内公立・認可保育園(主食費、副食費)、幼稚園、小学校、中学校の給食費の無償化を実施します。	教育委員会 福祉課
3	就学援助(再掲)	◆ 小・中学生のお子さんがある家庭に学用品や校外活動費などを援助します(審査基準あり)。	教育委員会
4	奨学金による支援(再掲)	◆ 大学等への進学者へ給付型奨学金または貸付型奨学金により、経済的支援を継続して実施します。	教育委員会
5	放課後児童クラブ利用者の負担軽減(再掲)	◆ 世帯の経済状況によらず、放課後児童クラブを利用できるよう、母子・父子世帯や住民税非課税世帯等において利用料の負担軽減を図ります。	福祉課
6	新生児聴覚検査費用助成事業(再掲)	◆ 医療機関において実施する新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成することにより、新生児の聴覚に関する異常の早期発見・早期療育に繋げていきます。	健康保険課
7	子育て用品支援事業(再掲)	◆ 乳児期の子どもの健やかな成長を支援するため、子育て用品のレンタル費用を助成。子ども一人あたり10万円を上限に指定のベビーベッド、ベビーカー、チャイルドシート、ベビーバスをレンタルします。	健康保険課
8	1か月健康診査費用助成事業(再掲)	◆ 乳児の1か月健康診査に要した費用を助成し、乳児の身体の発育状況、栄養状態等を把握するとともに、養育者への育児に関する相談や支援を実施します。	健康保険課

9	高校生通学費等一部補助事業(再掲)	◆ 高校通学のため村外の高校に通学する生徒保護者に対する通学費の一部補助を継続して実施します。	教育委員会
10	恩納村子育て応援給付金(再掲)	◆ 本村の未来を担う大切な子どもたちの健やかな成長のため経済的に支援を行うもので(一定条件あり)節目である小学校・中学校入学・中学校卒業に実施します。	福祉課

基本施策3-(3)子ども等の安全・安心の確保

本村を通る国道 58 号は交通量が多いことや二輪車等の暴走行為などもあることから、関係機関と協力して危険箇所の改善や注意喚起、交通取り締まり等を行っています。また、区の要請等による交通安全施設の設置などに取り組んでいますが、引き続き、子ども等の交通安全対策を推進していきます。

また、全国的にも子どもが犯罪に巻き込まれるケースも多く出てきていることから、教育・保育施設をはじめ、関係団体や機関が連携した取り組みなど、地域における防犯体制や教育・保育施設における防犯指導、地域の防犯設備の整備等の防犯対策の充実を図ります。

加えて、いつ災害が発生しても、その被害が最小限になるよう、教育・保育移設をはじめ各学校、地域における防災対策を実施します。

①交通安全対策の推進

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域及び関係機関との連携を図り、交通安全施設の設置、危険箇所の調査や改修等に取り組むために、合同点検を実施します。 ◆ 地域や各種団体、事業所との連携及び警察署と協力し、暴走行為の抑止対策の充実に取り組めます。 ◆ 通学路等、歩道等の整備を進めます。 	総務課 建設課
2	交通安全指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画的に各村立幼稚園、小学校低学年児童への交通安全教室を実施していきます。 ◆ 通学路交通安全プログラムの策定を行い、警察署等の関係機関と連携し、交通安全に努めていきます。 	教育委員会
3	交通安全思想の普及	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域と一体になり、通学路の街頭指導を強化し、子ども達への交通安全意識の啓発に繋げていきます。 	総務課

②防犯対策の充実

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	地域防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警察署と連携した地域への犯罪に関する情報の提供を行うとともに、地域・家庭・学校が一体となった取り組みを行います。 ◆ 登下校時の見守りや子どもの遊び場等のパトロールができるよう、地域と連携した防犯対策の充実に取り組みます。 ◆ キッズガード(地域のボランティアで園児が散歩など施設外に出る際、周りに危険がないか等を同行して見守る。)については、必要性について関係機関と検討していきます。 	福祉課 総務課
2	防犯指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 村立保育所では、不審者対策訓練を実施し、学校では、不審者侵入時の体制フローに基づき、教職員への研修を実施していきます。 ◆ 地域住民による見守り活動や「こども 110 番の家」など地域と協力して防犯体制の強化を図っていきます。 ◆ 不審者情報などに迅速に対応していくために、関係機関との連携を強化していきます。 	福祉課 教育委員会 総務課
3	防犯設備の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域と連携し防犯設備の整備及びその維持管理を行うとともに、抑止効果の高い設備について調査・検討し、計画的な整備を進めていきます。 ◆ 保育所、学校に設置されている防犯カメラのモニター確認や、校門扉の開閉等を徹底するなど、継続して実施していきます。 	福祉課 教育委員会 総務課

③防災対策の推進（新）

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	保育・教育施設及び学校における防災意識の醸成	◆ 教育・保育施設及び学校において、防災意識の醸成を図るとともに、地域及び自主防災組織などと連携した避難訓練を実施します。	福祉課 教育委員会 総務課
2	恩納村地域防災計画に基づく防災対策の推進	◆ 村民の防災意識の醸成を図るための広報・周知をはじめ、危険箇所や避難所などの情報提供、防災訓練の実施など防災対策を推進します。	総務課

基本施策3-(4)仕事と家庭の両立支援

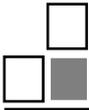
子どもが健やかで、より良い成長をする上で、男女ともに子育てに参加することが重要な要素となっています。

そのために、村民及び事業所に向けて、男女ともに子育てに参加することの重要性をはじめ、長時間労働の解消による家族との余暇時間がもたらす影響や仕事の効率化、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりの重要性に関する広報・啓発活動に取り組みます。

なお、意識啓発活動の実施にあたっては、恩納村商工会などの関係機関と連携して推進します。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	村民に向けた啓発活動の実施	◆ 国・県等の関係機関から提供されたワーク・ライフ・バランス等の情報を住民向けに発信するなど、幅広い啓発を進めます。	商工観光課 総務課
2	事業所等に対する啓発活動の実施	◆ 国・県等から提供された情報を恩納村商工会などの関係機関と協力して事業所向けに発信するなど幅広い啓発を進め、子育て世代が働きやすい職場環境づくりに取り組みます。	商工観光課 総務課



第5章 量の見込みと確保方策について

1. 教育・保育提供区域について

■教育・保育提供区域の考え方について

身近な地域で希望する教育・保育等のサービスを利用しやすくするために、国は子ども・子育て支援事業計画基本指針において、市町村は、地域の実情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」（以下、「提供区域」という）を設定することを義務づけています。提供区域の範囲は市町村の裁量に任されており、提供区域ごとに事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保の方法と実施時期を示さなければならないとされています。指針では、「教育・保育提供区域」の設定や運用について、以下の考え方を示しています。

【提供区域設定の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
（施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則）ただし、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用の実情に応じて、子どもの認定区分ごとの設定または事業ごとに設定することができる。
- 提供区域内で供給が不足する場合、提供区域内に認可基準を満たす新規申請があれば、原則認可しなければならない。

上記の区域設定の考え方を踏まえつつ、縦に細長い地勢という本村の特性、小学校区単位で区域を設定した場合に、どの区域も子どもの人口規模が小さく、今後の需給調整のための教育・保育施設の整備や事業を進める上でバランスが取りづらい面が多くなることから、村全体を1区域とすることで需給調整等がより柔軟にできるとともに、利用者にとっても村全域だとわかりやすく、利便性が良いとの検討を行った第1期計画を踏襲して「教育・保育提供区域」は

村全域(1区域)とします。

2. 将来人口推計結果と量の見込みの算出方法

(1)人口推計の概要

子ども・子育て支援事業等の量の見込みの算出に当たっては、将来人口推計を踏まえて反映させていくことになります。

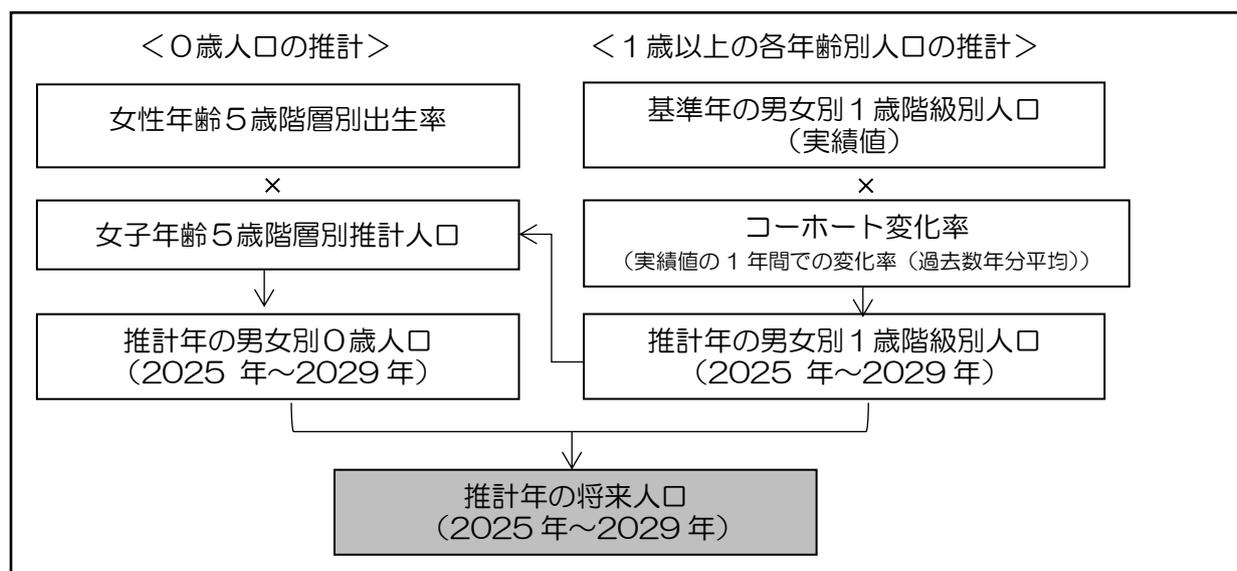
人口推計については、各年齢別・各年別に推計することができるよう、コーホート変化率法で実施しています。

【コーホート変化率法について】

「コーホート」とは同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことをいいます。

過去における実績人口の増減を変化率として捉え、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法です。

【人口推計の方法】



【第3期計画期間の推計児童数】

	(実績)					(推計値)				
	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
0歳	82	66	74	60	61	67	68	68	71	72
1歳	81	81	74	74	60	64	70	71	71	74
2歳	108	84	81	80	75	62	66	72	73	73
3歳	112	116	84	76	76	72	59	63	69	70
4歳	91	109	118	86	82	79	75	62	66	72
5歳	117	94	110	119	79	81	78	74	61	65
6歳	101	122	99	114	118	81	83	80	76	63
7歳	114	105	124	96	120	119	82	84	81	77
8歳	113	117	108	123	101	123	121	84	86	83
9歳	96	115	110	114	122	101	123	121	84	86
10歳	125	96	116	110	111	122	101	123	121	84
11歳	123	122	94	116	109	110	121	100	122	120
0歳	82	66	74	60	61	67	68	68	71	72
1・2歳	189	165	155	154	135	126	136	143	144	147
3～5歳	320	319	312	281	237	232	212	199	196	207
就学前計	591	550	541	495	433	425	416	410	411	426
6～8歳	328	344	331	333	339	323	286	248	243	223
9～11歳	344	333	320	340	342	333	345	344	327	290
小学生計	672	677	651	673	681	656	631	592	570	513
対象児童計	1,263	1,227	1,192	1,168	1,114	1,081	1,047	1,002	981	939

■第3期計画期間(令和7～令和11年)における児童数の推計結果について

0～5歳人口：第2期計画期間においては、令和2年の591人から減少傾向で推移してまいりますが、0歳人口は微増で推移することから、第3期計画期間においては、概ね令和6年と比較すると令和11年は7人減の推計結果となっています。

6～11歳人口：0～5歳人口と同様に、第2期計画期間においては、増減を繰り返しており、第3期計画期間においては、減少傾向で推移する推計結果となっています。

(2)量の見込みの算出方法

第3期計画期間の今後5年間における幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の実施について、将来の人口推計を踏まえ必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

①認定区分について

量の見込みは、「認定区分」や「家庭類型」などを振分けた上で算出を行うことになっています。認定区分については、年齢と保育の必要性(事由・区分)に基づき、1・2・3号に区分します。

◆認定区分と提供する施設

認定区分		認定区分の内容	一般的に提供する施設
1号認定		3～5歳:学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定	(教育)	3～5歳:教育の必要性あり	幼稚園・認定こども園
	(保育)	3～5歳:保育の必要性あり	保育所・認定こども園
3号認定		0～2歳:保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

②家庭類型について

幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分に対し、どれだけの家庭が該当するのかを想定する必要があります。

そのため、ニーズ調査結果をもとに、配偶者の有無、両親の就労状況、今後の就労形態・就労時間の転換希望、現在利用している教育・保育施設、今後利用したい教育・保育施設より、以下の8種類の類型化を行っています。なお、類型化した区分を家庭類型と言い、「現在の家庭類型」を基本に、今後の就労形態・就労時間の希望を踏まえ、「潜在的な家庭類型」を算出するとともに、潜在的な家庭類型による教育・保育施設やサービスの利用意向割合と将来の推計児童数を用いて量の見込みを算出しています。

◆家庭類型

- A :ひとり親家庭
- B :フルタイム共働き
- C :フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している(希望する)家庭
- C' :フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している(希望する)家庭
- D :専業主婦(夫)家庭
- E :パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している(希望する)家庭
- E' :パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している(希望する)家庭
- F :無業×無業

3. 教育・保育施設の現状と確保方策の考え方

幼児期の教育・保育施設における現状と、量の見込みに対する確保方策の考え方は以下の通りです。

【1号認定及び2号(教育)の確保方策について】

現 状	公立幼稚園(4園※2園休園中)、39人が利用しています。
確保方策	1号認定及び2号認定(教育)の量の見込みに対しては、既存施設の現状の定員枠で十分な対応が可能な状況です。

【2号(保育)認定及び3号認定(0～2歳児)の確保方策について】

現 状	公立保育所(2園)及び認可保育所(3園)、小規模保育施設(1園)、家庭的保育施設(1園)の計7施設で334人の定員となっています。
確保方策	ニーズを踏まえた量の見込みに対して、既存の保育施設における定員枠及び令和8年度公立認定こども園、幼保連携型認定こども園の数値を確保方策の値として計上することで、量の見込みに対応していきます。

【確保方策のまとめ】

第3期計画期間(令和7～11年度)において、第2期計画期間に比べ就学前・小学生の対象児童数はともに減少傾向で推移することが想定されます。

第3期においては、「恩納村保育所・幼稚園の在り方に関する基本方針」に基づき、新たに令和8年度からは公立認定こども園1園、公私連携幼保連携型認定こども園の移行に伴い、3歳からの1号認定の枠を充実させ、これまで同様2号3号認定の受け皿の不足を発生させず、充実したサービスの質と量の確保と本村の特定教育・保育施設の適正規模・適正配置に努めます。

■教育・保育の見込み量と確保方策(認定区分における確保方策)

第3期計画期間において、令和8年度からは、「認定こども園への移行」にともなう受け皿としての確保量を計上しています。

【量の見込みと確保の内容】

■令和7年度

単位:人

		3歳未満保育 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)		3歳以上 教育のみ (1号認定)
		0歳	1・2歳	保育	教育	
①量の見込み		32	91	138	69	15
確保の内容	幼稚園	0	0	0	30	60
	認定こども園	0	0	0	0	0
	公立保育所	9	45	76	0	0
	私立保育園	9	57	108	0	0
	地域型	10	23	0	0	0
②確保計		28	125	184	30	60
差引 ②-①		▲4	34	46	▲39	45

※3歳以上(2号認定)教育の▲39については、令和7年度の2号認定の保育で補うものとします。

■令和8年度

単位:人

		3歳未満保育 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)		3歳以上 教育のみ (1号認定)
		0歳	1・2歳	保育	教育	
①量の見込み		34	98	126	63	14
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	12	57	66	64	31
	公立保育所	6	24	18	0	0
	私立保育園	9	36	42	0	0
	地域型	11	22	0	0	0
②確保計		38	139	126	64	31
差引 ②-①		4	41	0	1	17

■令和9年度

単位:人

		3歳未満保育 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)		3歳以上 教育のみ (1号認定)
		0歳	1・2歳	保育	教育	
①量の見込み		35	104	117	58	13
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	12	57	66	64	31
	公立保育所	6	24	18	0	0
	私立保育園	9	36	42	0	0
	地域型	11	22	0	0	0
②確保計		38	139	126	64	31
差引 ②-①		3	35	9	6	18

■令和10年度

単位:人

		3歳未満保育 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)		3歳以上 教育のみ (1号認定)
		0歳	1・2歳	保育	教育	
①量の見込み		35	104	117	58	13
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	12	57	66	64	31
	公立保育所	6	24	18	0	0
	私立保育園	9	36	42	0	0
	地域型	9	19	0	0	0
②確保計		36	136	126	64	31
差引 ②-①		1	32	9	6	18

■令和11年度

単位:人

		3歳未満保育 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)		3歳以上 教育のみ (1号認定)
		0歳	1・2歳	保育	教育	
①量の見込み		36	106	123	62	13
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	12	57	66	64	31
	公立保育所	6	24	18	0	0
	私立保育園	9	36	42	0	0
	地域型	9	19	0	0	0
②確保計		36	136	126	64	31
差引 ②-①		0	30	3	2	18

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の考え方

地域子ども・子育て支援事業については、市町村において事業を行うものですが、市町村の地域の実情に応じて実施する事業となっていることから、今後本村における地域の状況やニーズを勘案しながら、必要に応じて各事業に対応していきます。

なお、各事業内容は、国の示す事業内容を踏まえて、本村の取り組み方針を掲載しています。

①利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
現 状	利用者支援事業としての設置はないものの、保健師を配置し、各種子育て相談等に対応しています。
確保の考え	現状の取り組みで対応するものとして、確保方策を計上します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	1カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
確保の内容②	1カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
差引 ②-①	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

①-1 こども家庭センターの設置(利用者支援事業の1類型)

【新規】

事業内容	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を実施するとともに、地域の関係主体とつながりながら、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメントする事業です。
現 状	新規事業のため実績はありません。
確保の考え	本事業の実施に向けて、母子保健分野・児童福祉分野が連携して必要性について検討を行います。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	0カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
確保の内容②	0カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
差引 ②-①	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

①-2 妊婦等包括相談支援事業(利用者支援事業の1類型)

【新規】

事業内容	妊婦のための支援給付を行うに当たって、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。
現 状	新規事業のため実績はありませんが、現状において同様の取り組みを実施しています。
確保の考え	現状において、実施している取り組みで対応します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	130回	130回	130回	130回	130回
確保の内容②	1人当たり3回の面談が必要、2回目はアンケート可				

②妊婦健康診査

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
現 状	今後も、妊婦が安心して妊娠期を過ごせるように妊婦健康診査受診票活用を周知し、支援の充実を図ります。
確保の考え	0歳人口の推計値を量の見込みとして全数を確保するものとします。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	938人回	952人回	952人回	994人回	1,008人回
確保の内容②	938人回	952人回	952人回	994人回	1,008人回
差引 ②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

③乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業内容	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
現 状	コロナ禍以降、保健師による全戸訪問を実施していますが、令和7年度からは母子推進員による訪問を再開していきます。
確保の考え	0歳児の推計児童数を確保方策として計上し、同数確保するものとしています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	67人	68人	68人	71人	72人
確保の内容②	67人	68人	68人	71人	72人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

④延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
現 状	現在6園で実施しています。
確保の考え	量の見込みに対して、現在の受け入れ枠で対応可能であることから、現在の定員を維持することとし、確保方策として計上しています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	133人	130人	128人	128人	133人
確保の内容②	133人	130人	128人	128人	133人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑤-1 一時預かり事業(幼稚園における預かり保育事業)

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園で一時的に預かる事業です。 幼稚園型: 現行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定の園児を主な対象として実施しています。
現 状	現在公立幼稚園2園で実施し、30人を受け入れています。
確保の考え	令和8年度より公私連携型こども園の創設に伴い、量の見込みに対応する確保方策として計上しています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	17,992人日	16,441人日	15,433人日	15,200人日	16,053人日
確保の内容②	17,992人日	16,441人日	15,433人日	15,200人日	16,053人日
差引 ②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑤-2 一時預かり事業(一般型)

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所で一時的に預かる事業です。
現 状	現在保育士の確保が厳しいため、村立保育所2か所、認可保育園で1か所での実施となっています。
確保の考え	保育士確保の状況にもよりますが、今後も実施できるよう確保方策として計上しています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	418人日	411人日	406人日	407人日	422人日
確保の内容②	418人日	411人日	406人日	407人日	422人日
差引 ②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑥養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
現 状	専門的相談支援(委託保健師1名)で実施しています。
確保の考え	これまでの実績や支援体制を充実させることで、今後も量が見込まれることを踏まえ、確保方策を計上しました。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	3人	3人	3人	3人	3人
確保の内容②	3人	3人	3人	3人	3人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑦ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
現 状	やんばる町村ファミリー・サポート・センターによる北部10町村による広域預かりを実施しています。
確保の考え	サポート会員、利用者会員を増やすため、各種講座や事業案内の周知を図っていきます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	650人日	650人日	650人日	650人日	650人日
確保の内容②	650人日	650人日	650人日	650人日	650人日
差引 ②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑧子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業です。
現 状	現在、恩納村には受け入れる施設等もないので実施していません。
確保の考え	量の見込みも少なく、また受け入れる施設もないものの、今後、委託先を検討していくため、令和8年度からの確保方策を計上しています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	0人日	7人日	7人日	7人日	7人日
確保の内容②	0人日	7人日	7人日	7人日	7人日
差引 ②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑨病児保育事業

事業内容	病児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
現 状	村内認可保育園 3 か所で体調不良児受け入れを実施しています。 やんばる町村ファミリー・サポート・センターでの実績はありません。
確保の考え	村内には医療機関も少なく、今後も病児保育実施の施設確保は厳しいことが予想されますが、令和8年度から公私連携幼保連携型認定こども園で病児保育病後児・体調不良児各1か所、認可保育所 2 か所で体調不良児の受け入れを確保方策として計上しています。 やんばる町村ファミリー・サポート・センターと協議していきます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	1,155 人日	1,130 人日	1,114 人日	1,117 人日	1,158 人日
確保の内容②	400 人日	500 人日	600 人日	700 人日	700 人日
差引 ②-①	▲755 人日	▲630 人日	▲514 人日	▲417 人日	▲458 人日

⑩地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
現 状	恩納村では、1か所で実施しています。(村立山田保育所2階) 恩納村は地理的にも、南北に細長く、支援センターは南地区にあるために、年間で「出前保育」と称して中央地区(保健福祉センター)に出向いています。
確保の考え	現行で対応可能と判断し、確保方策を計上しています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	20 人回				
確保の内容②	1 カ所				

⑪放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
現 状	村内には、現在各小学校内に4施設(6支援実施)の放課後児童クラブで、214名の児童が利用しています。
確保の考え	公的施設内への学童整備により、施設面積も広くなり受入人数の増加や支援数の増加にも対応できます。また令和8年度以降待機児童解消のため、幼稚園施設の跡地利用として、確保方策を計上しています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	214人	214人	214人	214人	214人
確保の内容②	人	222人	222人	242人	242人
	設置数	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所
差引 ②-①	11人	11人	11人	11人	11人

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
現 状	現在、恩納村では実施していません。
確保の考え	今回の確保方策には計上していません。今後、村独自の実施事業(予定事業も含む)において類似事業の有無を確認し、需要が見込まれる場合は、検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。
現 状	現在、実施していません。
確保の考え	今後も恩納村での実施の可能性は低いと思われるため、確保方策には計上していません。今後、新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
現 状	恩納村要保護児童対策地域協議会で関係機関とケース会議等を実施しています。
確保の考え	今後も恩納村要保護児童対策地域協議会として関係機関との連携等を十分にとりながら、進めていくものとします。

⑮子育て世帯訪問支援事業

【新規】

事業内容	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として、訪問して子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。
現 状	新規事業のため実績はありません。
確保の考え	第3期計画期間は見込まないものとし、今後、地域資源開拓や体制整備を行います。

⑯児童育成支援拠点事業

【新規】

事業内容	養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設して児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。
現 状	新規事業のため実績はありません。
確保の考え	時期は今後、関係機関と協議し検討していくものとし、確保方策は計上していません。

⑰親子関係形成支援事業

【新規】

事業内容	要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。
現 状	新規事業のため実績はありません。
確保の考え	第3期計画期間において、対象者を把握し、実施に向けて検討することとし、確保方策は見込みません。

⑱産後ケア事業

事業内容	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施します。
現 状	恩納村では、訪問型と通所型が利用できます。
確保の考え	利用状況を踏まえ、確保方策を計上します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	408人日	408人日	408人日	408人日	408人日
確保の内容②	408人日	408人日	408人日	408人日	408人日
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑩乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【新規】

事業内容	保護者の就労の有無や理由を問わず、教育・保育施設に通っていない0～2歳までの乳幼児(未在園児)を月一定時間までの利用可能枠のなかで、保育所等へ通園できるように受け皿を確保する事業です。
現 状	新規事業のため実績はありません。
確保の考え	令和8年度から余裕活用型として実施することとして、確保方策を計上しています。

0 歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	420 人日	408 人日	396 人日	432 人日	432 人日
確保の内容②	0 人日	528 人日	528 人日	528 人日	528 人日
差引 ②-①	▲420 人日	120 人日	132 人日	96 人日	96 人日

1 歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	210 人日	228 人日	234 人日	240 人日	246 人日
確保の内容②	0 人日	264 人日	264 人日	264 人日	264 人日
差引 ②-①	▲210 人日	36 人日	30 人日	24 人日	18 人日

2 歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	210 人日	228 人日	234 人日	240 人日	246 人日
確保の内容②	0 人日	264 人日	264 人日	264 人日	264 人日
差引 ②-①	▲210 人日	36 人日	30 人日	24 人日	18 人日

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子どもの健やかな育ちを保障するため、子どもの成長過程や生活に関わる様々な分野が密接に連携し、施策の総合的・効率的な推進を図ることが重要となります。

そのため、保健・医療・教育・保育・福祉の各分野の関係者及び関係機関とともに、家庭や地域、事業所、関係団体等と連携・協力体制の充実に努めます。

2. 人材確保及び計画の周知

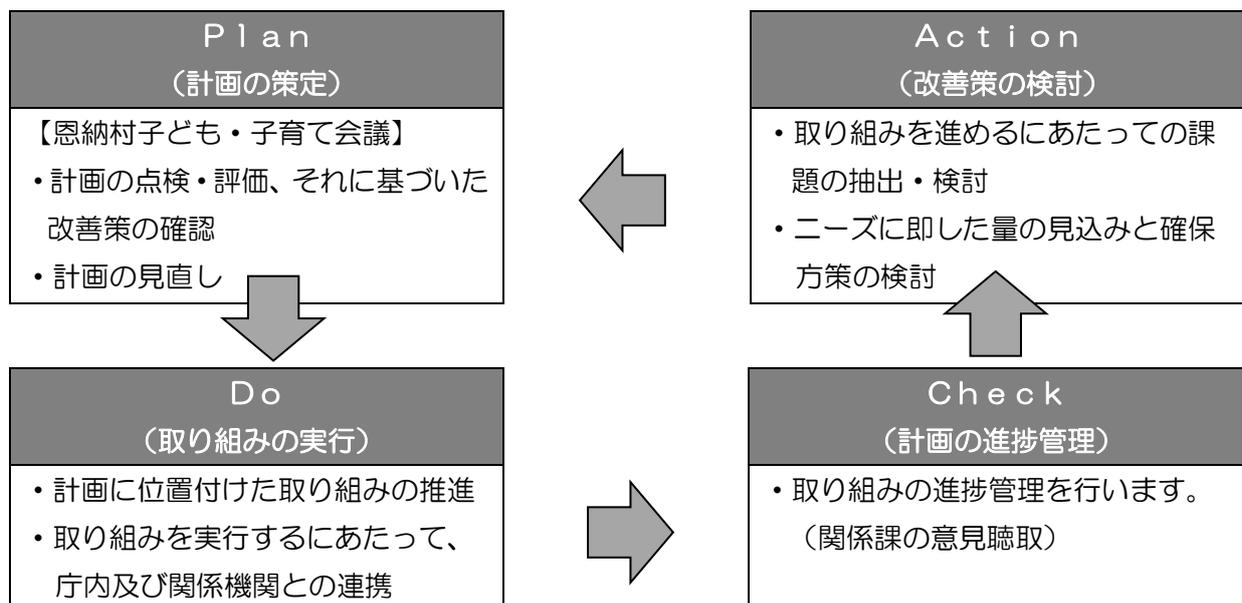
本計画に位置付けられている取り組みは、子どもが生まれる前からの母子保健に関する取り組みをはじめ、教育・保育施設の受け皿の確保に関する事項、要保護児童への対応や障がい児施策など、子育てに関する幅広い分野が掲げられています。これらの取り組みを充実させるには、保育士や幼稚園教諭、保健師、特別支援教育支援員等の専門員の確保が不可欠であることから、本村の子育て家庭のニーズに対応できるよう、関係機関と連携し専門員等の人材の育成・確保に努めます。

また、専門員だけでなく、本村の将来を担う子どもが健やかに育つには、地域社会の協力も重要なものであることから、本村における子ども・子育て支援の意義並びに本計画の周知を図り、計画推進への参画を促します。

3. 計画の進捗管理・点検

本計画で位置付けられている様々な取り組みの進捗状況について、「恩納村子ども・子育て会議」において、毎年度点検・評価を行うとともに、評価に基づいて改善策を検討するとともに、計画の見直しを図ります。

【計画の進捗管理のイメージ】



資料編

資料編

○恩納村子ども・子育て会議設置規則

平成25年9月27日

規則第9号

(設置)

第1条 この規則は、恩納村附属機関設置条例（昭和53年恩納村条例第7号）第3条の規定に基づき、恩納村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他村長が認める者のうちから村長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、委員長が招集する。

2 子育て会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、第2条に規定する所掌事務に関し、特定な事項を審議するため部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に委員長が指名する部会長を置く。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長が指名する部会の委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、子育て会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年恩納村条例第10号）の規定を適用する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和6年度 恩納村子ども子育て会議委員名簿

所属または団体の名称	氏 名	備考
恩納村副村長	山城 雅人	
沖縄キリスト教短期大学教授	照屋 建太	
恩納村PTA連合会長	新垣 早苗	
恩納村区長会会長	宮平 英太	
学童クラブ代表	長浜 靖代	
恩納村社会福祉協議会 事務局長	漢那 正	◎委員長
恩納村総務課長	宮平 覚	
教育委員会 学校教育課長	仲村 泰弘	
教育委員会 主任指導主事	本山 陽一朗	
安富祖小学校 校長	山内 久江	
健康保険課長	當山 香織	
福祉課長	石川 司	○副委員長
村立保育所長代表	宮里 ゆかり	

